

別添

※ 令和6年度指定障害福祉サービス事業者集団指導資料

施設・事業所における  
利用者の安全確保のための体制整備等

東京都福祉局障害者施策推進部  
地域生活支援課就労支援担当  
施設サービス支援課障害者支援施設担当

7 福祉障施第1490号  
令和7年8月26日

各障害者支援施設管理者 様  
各障害福祉サービス事業者管理者 様

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

障害福祉サービス事業所等における利用者に対する安全の確保や  
管理体制の徹底について（通知）

都においては、令和7年4月24日付で「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」により、事故防止対策を依頼しているところです。また、事故防止の更なる徹底のため、令和7年7月22日付で集団指導の研修動画を送付したところです。

しかしながら、今般、都内施設において、余暇活動中に利用者を乗せた車両が道路脇の電柱に衝突し、乗車していた利用者が亡くなる事故が発生しました。

事業所等においては、交通事故防止のために日頃からリスクを意識し、マニュアルの策定やその運用について、委託事業者も含めて組織的に確認する必要がありますので、下記の事項をご確認の上、利用者の安全管理を徹底していただくようお願いいたします。

#### 記

- 1 集団指導の受講（対象：施設入所支援、生活介護、就労系サービス）  
別添「令和7年度事故等防止対策に係る集団指導の実施について」とおり8月8日までとしていた受講期限を当面の間延長するため、未受講の事業所等においては受講及びアンケートに回答すること。また、受講後は研修内容を踏まえて事故防止に努めること。
- 2 安全運転管理者等の業務の徹底  
一定台数以上（※）の自動車を使用する者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければならない。運転者の状況把握や安全運転確保のための運行計画の作成など、安全運転管理者が行う業務を改めて確認し徹底すること。  
※乗車定員が11人以上の自動車・・1台以上 その他の自動車・・5台以上
- 3 安全管理マニュアルの策定  
車両の運行に当たって、安全管理マニュアルを策定した上で、事業所等と保護者で共有し、安全確保に努めること。また、策定するだけでなく、適切に運用されているかの点検を組織的に行うこと。

なお、別添のとおり令和4年10月13日付で厚生労働省から事務連絡が発出され、「毎日使えるチェックシート」及び「送迎業務モデル例」が示されているので参考にすること。

#### 4 事業所等における事故防止意識の共有

車両の運行については、事業所等の運営にかかわる全ての職員が危機管理について共通した認識を持って支援できるよう、日頃からヒヤリハット事例の共有などにより事故防止意識を高めること。

#### 5 万が一重大な事案が発生した場合の対応について

事故発生時には、利用者の健康状況を速やかに医療職が確認するとともに、外出時等で確認ができない場合等においては、救急要請、医療機関受診等も行うこと。

#### 【参考】

- ・別紙1 「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」  
(令和7年4月24日付7福祉障施第221号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)
- ・別紙2 「令和7年度 事故等防止対策に係る集団指導の実施について」  
(令和7年7月22日付7福祉障施第1201号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)
- ・別紙3 「安全運転管理者制度の概要」(警察庁HPより)  
(掲載先) 警察庁HP  
<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzenuntenkanrisya/index.html>
- ・別紙4 「障害福祉サービス事業所等における車両による送迎にあたっての利用者の安全管理の徹底について」  
(令和7年7月1日付7福祉障施第1028号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)
- ・別紙5 「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について」  
(令和4年10月13日付厚生労働省事務連絡)
- ・別紙6 「毎日使えるチェックシート」
- ・別紙7 「送迎業務モデル例」  
(掲載先) 子ども家庭庁HP  
[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen\\_kanri/](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/)

**【担当】**

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援 A 型、B 型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助 (GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

7 福祉障施第221号  
令和7年4月24日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

### 施設・事業所における事故等防止対策の徹底について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。

しかしながら、利用者の障害特性に起因した事故、職員の過失、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。各施設・事業所におかれましては、改めて利用者に対する支援状況の確認、ヒヤリハット事例の分析と合わせて事故防止マニュアルの作成及び再検討、リスク管理の徹底、職員研修の実施等を行うことで、事故防止対策を徹底していただくようお願いします。

上記対策を講じた上でも、万が一事故等が発生した場合には、直ちに必要な措置を講ずるとともに、下記により都に対する報告をお願いいたします。特に、死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせがある事故は、速やかに電話等で都の各所管に報告をお願いします。

記

#### 1 報告対象事故等

- ① 死亡事故（誤嚥によるもの等）
- ② 入院を要した事故（持病による入院等は除く）
- ③ （②以外の）医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故
- ④ 薬の誤与薬（その後の経過に関わらず、事案が発生した時点で要報告）
- ⑤ 無断外出
- ⑥ 感染症の発生
- ⑦ 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故
- ⑧ 事件性のあるもの（職員による暴力事件等）
- ⑨ 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの
- ⑩ 施設運営上の事故の発生（不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出等）
- ⑪ 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）
- ⑫ その他特に報告の必要があると施設が判断したもの
- ※ 障害者虐待（疑いを含む）事案については、区市町村（障害児入所施設は児童相談所

もしくは区市町村子供家庭支援センター）への通報義務があります。

※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

## 2 報告方法

事故報告書の提出は、事故報告書提出フォームによる報告を原則としますが、**死亡事故や事件性の高い事故、報道機関等からの問い合わせが想定される事故等については、発生後直ちに各所管宛電話による報告をお願いします。**

また、その後、可能な限り速やかに別紙様式例を参考に各所管提出フォームに事故報告書（第1報）の御提出をいただいた上で、その後続報を提出してください。

事故等に応じて、東京都への報告に加え、保護者・区市町村（原則として実施機関）・関係機関（警察・消防・保健所等）への連絡も行ってください。

※1 事故の状況等によっては、現地確認を実施する場合があります。

※2 事故報告書のファイル名を「【事故報告】施設・事業所名（サービス種別＊）第〇報」としてください。

\*多機能型事業所等の場合は事故に係るサービス種別を記載

(例) 【事故報告】〇〇福祉園（生活介護）第1報

## 3 自然災害発生の際の東京都への報告

近年、台風や地震などの大規模な自然災害が多く発生しています。日頃から、災害等への備えを進め、利用者の安全を確保する体制を整えていただきますようお願いします。

また、施設・事業所の建物の損壊や人的被害が発生した場合には、事故同様、利用者、職員の皆様の安全確保や施設の運営継続等の対応を優先した上で、速やかに被害状況について東京都まで御連絡くださいますようお願いします。

## 4 令和6年度報酬改定に伴う運営の適正化について

令和6年度報酬改定により、別紙1に記載する各事項が未実施の場合等、新たに減算の創設又は見直しが行われているとともに、運営基準の改正も行われておりますので、改めて御確認願います。

## 5 その他

近年発生している主な重大事故事例について別紙2のとおりまとめました。各施設・事業所での同様の事故の発生を防止するための参考としてください。

## 6 報告先

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】（都立施設及び都立民間移譲施設を除く）

施設サービス支援課 障害者支援施設担当 電話 03-5320-4156

＜提出先＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/826020>

【都立施設及び都立民間移譲施設】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当 電話 03-5320-4157

＜提出先＞

<https://logoform.jp/form/tmgform/827929>

**【就労移行支援・就労継続支援 A型、B型・就労定着支援】**

地域生活支援課 就労支援担当 電話 03-5320-4158

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/829775>

**【共同生活援助（GH）・短期入所】**

地域生活支援課 居住支援担当 電話 03-5320-4151

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/702093>

**【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】**

地域生活支援課 在宅支援担当 電話 03-5320-4325

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/830433>

**【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当 電話 03-5320-4374

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/835126>

**【重症心身障害児（者）通所事業】**

施設サービス支援課 療育担当 電話 03-5320-4376

**<提出先>**

<https://logoform.jp/form/tmgform/1002061>

1 令和 6 年度報酬改定に伴い、以下の各事項が未実施である場合等には、新たに減算の創設又は見直しが行われています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

(1) **虐待防止措置未実施減算（創設）**

- ①虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への周知
- ②虐待防止研修の定期的な実施
- ③上記①及び②の取組を行うための担当者の配置

上記①から③の取組が適切に実施されていない場合、所定単位数の 1 % を減算

(2) **身体拘束廃止未実施減算（見直し）**

- ①身体拘束を行う場合、その態様、時間、利用者の状況、やむを得ない理由等を記録
- ②身体拘束適正化検討委員会の定期的な開催及びその結果を従業者へ周知
- ③身体拘束適正化指針の整備
- ④虐待防止研修の定期的な実施

上記①から④までの取組が適切に実施されていない場合、以下の通り減算額を見直し

**【施設・居住系サービス※ 1】**

1 日につき 5 単位減算から所定単位数の 10 % 減算に見直し

**【訪問、通所系サービス※ 2】**

1 日につき 5 単位減算から所定単位数の 1 % 減算に見直し

※ 1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※ 2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く。）

(3) **業務継続計画未策定減算（創設）**

- ①業務継続計画の策定
- ②業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

**【施設・居住系サービス】**

所定単位数の 3%を減算

**【訪問、通所系サービス】**

所定単位数の 1%を減算

**<経過措置>**

- ・就労選択支援については、令和 9 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない

**(4) 情報公表未報告減算（創設）**

障害者総合支援法第 76 条の 3 第 1 項又は児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表に係る報告がなされていない場合、以下のとおり減算

**【施設・居住系サービス】**

所定単位数の 10%を減算

**【訪問、通所系サービス】**

所定単位数の 5%を減算

**2 運営基準の見直し**

令和 6 年度報酬改定に伴い、以下のとおり運営基準が見直されています。なお、本資料に記載してある事項は、障害福祉サービス等における横断的な改定事項に絞って記載していますので、各サービスそれぞれの改定内容については別途確認してください。

**(1) 意思決定支援の推進**

① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記され、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映された。

② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認しなければならない。

※障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

**(2) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）**

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握すると

ともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき旨明記された。

※計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス

### (3) 個別支援計画の共有

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならない。

※短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス

## 《主な重大事故の事例》

### 【事例①】利用者が踏切に立ち入り電車に轢かれる死亡事故

#### 《事故の概要》

余暇支援中に利用者が踏切内で立ち往生し、電車に轢かれて死亡。

#### 《原因》

- 利用者は電車が好きで、これまでも余暇支援中に踏切で電車の見学をする余暇支援を実施。
- 支援員は車を踏切付近に停車させ、利用者だけ降りて電車見学を実施。
- 支援員が適切な見守りを怠り、踏切の警報音が鳴っているにも関わらず、利用者が踏切から退避していない状況に支援員が気付けなかった。

#### 《再発防止策》

- 外出支援時には支援員の他、添乗員を付けるなど、見守り体制を強化
- 外出支援時の見守りや安全対策についてマニュアルの見直しをし、全職員に対して注意喚起

### 【事例②】送迎車両による交通事故（死亡事故）

#### 《事故の概要》

利用者を送迎中に運転手の前方不注意により、衝突を回避するため、車両が歩道に乗り上げ、運転手がパニックになり、そのまま走行し、歩行者を轢いて死亡させた。

#### 《原因》

- 前方に車両が停車しているにもかかわらず、速度を落とさずに走行していたため、急な右折車に対応できなかった。
- 衝突を回避するため左にハンドルを切り、歩道をそのまま走行。
- 前方に歩行者がいるにもかかわらず、運転手が混乱し、ブレーキを踏まなかった。

#### 《再発防止策》

- 安全運転管理責任者の届出をし、運転者の適性を定期的に把握
- 安全運転指導を適切に実施するため、研修の実施などを検討
- 自動ブレーキ等、安全装置が装備された車両の導入

### 【事例③】誤嚥による窒息死亡事故

#### 《事故の概要》

おやつの黒糖パンを誤嚥し、窒息により死亡した。

#### 《原因》

- 過去に誤嚥事故を起こしていたにもかかわらず、職員の見守りが不十分であった。
- 当日のおやつが非常食用のパンであったため、通常のパンよりも少し硬かった。

#### 《再発防止策》

- 利用者の嚥下状態を再点検し、注意が必要な利用者の食事支援には特に慎重に支援する等マニュアルの見直しを実施。
- 嚥下状態により提供するお盆の色を分け、職員が視覚的に判別しやすくする。
- 利用者の嚥下機能に応じたおやつを提供する。

令和6年4月改訂版

様式例

令和 年 月 日

東京都福祉局

障害者施策推進部○○○○課長 殿

法 人 名

施設（事業所）名

施設長（管理者）名

施設（事業所）利用者事故等報告書

施設（事業所）利用者の事故がありましたので下記のとおり報告します。

事業所情報	事業所名・ユニット名	
	サービス種別	
	施設所在地	
	施設管理者名	
	担当者名 連絡先	

利用者氏名 (性別)	さん (男・女) (障害支援区分)			
生年月日等	年 月 日 (歳)			
障害状況等	愛の手帳(療育手帳)度	身体障害者手帳種級		
	精神障害者手帳級	障害特性		
事故の概要	発生年月日	年 月 日 (曜日) 時 分 頃		
	発生場所			
	事故種別 (該当の箇所に <input checked="" type="checkbox"/> )	<input type="checkbox"/> 死亡事故 <input type="checkbox"/> 入院を要した事故(持病による入院等は除く) <input type="checkbox"/> 医療機関での治療を要する負傷や疾病を伴う事故 <input type="checkbox"/> 薬の誤与薬 <input type="checkbox"/> 無断外出 <input type="checkbox"/> 感染症の発生 <input type="checkbox"/> 事件性のあるもの(職員による暴力事件等) <input type="checkbox"/> 保護者や関係者とのトラブル <input type="checkbox"/> 施設運営上の事故の発生(不正会計処理・送迎中の交通事故・個人情報の流出等) <input type="checkbox"/> 虐待通報(通告)が判明した <input type="checkbox"/> 送迎車両等への置き去り事故 <input type="checkbox"/> その他( )		

## 令和6年4月改訂版

	原因・経緯・状況	
関係機関への連絡	家族	さん(続柄)へ 月 日 時 分頃
	実施機関	福祉事務所へ 月 日 時 分頃
	その他 (病院・警察等)	( )へ 月 日 時 分 頃
		( )へ 月 日 時 分 頃
事故後の対応	事故後の利用者の現況	
	保護者等からの意見	
	再発防止に向けての今後の対応	
その他特記事項		

※不足する場合は、別紙を添付してください。

7 福祉障施第1201号  
令和7年7月22日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長

梶野京子  
(公印省略)

### 令和7年度 事故等防止対策に係る集団指導の実施について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

各施設・事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保や、施設・事業所の管理体制の徹底等に取り組まれていることと存じます。しかし、施設・事業所の過失などによる事故は後を絶たない状況にあります。については、下記のとおり集団指導を開催いたしますので、受講をお願いします。なお、受講が確認できない場合には、後日個別に照会する場合がありますので、予めご了承ください。

記

#### 1 開催日時

令和7年7月23日（水曜日）から8月8日（金曜日）まで

#### 2 実施方法

YouTubeによる動画配信、及び、アンケートによる受講確認

#### 3 対象

※対象サービス：障害者入所支援、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、

就労継続支援B型、就労定着支援

（従業者に指導できる方の参加をお願いします）

#### 4 内容

- (1) 事故等防止対策の徹底について
- (2) 事故事例の紹介、事例演習

#### 5 リンク・二次元バーコード

- (1) 動画

[https://www.youtube.com/playlist?list=PL\\_MeqZYLhpKFRMCQRoAtOD-8psi9je834](https://www.youtube.com/playlist?list=PL_MeqZYLhpKFRMCQRoAtOD-8psi9je834)

- (2) アンケート

<https://logoform.jp/f/9kYUK>

※受講確認を兼ねているため、必ず回答してください

#### 6 問合せ先

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

問合せフォーム：<https://logoform.jp/f/l8sAq>

動画



アンケート



## 令和7年度 事故等防止対策に係る集団指導に係る QA

### 1 対象者について

- Q 「従業者に指導できる方の参加をお願いします」となっていますが、一般職員が動画を視聴してもよいですか。
- A 指導できる方が視聴したうえであれば、一般職員の方がご覧いただいても構いません。また、問合せ等は施設・事業所で取りまとめのうえ、実施してください。

### 2 研修資料

- Q 動画の内容を研修資料として送付してもらうことはできますか。
- A ワークシート以外の印刷資料の配布は行っておりません。動画での視聴をお願いします。

### 3 受講証明等

- Q 受講証明等は発行されますか。
- A 発行されません。  
なお、アンケートに回答いただいた場合には、自動返信メールが届きます。

### 4 広告

- Q 動画を視聴していたら広告が表示されたのですが、収益化しているのですか。
- A 収益化は行っておりません。YouTube の仕様により、広告が表示される場合があります。あらかじめ御了承ください。

### 5 動画の他利用

- Q 動画の録画・複製や、配信 URL を第三者に教えてよいですか
- A 動画の録画・複製や、配信 URL を第三者に教えることは絶対にしないでください。

### 6 音声以外の手段について

- Q 聴覚障害等で、音声での受講が難しい場合、どのようにしたらよいですか。
- A 以下の方法で、字幕を表示することができます。  
PC の場合：画面下の字幕アイコンを選択  
スマートフォンの場合：「CC」アイコンを選択

# 安全運転管理者制度の概要

## 1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として安全運転管理者の選任を行わなければならない。  
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

## 2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- 乗車定員が11人以上の自動車 1台以上
- その他の自動車 5台以上

※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算  
※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

## 3 安全運転管理者等の要件

安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し2年以上の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し1年以上の実務の経験を有する者等

### <欠格事項>

- 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者
- 次の違反行為をして2年経過していない者  
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反
- 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者  
酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反

## 4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認（目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いた確認を実施）
- 運転者に対する安全運転指導
- 運転日誌の備え付けと記録
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存、アルコール検知器の常時有効保持

## 5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者等を選任したときは、選任した日から15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければならない。

※ 届出に関する質問については自動車の使用の本拠の位置を管轄する都道府県警察又は警察署まで

7 福祉障施第 1028 号  
令和 7 年 7 月 1 日

各障害者支援施設管理者 様  
各障害福祉サービス事業者管理者 様

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶 野 京 子  
(公印省略)

障害福祉サービス事業所等における車両による送迎にあたっての  
利用者の安全管理の徹底について（通知）

障害福祉サービス事業所等（以下「事業所等」という）の車両による利用者送迎時（以下「送迎時」という。）の安全管理の徹底については、令和 4 年 10 月 13 日付けで厚生労働省から事務連絡が発出され、都からも再三にわたって通知してきたところです。

しかしながら、今般、都内の事業所等において、送迎車両が施設に到着した際、降車確認を適切に行わず、長時間利用者が車内に取り残される事故が複数件発生しました。

事業所等においては、置き去り事故防止のために日頃からリスクを意識し、マニュアルの策定やその運用について、委託事業者も含めて組織的に確認する必要があります。

事業所等におかれましては、事案の重大性及び車内置き去りによる熱中症等のリスクが高まる時期であることも踏まえ、下記の事項をご確認の上、利用者の安全管理を徹底していただくようお願ひいたします。

記

1 所在確認について

送迎時は、点呼などによる確認のほか、降車後の車内点検を徹底すること。また、欠席連絡等の出欠状況に関しては、職員間における情報共有を徹底するとともに、適宜利用者家族に確認すること。

2 安全管理マニュアルの策定

送迎車両の運行に当たって、安全管理マニュアルを策定した上で、事業所等と保護者で共有し、安全確保に努めること。また、策定するだけでなく、適切に運用されているかの点検を組織的に行うこと。

なお、別添のとおり「毎日使えるチェックシート」及び「送迎業務モデル例」が国ウェブサイトに掲載されているので参考にすること。

### 3 事業所等における事故防止意識の共有

車両の運行については、事業所等の運営にかかる全ての職員が危機管理について共通した認識を持って支援できるよう、日頃からヒヤリハット事例の共有などにより事故防止意識を高めること。

### 4 万が一重大な事案が発生した場合の対応について

事故発生時には、「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」（令和7年4月24日付7福祉障施第221号東京都福祉局障害者施策推進部長通知）により対応すること。

また、利用者の健康状況を速やかに医療職が確認するとともに、外出時等で確認ができない場合等においては、救急要請、医療機関受診等もを行うこと。

#### 【参考】

・別紙1 「介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について」  
(令和4年10月13日付厚生労働省事務連絡)

・別紙2 「施設・事業所における事故等防止対策の徹底について」

(令和7年4月24日付7福祉障施第221号東京都福祉局障害者施策推進部長通知)

・別紙3 「毎日使えるチェックシート」

・別紙4 「送迎業務モデル例」

(掲載先) 子ども家庭庁HP

[https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen\\_kanri/](https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/)

#### 【担当】

(障害者支援施設・生活介護・自立訓練)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156

(都立施設及び都立民間移譲施設)

福祉局障害者施策推進部施設サービス支援課福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157

(就労移行支援・就労継続支援A型、B型・就労定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課就労支援担当

電話 03-5320-4158

(共同生活援助(GH)・短期入所)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課居住支援担当

電話 03-5320-4151

(居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援)

福祉局障害者施策推進部地域生活支援課在宅支援担当

電話 03-5320-4325

事務連絡  
令和4年10月13日

都道府県  
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中  
中核市  
都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等における  
車両による送迎に当たっての安全管理の徹底について

平素より介護サービス事業所等及び障害福祉サービス事業所等（以下「各事業所等」という。）  
の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめ、別紙のとおり厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほかより周知しているところです。

各事業所等におかれては、既に安全管理の徹底について御尽力いただいているところですが、  
別添の緊急対策を受け、今一度、送迎時の利用者の安全管理について御留意いただくようお願い  
したく、各都道府県、指定都市、中核市におかれましては、管内の各事業所等に対して、本件に  
について周知いただくようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年10月12日

各都道府県・市町村保育主管課  
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属幼稚園又は特別支援学校を置く 御中  
国立大学法人担当課  
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室  
厚生労働省子ども家庭局保育課  
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課  
文部科学省初等中等教育局幼児教育課  
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課  
内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）付  
内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付

バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策  
「子どものバス送迎・安全徹底プラン」について

平素より保育所等の安全管理の徹底について、御理解・御尽力をいただきありがとうございます。

この度、静岡県牧之原市において発生した、認定こども園の送迎バスに子どもが置き去りにされ、亡くなるという大変痛ましい事案を受け、別添1のとおりバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「子どものバス送迎・安全徹底プラン」を政府として取りまとめましたので、送付します。

また、緊急対策本体に記載していることのほか、御留意いただきたい点について、下記のとおり整理しました。

つきましては、各都道府県・市町村保育主管課におかれては域内の保育所（認可外保育施設を含む。）に対して、各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課におかれては所管の幼稚園及び特別支援学校並びに域内の市町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の幼稚園及び特別支援学校に対して、国立大学法人担当課におかれては附属の幼稚園及び特別支援学校に対して、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては域内の市区町村認定こども園主管課及び所管・所轄の認定こども園に対して、このことについて周知いただくようお願いします。

記

1 所在確認や安全装置の装備の義務付けについて

(1) 関係改正府省令等の内容については、別途お示しする予定であるが、本改正を受けて各都道

府県等においては、児童福祉法第45条第1項の規定により定める条例等を施行日までに改正いただく必要があるので留意すること。

- (2) 緊急対策 p6に記載しているとおり、所在確認や安全装置の装備の義務付けについては、関係府省令等を今年12月に公布し、来年4月より施行する予定であること。また、「②送迎用バスへの安全装置の装備」については、施行から1年間は、経過措置を設ける予定であること。ただし、可能な限り早期に装備するよう促すこととし、来年6月末までに安全装置を装備するよう現場へ働きかけていただきたいこと。
- (3) 経過措置期間内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、例えば、運転席に確認を促すチェックシートを備え付けるとともに、車体後方に子どもの所在確認を行ったことを記録する書面を備えるなど、子どもが降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じることとする予定であるため、留意すること。

## 2 安全管理マニュアルについて

別添2のとおりであること。そのうち「毎日使えるチェックシート」と「送迎業務モデル例」については、編集可能媒体を内閣府ウェブサイトに掲載していること。

本マニュアルは、バス送迎の安全管理に当たって、既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園等での取組の補助資料として活用いただきたいこと。なお、現場で運用していく中で、地方自治体や現場から出された工夫すべき点等の意見や、静岡県の特別指導監査の結果等を踏まえ、今後の改訂には柔軟に対応することである。

## 3 万一重大な事案が発生した場合等の対応について

バス送迎においても、安全管理については、言うまでもなく、未然防止の徹底が肝要であること。その上で、万一重大な事案が発生した場合等には、各園等において、特に以下の点等について留意いただきたいこと。

- (1) バス送迎における安全管理の体制や手順がどうなっていたのかを点検するとともに、一時的に当該業務を休止した上で再発防止策を講じるなど、子どもの安全を最優先に対応すること。また、その際、保護者等に対して、誠実な姿勢で、経緯や考えられる原因、園の安全管理、事故後の対応等について、丁寧に説明すること。
- (2) 当事者家族や在園児、その保護者等への精神的なケアも重要であり、必要に応じ、スクールカウンセラーの派遣や、CRT (Crisis Response Team)、精神保健福祉センター、各都道府県の公認心理師協会等の関係機関・関係団体との連携等を通じて外部の支援を積極的に得ること。
- (3) 重大事案の背景には、いわゆる「ヒヤリ・ハット」があると考えられる。「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月)を踏まえ、重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組を行うこと。なお、国においては、今後、行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリ・ハット事例の収集などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ、調査研究を実施する予定

であること。

#### 4 その他

バス送迎以外についても、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」(平成30年2月)等を踏まえ、安全管理に遺漏のないよう適切に取り組まれたいこと。

また、幼児専用車に係る衝突時の安全対策については、「幼児専用車の車両安全性向上のためのガイドライン」(平成25年3月 車両安全対策検討会)において、シートバックの後面に緩衝材を装備すること等が望ましいとされていることにも留意すること。

(本件担当)

●認可保育所に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課

企画調整係

tel : 03-5253-1111 (内線 4852,4854)

●認可外保育施設に関すること

厚生労働省子ども家庭局総務課

少子化総合対策室指導係

tel : 03-5253-1111 (内線 4838)

●幼稚園及び特別支援学校に関すること

文部科学省総合教育政策局

男女共同参画共生社会学習・安全課

安全教育推進室 交通安全・防犯教育係

tel : 03-5253-4111 (内線 2695)

●認定こども園に関するこ

内閣府子ども・子育て本部

参事官（認定こども園担当）付

tel : 03-5253-2111 (内線 38446, 38374)

# **子どものバス送迎・安全徹底プラン**

## **～バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策～**

**令和4年10月12日**

**内閣官房・内閣府・文部科学省・厚生労働省・国土交通省・警察庁**

## 緊急点検の結果の概要(1)

緊急点検の結果、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校(幼稚部) のうち、送迎用バスを運行しているのは、 10,787施設、 22,842台。

	運行している施設数	運行台数
保育所等	1,482施設	1,998台
認可外保育施設	818施設	1,555台
幼稚園	4,672施設	11,152台
認定こども園（幼保連携型）	2,434施設	5,066台
認定こども園（幼稚園型）	1,110施設	2,602台
認定こども園（保育所型）	229施設	385台
認定こども園（地方裁量型）	27施設	52台
特別支援学校（幼稚部）	15施設	32台
上記計	10,787施設	22,842台

※ 運行台数より所有台数が多い場合は、所有台数を計上

※ 特別支援学校（小学部～高等部）（707施設、4,917台）や児童発達支援・放課後等デイサービス（12,154事業所、15,910台

※全送迎車両のうちバスや大きめのワゴン車等の推計値）は、緊急点検の対象ではないが、後述する安全装置の義務化の対象とする

※ 小・中学校（5,224施設、7,837台）、放課後児童クラブ（3,396クラブ、3,332台）は、後述する安全装置の義務化は行わないが、財政支援を行う方向で検討。

※ 運行している施設数及び運行台数については、一部推計値を含む

## 緊急点検の結果の概要(2)

	保育所	幼稚園	認定こども園	特別支援学校 (幼稚部)
連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認 及び子どもの出欠状況に関する職員間における情報共有をしているか【常に行っていると回答した施設の割合】	93.8%	95.4%	93.9%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(29.2%)	(36.5%)	(36.2%)	(40.0%)
登園の際、乗降時における子どもの人数、名前等を確認（乗車時は記録も含む。）しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	88.1%	90.2%	88.8%	100.0%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(39.8%)	(42.7%)	(44.8%)	(40.0%)
担任職員が、出欠確認の際、降車時の引継ぎ情報と当日の子どもの出欠に関する情報を突き合わせて確認しているか【常に行っていると回答した施設の割合】	94.9%	95.6%	94.7%	93.3%
(上記施設のうち「上記について、マニュアル及び記入様式を策定し、行っている」と回答した施設の割合)	(33.4%)	(41.2%)	(39.7%)	(26.7%)
バスの運転手の他に、事故防止の観点で子どもの対応ができる職員を同乗させることとしているか	94.2%	98.5%	98.3%	100.0%
通常通園バスを運転・同乗する者とは別の者が通園バスを運転・同乗する場合、確認内容の手順等の引継ぎを行っているか	86.7%	95.8%	92.7%	100.0%
バス通園における子どもの見落とし防止につながる研修を園内で実施しているか	46.7%	55.0%	51.5%	53.3%
バス内にセンサーを付けるなど、車内に子どもが残っていないか、見落としが無いようなシステム等を導入しているか	0.9%	1.7%	1.6%	0.0%

※ 回答のあった施設を母数として算出

※ 緊急点検の全体像については、実地調査の結果と合わせて、第5回関係府省会議で報告

## 有識者・先進自治体のヒアリング等の概要

9月15日にハード・ソフト両面の安全対策を視察し、園長等との意見交換を行うとともに、9月20日・29日の2回にわたり、先進自治体や有識者に対するヒアリングを実施

### 有識者からの主な提案

学校法人内野学園 東一の江幼稚園 甲南大学	内野 光裕理事長／全国小規模保育協議会 田澤 里喜園長／吉川慎之介記念基金 前田 正子教授／東京学芸大学	駒崎 弘樹理事 吉川 優子代表理事 渡邊 正樹教授
-----------------------------	--	---------------------------------

- ・安全装置の装備義務化
- ・動画やチェックリストなど、効果的なマニュアルの在り方
- ・重大事故の背景にあるヒヤリハットを見逃さないこと
- ・すべての教職員が危機管理を行うという自覚をもつこと
- ・個々の職員の努力を超えた部分での安全対策
- ・安全に対する高い意識を持続するための工夫
- ・業務を重ねて増やさない取組の工夫

### 先進自治体の主な取組（鳥取県、福岡県）

- ・車両送迎に係る安全管理ガイドラインや指針の策定
- ・県内教育・保育施設等対象の安全管理研修会  
(保育士のみならず運転手やパート職員を含めた全職員を対象)
- ・指導監査の見直し

## 今回の事案において明らかになっている園の対応の問題点

- ・園児のバス降車時に、運転者、乗務員とともに、送迎用バスに幼児が残っていないか、確認を行わなかった。
- ・運転者は、通常は送迎用バスを運転しない前園長が担当したが、園として降車時の人数確認等を含めた運転者の業務内容を明確に設定していなかった。一方、乗務員は、シルバー人材センターから派遣された者が担当したが、当該者には、降車時の人数確認等を業務内容として求めていなかった。
- ・降車時の人数確認等を手順として決めていなかった。
- ・当園は、登園管理システムを導入していたが、実際に降車した園児やその人数を確認せずにシステムに入力するなど、ミスを防ぐための適切な運用がなされなかつた。
- ・クラス補助の職員に対し、園は登園管理システムの適切な確認のタイミングを伝えておらず、同職員は、バスの到着前、かつ、保護者に伝えている入力期限の前に同システムを確認し、クラス担任に伝えたが、最終入力情報を確認しなかった。
- ・クラス担任は、本児がないことを認識し、欠席か遅刻だと思ったにもかかわらず、保護者への確認の連絡をしなかった。
- ・上記のとおり、園児の出欠について、職員間での共有や、保護者への確認ができていなかった。
- ・園全体として、バス送迎に関し、所在確認等の置き去り防止のための必要な手順を決め、各職員に周知することをしていなかった。

## 緊急対策の概要

### ① 所在確認や安全装置の装備の義務付け

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に、幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

### ② 安全装置の仕様に関するガイドラインの作成

安全装置の装備が義務化されることを踏まえ、置き去り防止を支援する安全装置（仮称）の仕様に関するガイドラインを年内にとりまとめる。

### ③ 安全管理マニュアルの作成

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

### ④ 早期の子どもの安全対策促進に向けた「子どもの安心・安全対策支援パッケージ」

- (1)送迎用バスへの安全装置導入支援
- (2)登園管理システムの導入支援
- (3)子どもの見守りタグ（GPS）の導入支援
- (4)安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

## 緊急対策① 安全装置の義務付け(1)

誰が運転・乗車するかにかかわらず、バスの乗車・降車時に幼児等の所在の確認が確実に行われるようにするため、府省令等の改正により、幼児等の所在確認と安全装置の装備を義務付ける。

### (義務付けの内容)

- ① 降車時等に点呼等により幼児等の所在を確認
- ② 送迎用バスへの安全装置の装備

### (法的効果等)

- ・指導監査等において、各園側で適切な対応が行われているか確認
- ・義務違反は、業務停止命令等の対象事由。  
当該命令違反は、罰則の対象事由となり得る。

### (今後のスケジュール)

令和4年11月 パブリックコメント  
" 12月 公布

令和5年4月 施行※

※②については、施行から1年間は経過措置を設ける

経過措置として、安全装置を装備するまでの間は、  
降車後に車内の確認を怠ることがないようにする  
ための所要の代替措置を可とする。

施設	改正府省令
幼稚園、幼稚園型認定こども園、特別支援学校	学校保健安全法施行規則（昭和三十三年文部省令第十八号）
幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成二十六年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第二号）
保育所、保育所型認定こども園	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号） ※省令の改正に伴う条例の改正を要する。

※ 地方裁量型認定こども園（告示・条例）、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業（厚労省令・条例）、児童発達支援事業（厚労省令・条例）、放課後等デイサービス（厚労省令・条例）、認可外保育施設（通知）は、（）内に記載した別途の措置を行う。

※ 小学校以上の学校（文科省令の幼稚園と同じ条文）、放課後児童クラブ（厚労省令）、保育所以外の児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭センターを除く）（厚労省令・条例）、居宅訪問型保育事業（厚労省令・条例）は、②は義務付けないが、（）内に記載した措置により、保育所等と同様に、①を義務付ける。

## 緊急対策① 安全装置の義務付け(2) 整理表

【義務付け事項】① 乗車・降車時に点呼等により幼児等の所在を確認、② ①を実施する場合はバスに装置を備えて使用

	幼稚園 (特別支援学校 幼稚部、幼稚園型認定こども園 含む)	幼保連携型 認定こども園 ※1	地方裁量型 認定こども園	保育所等	認可外 保育施設 ※2	障害児 通所支援等	特別支援学校 (小学校・中学 部・高等部)	小学校以上等 ※3
義務付け事項 ①の確保 (点呼)	○ 学校保健安全法施行規則 (新設)	○ 学校保健安全法施行規則を準用 (新設)	○ 認定こども園法に基づく大臣告示 (新設) + 条例	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (新設) 等 + 条例	○ 認可外保育施設指導監督基準 (通知) の改正	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (新設) 等 + 条例	○ 学校保健安全法施行規則 (新設)	○ 学校保健安全法施行規則 (新設) 等
義務付け事項 ②の確保 (安全装置)	○ 学校保健安全法施行規則 (新設)	○ 学校保健安全法施行規則を準用 (新設)	○ 認定こども園法に基づく大臣告示 (新設) + 条例	○ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (新設) 等 + 条例 ※保育所、家庭的保育事業等 (居宅訪問型保育事業を除く。)、児童発達支援センターに限る	○ 認可外保育施設指導監督基準 (通知) の改正 ※ベビーシッターを除く	○ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準 (新設) 等 + 条例 ※児童発達支援事業、放課後等デイサービスに限る	○ 学校保健安全法施行規則 (新設)	—
実効性	○ 学校教育法等	○ 認定こども園法	○ 認定こども園法	○ 児童福祉法等	○ 児童福祉法	○ 児童福祉法	○ 学校教育法等	○ 学校教育法等

※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則における準用条文の手当てが必要。

※2 認可外保育施設の義務づけについてのみ、省令改正ではなく指導監督基準 (局長通知) の改正により行う予定。

※3 放課後児童クラブについては、小学校以上と同等の措置を講ずる。

## 緊急対策② 置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドライン

置き去り防止を支援する安全装置(仮称)の仕様に関するガイドラインは、関係府省令の改正による義務化を受け、早急にとりまとめを行う。

◆ 10月4日 国土交通省でワーキングを設置。

今後、関係者からのヒアリング等を通じ、年末までにガイドライン等を作成する。

ガイドラインのポイントは以下のとおり。

- ① ヒューマンエラーを補完する安全装置であること。
- ② 事業者（幼稚園等）への過度な負担とならないようにするため、既販車にも後付け可能な安全装置も視野に入れる。

日程	取組み内容
10月4日	幼児送迎用バス安全対策WG立ち上げ・第1回開催 →車両の安全における対策の方針・ガイドライン骨子・ヒアリングの質問票について合意
10月～11月	メーカーヒアリング等を通じ、ガイドラインの審議
12月中旬	幼児送迎用バス安全対策WG最終回開催 装置のガイドライン策定

## 緊急対策③ 安全管理マニュアル

車側の対策である安全装置の装備との両輪として、送迎用バス運行に当たって園の現場に役に立ち、かつ、分かりやすく、簡潔な、安全管理の徹底に関するマニュアルを策定する。

◆安全管理マニュアルのポイントは以下のとおり。

○毎日使えるチェックシート

毎日見落としがないかを確実に確認する内容

○バス送迎の業務の流れに沿って、ポイントを整理

園での業務の流れが適切か確認する内容

○置き去り事故ゼロをめざす

ヒヤリ・ハット事例の共有、こども自らSOSを出せる支援

バスのラッピングやスモークガラスの使用に関する留意事項

○シンプルな構成

内容を確実に理解し、読み返すことが負担にならない工夫

※ 現場で運用していく中で、工夫すべき点など、様々な意見が出てくることが想定される。これらの意見や静岡県の特別指導監査の結果なども踏まえ、マニュアルの改訂には柔軟に対応していく。

※ 本マニュアルを各都道府県等に周知する際の事務連絡において、当事者家族等の精神的ケアの必要性について伝達

※ 行政や他の施設に共有すべき、命の危険につながりかねないようなヒヤリハット事例の収集や共有の方法などについて、有識者や現場をよく知る団体関係者、先進自治体などの意見も伺いつつ調査研究を実施。

## **緊急対策④ 早期の子どもの安全対策に向けた「子どもの安心・安全対策支援パッケージ」**

10月末を目途にとりまとめる「総合経済対策」に関連施策を位置づけ、早期に財政措置を講じる方向で検討

### (1)送迎用バスへの安全装置の導入支援

装備が義務化されるブザーなど、車内の幼児等の所在の見落としを防止する装置の装備等のための改修を支援

### (2)登園管理システムの導入支援

幼児の登降園の状況について、保護者からの連絡を容易にするとともに、職員間での確認・共有を支援するための登園管理システムの導入を支援

### (3)子どもの見守りタグ（GPS）の導入支援

安全対策に資するGPSを活用した子どもの見守りサービスに係る機器等の導入を支援

### (4)安全管理マニュアルの動画配信や研修の実施等

- ・安全管理マニュアルの理解が深まるよう、説明動画を作成するとともに研修の実施を支援
- ・送迎用バスに装備する安全装置の推奨リストを作成

(参考)

# 静岡県牧之原市の認定こども園における事案概要

## 1. 発生日

令和4年9月5日（月）

## 2. 発生園

学校法人榛原学園 川崎幼稚園（静岡県牧之原市）

※幼保連携型認定こども園

## 3. 事故状況

- 朝8時48分、送迎用バスにて登園するも、バス内に約5時間取り残されたとみられ、同日14時10分頃、バス内にて心肺停止状態で発見され、緊急搬送されたが、その後病院で死亡が確認された。

## <経過>

- 8:00 18人乗りの中型バスに運転手、乗務員が乗車し園を出発。運転手は普段の職員ではなかった（当日の運転は園長が行った）。
- 8:48 本児を含め6名の園児を乗せたバスが園に到着。乗務員は荷物を持ちながら、小さい子から降ろした。他の子には自分で降りてくるように声をかけながら門を開け園内に入った。その際、本児が降りたのか確認していなかった。
- 運転手は、園児が全員降りたかどうか確認しなかった。
- クラス担当者は、欠席等の連絡なく登園していない園児の所在確認をしなかった。
- 14:10頃 降園のため、バスを開錠すると、運転手と乗務員（登園時とは別の職員）が倒れている本児を発見。警察に連絡、救急車を要請
- 14:30頃 救急車到着。肺蘇生法等を実施し、病院へ搬送

## 当該事案を受けた初動対応

事案発生翌日(9月6日)には、初動対応として、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名で、令和3年8月25日に周知(※)した、以下の留意事項等を再度示し、改めて安全管理の徹底について、各都道府県等に対し、周知。

### 留意事項等

- ①子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること
- ②登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること
- ③送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、
  - ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと
  - ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 等

※ 令和3年7月の福岡県中間市の認可保育所での同様の事案を受け、行ったもの

## 総理指示(令和4年9月9日)

---

- 今回の静岡県牧之原市内の認定こども園における、大変痛ましい事故を踏まえ、政府として、子供の安全を守るための万全の対策を講じるため、こども政策担当大臣を中心に、関係府省が連携し、スピード感をもって、以下の事項に取り組んでください。
  - 1 送迎バスを有する全ての園に対して緊急点検を実施するとともに、都道府県や市町村の協力を得て、実地調査を実施すること。
  - 2 今回の事案がなぜ発生したのか、どのような問題があったかについて、関係者からのヒアリング等を行い、徹底的に洗い出すこと。
  - 3 こどもの安全対策を強化するため、安全管理マニュアルの整備、登園管理システムの普及、送迎バスの安全装置改修支援など、再発防止に向けて具体的な緊急対応策を、10月中旬に、とりまとめること。

# 緊急点検・実地調査の実施

## 緊急点検・実地調査

### 1. 緊急点検

令和3年8月25日・令和4年9月6日に周知を行った安全管理の徹底に関する留意事項等を踏まえて、安全管理が適切に実施されているか、送迎バスを有する全ての施設に対して、緊急点検を実施。

※令和3年9月から点検実施までの状況を調査対象とする。

### 2. 実地調査

送迎バスを有する施設に対して、地方自治体による、バス送迎に当たっての安全管理に関する実地調査を実施。

## 点検・調査項目

具体的な点検・調査項目は、以下のとおり。

- ・連絡が無く子どもがいない場合の保護者への確認及び職員間における情報共有
- ・乗車時、降車時における子どもの人数確認などのチェック体制
- ・担任職員が、バスから降車した子どもの情報と当日の出欠に関する情報を突き合わせて確認したかなどの降車後の確認体制
- ・同乗職員がいるか、確認内容の手順等の引継ぎを行っているかなど、送迎バスの運行体制 等

## 関係府省会議の開催等

バス送迎に当たっての安全管理に関する具体的な対策等を示すため、保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部におけるバス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する関係府省会議の開催（構成員）

議長 こども政策担当大臣

- ・内閣官房こども家庭庁設立準備室長
- ・内閣府子ども・子育て本部統括官
- ・文部科学省総合教育政策局長
- ・厚生労働省子ども家庭局長

※警察庁及び国土交通省がオブザーバー参加

＜経過＞

- ・9月9日 総理指示  
第1回関係府省会議開催  
⇒全施設に対し緊急点検の実施、地方自治体による実地調査を開始（国が点検項目を提示）
  - ・9月15日 送迎バス運行におけるソフト・ハードそれぞれの事故防止対応を視察
  - ・9月20日 第2回関係府省会議開催（有識者からのヒアリング）
    - ・駒崎弘樹 全国小規模保育協議会理事
    - ・渡邊正樹 東京学芸大学教職大学院教授
    - ・吉川優子 吉川慎之介記念基金代表理事
  - ・9月29日 第3回関係府省会議開催（先進自治体・有識者からのヒアリング）
    - ・鳥取県
    - ・福岡県
    - ・内野光裕 学校法人内野学園理事長
    - ・前田正子 甲南大学マネジメント創造学部教授  
⇒「緊急対策とりまとめに当たっての基本方針」（こども政策担当大臣指示）
  - ・10月12日 第4回関係府省会議開催  
⇒緊急点検の結果確認、緊急対策のとりまとめ
- （今後の予定）
- ・12月下旬以降 第5回関係府省会議開催  
⇒地方自治体による実地調査の実施状況報告

## 子どものバス送迎・安全徹底マニュアル

※ 本マニュアルは、保育所、幼稚園、認定  
こども園及び特別支援学校におけるバス送  
迎に当たり、子どもの安全・確実な登園・  
降園のための安全管理の徹底に関するマニ  
ュアルです。

みんなの点呼で  
幼い生命を守る。

令和4年10月12日

内閣官房  
内閣府  
文部科学省  
厚生労働省



## **施設長・園長のみなさんへのお願ひ(本マニュアルの使い方)**

本マニュアルは、園（注）の現場で送迎にかかるすべての人を対象に作成しています。

- 既にある園のマニュアルに追加して使用する、マニュアルを見直す際に参考にするなど、各園での取組の補助資料としてご活用ください。
- 「1. 毎日使えるチェックシート」は、日々の送迎時におけることの見落とし防止にすぐに活用いただけるシートです。チェックシートを運転手席に備え付けておくなどして、ご活用ください。
- 「2. 園の体制の確認」「3. 送迎業務モデル例」は、日々の園の取組について、立ち止まって確認いただきたいことについてまとめました。これらを参考に、園長自ら定期的に園での取組状況を確認するとともに、園長のリーダーシップの下、研修や職員会議等の機会に送迎業務モデル例を用いて園の取組の振り返りや認識合わせをするなど、各園の実情に応じてご活用ください。
- その他、「4. ヒヤリ・ハットの共有」「5. こどもたちへの支援」「6. 送迎用バスの装備等」は、留意いただきたい点をまとめています。園長や主任職員、担任職員、運転手等の皆様に是非ご一読いただき、日々の保育・教育等に活かしていただくようお願いします。

（注）「園」には、保育所及び特別支援学校も含む。以下、本マニュアルにおいて同じ。

## **<目 次>**

1. 每日使えるチェックシート	3
2. 園の体制の確認	4
3. 送迎業務モデル例	5
4. ヒヤリ・ハットの共有	7
5. こどもたちへの支援	7
6. 送迎用バスの装備等	8

\* 毎日使えるチェックシート（印刷用）は最終ページです。

## 1. 毎日使えるチェックシート

- バス送迎をどなたが担当しても、確実に見落としを防ぐことが重要です。
- 最終ページのシートを印刷して運転手席に備え付けておくなどして、見落としがないかの確認を毎日確実に行いましょう。

※活用例

<b>10月1日(月):</b>	<b>登園／降園</b>
<input checked="" type="checkbox"/> 同乗職員は、 バスに乗る こどもの数を数えた。	
<input checked="" type="checkbox"/> 同乗職員は、 バスから降りた こどもの数を数え、 全員が降りたことを確認した。	
<input checked="" type="checkbox"/> 同乗職員は、 連絡のない こどもの欠席について、 出席管理責任者に確認した。	
<input checked="" type="checkbox"/> 運転手は、バスを離れる前に、 車内に こどもが残っていないことを、 椅子の下まで見落としがないか見て、 確認した。	
運転手:	_____
同乗職員:	_____

上記報告を受けた: \_\_\_\_\_

## 2. 園の体制の確認

- バス送迎における子どもの安全の確保のためには、
- 全職員・関係者が共通認識をもって取り組むこと
  - 園長の責任の下で、子どもの安全・確実な登園・降園のための安全管理を徹底する体制を作ることが重要です。

※ 園長自ら体制を定期的に確認しましょう。特に年度初めや職員の異動がある場合には必ず確認するようにしましょう。

### (安全管理の体制づくり)

- 送迎時の具体的な手順と役割分担を定めたマニュアル等を作成している。
- 出欠確認を行う時間、記録や共有方法等のルールを定めている。
- 運転手の他に職員が同乗する体制を作っている。
- 定期的に研修等を実施している。
- マニュアル等について全職員に周知・徹底している。
- マニュアル等を送迎用バス内、又は全職員が分かる場所に設置している。

※通常送迎用バスを運転・同乗する職員とは別の職員等が対応する場合に備え、運転・同乗する職員以外の職員も研修の参加対象とすることが必要です。

- ヒヤリ・ハットを共有する体制を作っている。
- 送迎用バスの運行を外部業者に委託している場合は、園で運行する場合と同様の安全管理体制を敷いているか確認している。

### (保護者との連絡体制の確保)

- 保護者に、欠席等の理由により送迎用バスを利用しない場合の園への連絡の時間や方法等のルールを伝えている。
- 園の送迎用バスのマニュアルを保護者と共有している。

※園の取組を保護者に伝え、日頃から理解・協力を得ることが大切です。

### (園長の責務)

- 園長は現場の責任者として、高い意識を持って、子どもの命を守るために安全管理に取り組んでいる。
- 園長は、職員相互の協力体制を築き、職員とともに安全管理に取り組んでいる。

### **3. 送迎業務モデル例**

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

#### **①登園時**

##### **事前準備**

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

##### **乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）**

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべき子どもがない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。  
⇒ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車した子どもの着席を確認してから発車している。

##### **降車時（園に到着後、子どもが一斉に降車）**

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。  
⇒ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

### 降車後（こどもが全員降車後）

- 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。  
⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

## ②降園時

### 事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

### 降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所で子どもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車した子どもの安全を確認してから発車している。

### 降車後（こどもが全員降車後）

- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。  
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内における子どもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

## 4. ヒヤリ・ハットの共有

※ 以下のポイントも、子どもの安全を守る上で重要です。

園長のリーダーシップの下、園の実情に応じて毎日の安全管理の取組に盛り込むことが重要です。

- ヒヤリ・ハット事例に気付いた職員は、すぐに園長に報告することとしている。
- ヒヤリ・ハット事例について職員間で共有する機会を設けるとともに、日頃から報告しやすい雰囲気づくりを行っている。
- 報告のあったヒヤリ・ハット事例を踏まえ、再発防止策を講じている。

※ 安全は日々の積み重ねで築かれます。職員の入れ替わり、子どもの入れ替わり等がありますので日々学び続けることが重要です。ヒヤリ・ハットから学び続ける姿勢が園の安全管理に関する機運を高めます。

※ 日々のミーティングや、定例の職員会議等でヒヤリ・ハットを取り上げる時間を設け、また、報告者に感謝を示す等して報告を推奨することが大切です。こうした取組によって、安全管理を大切にすることが職員の共通認識となります。

## 5. こどもたちへの支援

- 大人が万全の対応をすることで子どもを絶対に見落とさないことが重要ですが、万が一車内に取り残された場合の危険性をこどもたちに伝えるとともに、緊急時には外部に助けを求めるための行動がとれるよう、子どもの発達に応じた支援を行うことも考えられます。
- その際、こどもたちが園生活を通じてのびのびと育つことを第一に考え、送迎用バスに乗ることに不安を与えないよう十分留意する必要があります。

### [支援の例]

- 周囲に誰もいなくなってしまった場合を想定してクラクションを鳴らす訓練を実施
- 乗降口付近に、子どもの力でも簡単に押せ、エンジンを切った状態の時だけクラクションと連動して鳴らすことができるボタンを設置

## 6. 送迎用バスの装備等

### (置き去り防止を支援する安全装置について)

- 園の送迎用バスについて、置き去り防止を支援する安全装置の装備を義務化します。
- バスの置き去り防止を支援する安全装置については、現在、様々な企業が開発に取り組んでいるところですが、安全装置として必要とされる仕様に関するガイドラインを国として令和4年中に定めることとしています。
- 園での購入・設置に当たっては、ガイドラインに適合している製品かどうかに留意してください。  
※ ガイドラインに適合している製品について、ウェブサイトに掲載する等の対応を予定しています。
- 安全装置の装備後は、定期的に、動作していることを確認することが必要です。日々の送迎時において動作を確認するほか、園の安全計画等に定期的な点検について記載し、対応してください。

### (ラッピング・バス等について)

- 紫外線等を防止しこどもの健康や安全を守る等の観点から、送迎用バスにラッピングやスマートガラス等を使用する場合は、子どもの状況や保護者の意見なども踏まえて各園において適切な対応を決めていくことが重要です。
- その際、外から車内の様子がほとんど見えないほどのラッピングやスマートガラス等を使用することは、車内のかどもの存在が、外から全く気付いてもらえなくなってしまい、置き去りによる事故発生のリスクを高めることにつながりますので、避けるべきと考えられます。

※本ページをコピーしてご利用ください。

## 月　日(　　): 登園／降園

- 同乗職員は、  
バスに乗る子どもの数を数えた。
- 同乗職員は、  
バスから降りた子どもの数を数え、  
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、  
連絡のない子どもの欠席について、  
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、  
車内に子どもが残っていないことを、  
椅子の下まで見落としがないか見て、  
確認した。

運転手: \_\_\_\_\_

同乗職員: \_\_\_\_\_

上記報告を受けた: \_\_\_\_\_

## 月　日(　): 登園／降園

- 同乗職員は、  
バスに乗る 子どもの数を数えた。
- 同乗職員は、  
バスから降りた 子どもの数を数え、  
全員が降りたことを確認した。
- 同乗職員は、  
連絡のない 子どもの欠席について、  
出席管理責任者に確認した。
- 運転手は、バスを離れる前に、  
車内に 子どもが残っていないことを、  
椅子の下まで見落としがないか見て、  
確認した。

運転手: \_\_\_\_\_

同乗職員: \_\_\_\_\_

上記報告を受けた: \_\_\_\_\_

## 送迎業務モデル例

※バス送迎業務のモデル例をまとめました。各園の業務の組立ての参考にしてください。

### ①登園時

#### 事前準備

- 運転手は、車両の点検（ライト、ランプの動作確認等）をしている。
- 園長・主任職員等は、運転手の健康状態を確認している。
- 出席管理責任者は、当日の出欠を確認し、乗車名簿に反映している。
- 出席管理責任者は、乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。

#### 乗車時（こどもが所定の場所で順次乗車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。
- 同乗職員は、バス停に乗車すべき子どもがない場合や乗車しないはずの子どもがいる場合などは、速やかに出席管理責任者に連絡している。  
⇒□ 連絡を受けた出席管理責任者は、保護者に速やかに連絡して確認している。
- 運転手は、乗車した子どもの着席を確認してから発車している。

#### 降車時（園に到着後、こどもが一斉に降車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降車を確認し、記録している。
- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。  
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。

※「出席管理責任者」や「その日の確認業務を補助する職員」は、各園の実情に応じて主任職員等と兼務することも考えられます。

### 降車後（こどもが全員降車後）

- 担任（担当）職員は、乗車名簿とその日の出欠状況を照合し、出席管理責任者に報告している。  
⇒□ 情報に齟齬がある場合、出席管理責任者は、速やかに出欠について確認を行うとともに、園長等に報告している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

## ②降園時

### 事前準備～乗車時（こどもが一斉に乗車）

- 出席管理責任者は、当日の出欠を反映させた乗車名簿を運転手、同乗職員、園長、主任職員、担任（担当）職員と共有している。
- 同乗職員は、緊急連絡用の携帯電話等が車内に準備されているか、乗車前に確認している。
- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、乗車を確認し、記録している。

### 降車時（こどもが所定の場所で順次降車）

- 同乗職員は、子どもの顔を目視し、点呼等し、降りる場所で子どもを保護者に引き渡したことを確認し、記録している。
- 運転手は、降車した子どもの安全を確認してから発車している。

### 降車後（こどもが全員降車後）

- 運転手は、見落としがないか、車内の先頭から最後尾まで歩き、座席下や物かけなども含め一列ずつ車内全体を見回り、確認している。  
⇒□ その日の確認業務を補助する職員も同様に確認している。
- 運転手は、バスの置き去り防止を支援する安全装置が動作していることを確認している。
- 車内清掃・点検等を行う者は、見落としがないか最終確認している。

※ 送迎用バス内における子どもの席を指定しておくことは、所在確認をしやすくし、見落としを防止する効果が期待されます。

# **令和7年度 指定障害サービス事業者等 集団指導 ～事故等防止対策の徹底について～**

東京都福祉局障害者施策推進部  
施設サービス支援課障害者支援施設担当





# 本日の内容

- 0 はじめに
- 1 リスクマネジメントについて
- 2 送迎車両への置き去り事故防止について
- 3 事故報告について
- 4 重大事故の発生事例紹介
- 5 事例演習

「うちの施設は大丈夫」  
「自分は大丈夫」

**その油断が、事故につながります**

**「自分には関係ない」と思わず  
一人ひとりが真剣に取り組むことが必要**

利用者の命と安全を守るために  
自分自身や仲間を守るために



# 1 リスクマネジメントについて

## 事故の考え方

- 「利用者の尊厳を損なう」「安全・安心を脅かす」「サービスの質に悪影響な」出来事を改善することが必要

## リスクマネジメントの考え方

- 「損害賠償対策・対応」だけにとどまる考え方ではなく、質の高いサービス提供によって、事故を未然に防ぐという考え方方が重要

## 経営者のリーダーシップと決意の重要性

- 経営者が現状を認識し「よりよいサービスを目指す」と強く決意
- 経営者のリーダーシップで、全職員に意識を浸透



## 組織風土の改善

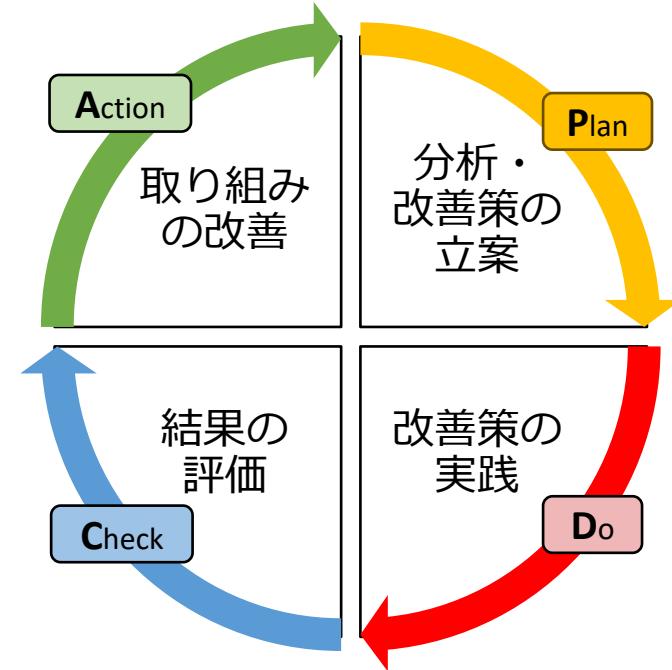
- ・ 安全文化の醸成・共有が必要
- ・ 「何でも言える」「風通しのよい組織」

## 組織全体での取り組み

- ・ 一部の職員だけでなく、全職員が参画
- ・ 現場の課題を把握し、対応策を職員と構築  
→ 現場の創意工夫を引き出す姿勢

## 継続的な取り組み

- ・ リスクマネジメントは導入して終わりではない
- ・ 「PDCAサイクル」に基づいて継続的に改善



※PDCAとは、以下の4つのステップを繰り返すごことで、業務や安全対策を継続的に改善していく考え方です。

P (Plan) 計画 、 D (Do) 実行 、  
C (Check) 評価 A (Action) 改善

## 事故を未然に防ぐために

### アセスメントと個別支援計画

- ・アセスメントで利用者の顕在的・潜在的なリスクを確認
- ・個別支援計画で、リスクを明示し、リスク回避のための対応を計画

### 自主的な業務マニュアルづくり

- ・施設の環境や利用者の状況に応じたマニュアルの作成
- ・特に事故が多い業務に関して事故防止の要点を盛り込む

### 事事故例、ヒヤリ・ハット事例の収集と分析

- ・現状把握のため、施設内で発生した事故を記録・分析
- ・ヒヤリ・ハット事例の収集・活用が有効



# 事故対応について

## 事故直後の対応の基本

- ・利用者の救命・安全確保を最優先
- ・医療機関との連携と家族等に対する連絡という2つの対応を的確かつ迅速に実施

## 初期対応の準備と手順の整備

- ・事故発生時の対応手順を明確化しておく
- ・必要な連絡先リスト（医療機関・家族等）を事前に整備
- ・職員が慌てず対応できるよう、日頃からの備えが重要



## 連携・記録体制の構築

- ・事故発生時の連絡体制を明文化
- ・事故後の経過記録を「誰が・どのように」行うかを明確に
- ・すべての職員に対応手順を周知・徹底

福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針（平成14年3月28日）より抜粋  
詳細は厚生労働省HP参照 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-houdou/2002/04/h0422-2.html>



## 2 送迎車両への置き去り防止

# 送迎車両にあたっての安全管理の徹底

## 所在確認について

- 点呼や降車時の点検の徹底
- 出欠状況の情報共有

## マニュアルの策定

- 策定し、保護者にも共有
- 運用状況を点検

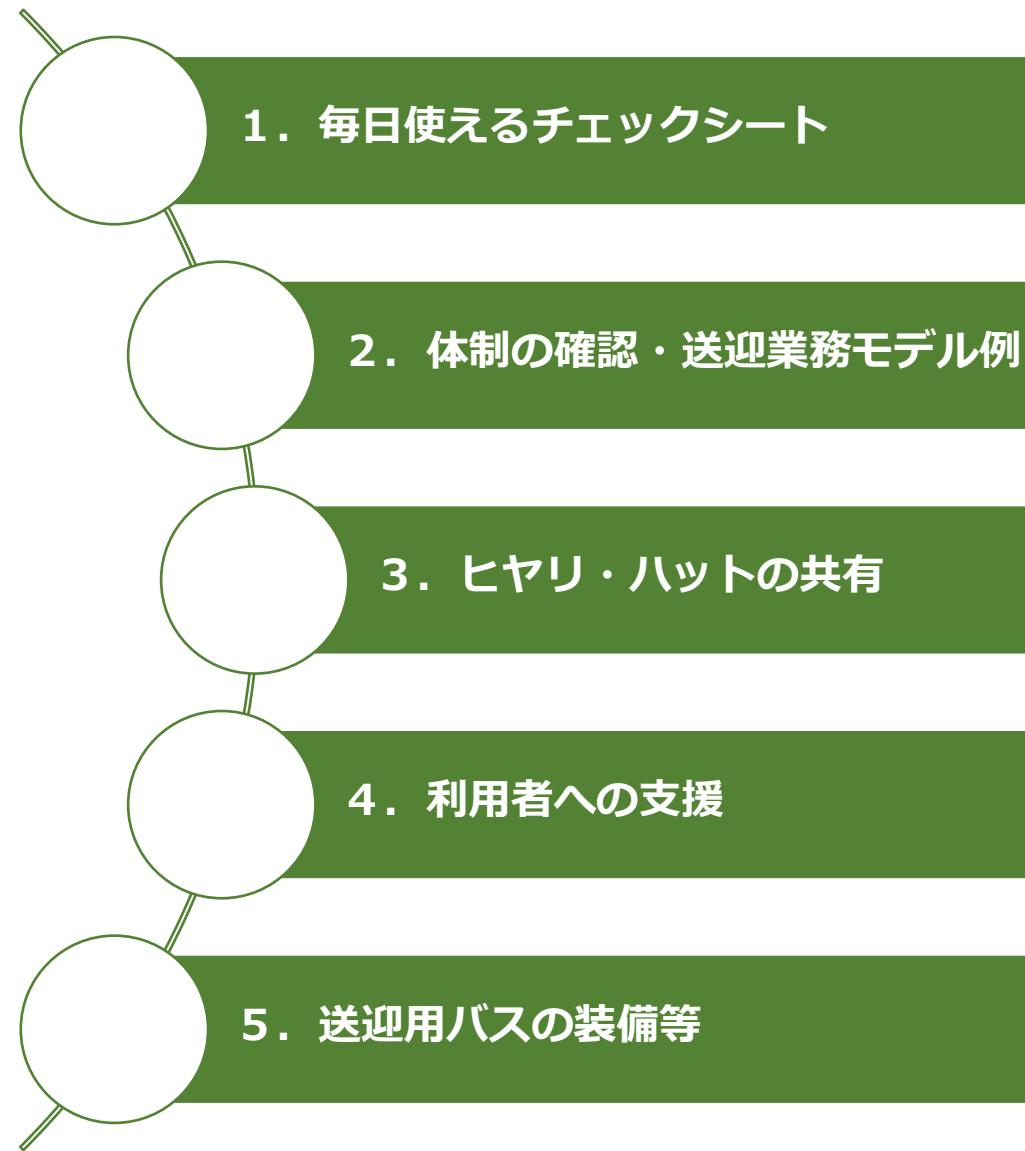
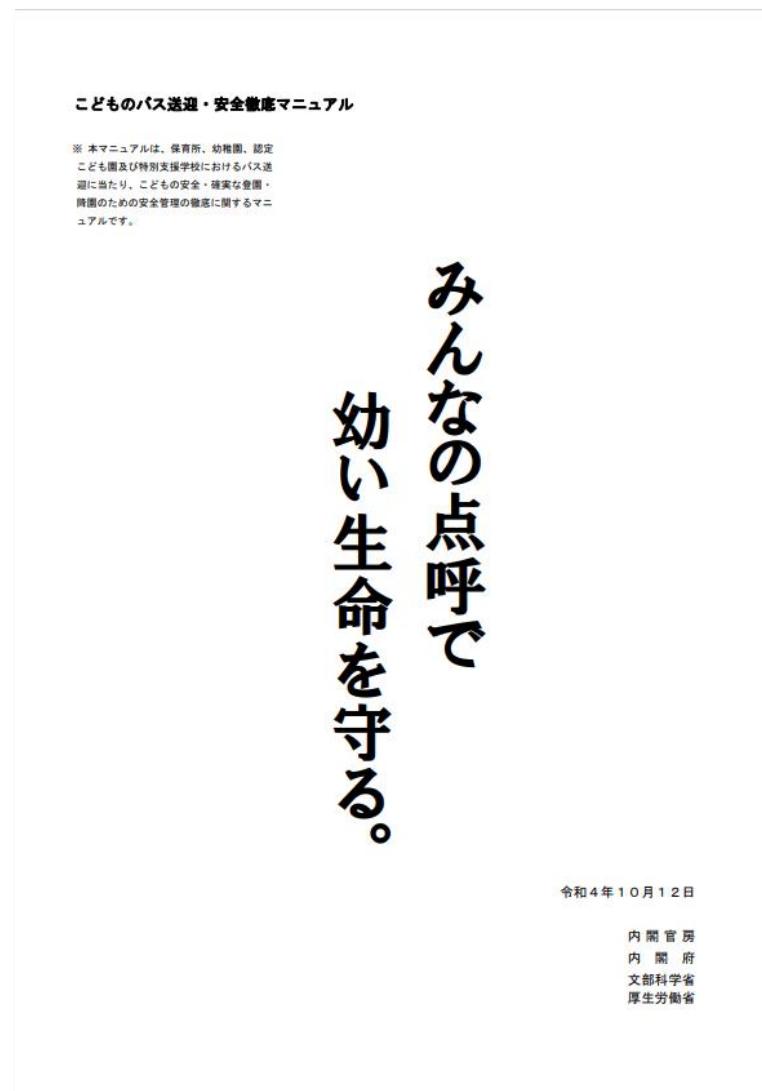
## 事故防止意識の共有

- ヒヤリハット事例共有など  
→全職員の意識共有

## 重大事案発生時

- 利用者の健康状況確認
- 都への報告等

# 参考：こども家庭庁「子どものバス送迎・安全徹底マニュアル」



詳細はこども家庭庁HP参照

[https://www.cfa.go.jp/policies/childsafety/effort/anzen\\_kanri](https://www.cfa.go.jp/policies/childsafety/effort/anzen_kanri)



### 3 事故報告について

# 報告の対象となる事故の種類一覧

## ①死亡事故

- 利用者が亡くなった事故

## ②入院

- 入院を要した事故（持病による入院は除く）

## ③負傷・疾病

- ②の入院以外で、医療機関での治療を要した負傷や疾病を伴う事故

## ④誤与薬

- 薬の誤与薬はその後の経過に関わらず、発生した時点で要報告

## ⑤無断外出

- 警察への捜索依頼等を出したものは、電話による第一報が必要

## ⑥感染症の発生

- クラスターや新興感染症の発生など

## ⑦置き去り事故

- 送迎車両の車内への利用者の置き去り事故

## ⑧事件

- 職員による暴力事件など、事件性のあるもの

## ⑨保護者等トラブルの可能性

- 保護者や関係者とのトラブル発生が予想されるもの

## ⑩運営上の事故

- 不正会計処理、送迎中の交通事故、個人情報の流出 など

## ⑪虐待通報

- 区市町村に虐待通報をした場合（通報した内容等）

## ⑫その他必要なもの

- その他特に報告の必要があると施設が判断したもの

※ 「利用者が死亡する等の重大事故」「警察が関与する事故」「報道機関が報じる可能性のある事故」など、

**社会的影響が大きい事故は、電話による第一報の報告もお願いします。**

※ 事業者側の責任や過失の有無は問いません。

# 事故報告先

サービス種別	担当	提出先（連絡先）
都立施設・都立民間移譲施設  <u>※都立施設及び都立民間移譲施設を除く</u>	施設サービス支援課 福祉施設運営担当	電話 03-5320-4157 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/827929">https://logoform.jp/form/tmgform/827929</a>
障害者支援施設、生活介護、自立訓練  <u>※都立施設及び都立民間移譲施設を除く</u>	施設サービス支援課 障害者支援施設担当	電話 03-5320-4156 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/826020">https://logoform.jp/form/tmgform/826020</a>
就労移行支援、就労継続支援A型・B型 就労選択支援、就労定着支援	地域生活支援課 就労支援担当	電話 03-5320-4158 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/829775">https://logoform.jp/form/tmgform/829775</a>
共同生活援助（グループホーム） 短期入所	地域生活支援課 居住支援担当	電話 03-5320-4151 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/702093">https://logoform.jp/form/tmgform/702093</a>
居宅介護、行動援護、重度訪問介護、 自立生活援助、地域移行支援 地域定着支援	地域生活支援課 在宅支援担当	電話 03-5320-4325 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/830433">https://logoform.jp/form/tmgform/830433</a>
放課後等デイサービス、児童発達支援 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援、障害児入所施設 <u>※都立施設及び都立民間移譲施設を除く</u>	施設サービス支援課 児童福祉施設担当	電話 03-5320-4374 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/835126">https://logoform.jp/form/tmgform/835126</a>
重症心身障害児（者）通所事業	施設サービス支援課 療育担当	電話 03-5320-4376 <提出先> <a href="https://logoform.jp/form/tmgform/1002061">https://logoform.jp/form/tmgform/1002061</a>

# 施設・事業所の責務（法令上の義務等）

東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日 条例第155号）抜粋  
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則)

## 第三条（略）

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は当該利用者である障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者又は利用者である障害児の保護者の立場に立って指定障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

## （事故発生時の対応）

第四十条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに都、区市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。

## （虐待の防止）

第四十条の二 指定居宅介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

※第40条、40条の2は、第93条の5により生活介護、第170条により就労移行支援、第183条により就労継続支援A型、第188条により就労継続支援B型、第192条の12により就労定着支援に準用

※入所施設でも東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例で同様の規定あり

# 施設・事業所の責務（法令上の義務等）

東京都指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月13日 条例第136号）

（心身の状況等の把握）

第二十一条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、**利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。**

（健康管理）

第四十二条 指定障害者支援施設は、**常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じなければならない。**

（緊急時等の対応）

第四十三条 指定障害者支援施設の従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに**利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。**



4

## 重大事故の事例

# 重大事故事例 【事例①】送迎車両による置き去り

## 事故事例

### 《概要》

日中活動を終えた利用者を乗せた送迎車両が、入所施設に到着後、利用者が降車していないことに気づかず車両を駐車場に放置し、長時間置き去りとなつた

### 《原因》

- 降車チェック表は存在していたが、降車チェックについて記載・確認を怠っていた。
- 利用者が帰室していると思いこみ、所在状況を確認しなかつた。

### 《再発防止策の例》

- 事務室で降車チェックを行ったか確認
- 利用者の帰室確認を入所部門でも実施
- 置き去り防止装置の導入 等



# 重大事故事例 【事例②】 外出活動時の事故

## 事故事例

### 《概要》

- 外出活動の登山中に利用者を見失い、救助隊に発見されるまで約4時間行方不明となつた



### 《原因》

- 移動時や利用者同士が離れた場面で、点呼が実施されていなかつた
- 活動ルートや職員配置が事前に十分検討されず、当日現場で決定された
- 職員の急な欠勤により、当日朝に担当職員の配置が変更となつた

### 《再発防止策の例》

- 外出時における移動時や活動中の定期的な点呼の実施
- 利用者の状況や職員体制に応じた活動内容の事前検討と計画の策定
- 職員体制に応じて活動内容を見直し、実施可否の判断基準を明確化

# 重大事故事例 【事例③】 送迎車両による事故

## 事故事例

### 《概要》

- 利用者送迎中、運転手の前方不注意により、車両が歩道へ乗り上げて歩行者を轢く死亡事故が発生した



### 《原因》

- 安全運転管理責任者の届出がされておらず、安全管理が不十分であった
- 車両運行委託をしており、管理を委託先任せとしていた

### 《再発防止策の例》

- 安全運転管理責任者の届出を実施
  - 運転者の適性を定期的に確認
  - 安全運転管理責任者による体調管理（アルコールチェック含む）
- ※委託業者に運行委託している場合でも管理が必要



## 5 事例演習

# 事例演習～状況設定～

## 外出支援中「近隣の公園」で利用者1名が行方不明になった事例

### 事例の内容

- ・あなたの事業所では、平日の午後に利用者を送迎車両に乗せ、「近隣の公園」へ余暇活動に出かけることがあります。
- ・7月某日「近隣の公園」に利用者4名を車で連れていき、遊具のあるエリアで、約30分活動をしていました。
- ・利用者Aが転倒して対応していたところ、利用者Bの姿が見えなくなっていました。



# 事例演習～検討項目～

## 演習内容

- あなたの施設でこの事故が起きたら、あなたはどのように対応しますか
- このような事故が起きた際のマニュアルや緊急連絡網がありますか
  - (マニュアルがある場合) マニュアルは周知されていますか
    - ※マニュアルを読んでいますか
  - (緊急連絡網がある場合) 緊急連絡網は周知されていますか
    - ※緊急連絡網は最新化されていますか
- 事故が起きたときに備えた訓練はしていますか

動画を停止して、10分間の検討を行ってください

# 事例演習～解説編～

## 解説

どのように対応するか

### ＜初動対応＞

- ・利用者の救命・安全確保を最優先
- ・医療機関との連携と家族等に対する連絡

チェック！



### ＜事後対応＞

- ・再発防止策の検討
- ・事故内容の共有

## マニュアルや緊急連絡網

- ・施設の環境や利用者の状況に応じたマニュアルの作成
- ・事故が多い業務に関して事故防止の要点を盛り込む
- ・必要な連絡先リスト（医療機関・家族等）を事前に整備

## 訓練

- ・職員が慌てず対応できるよう、日頃からの備えが重要

7福祉障施第222号  
令和7年4月24日

各施設・事業所管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部長  
梶野京子  
(公印省略)

### 施設・事業所における虐待防止体制の整備について（通知）

平素から東京都の障害者福祉施策の推進に御協力いただき、ありがとうございます。

都においては、施設・事業所に対し、利用者的人権擁護、虐待防止に取り組むようお願いしてきたところですが、昨年度も、常勤職員・非常勤職員問わず、支援員による利用者の行動を制止するために過度な有形力を行使した身体的虐待、支援員の乱暴な言葉かけによる心理的虐待、支援員による利用者からの預り金の着服といった経済的虐待等の事案が発生しております。

利用者に対する虐待及び不適切な支援は、利用者の身体及び人格を傷つける行為であるとともに、都における障害者（児）施設や居宅介護等の障害福祉サービス及びこれらを運営する法人に対する社会的信用を大きく損なうものであり、誠に遺憾であります。

都においては、障害者虐待について、個々の案件に応じて区市町村と連携して対応するとともに、障害者虐待防止・権利擁護研修を実施する等、障害者虐待防止に向けた取組を行っているところです。

障害者総合支援法に基づく運営基準及び障害者虐待防止法では、各施設・事業所の責務として、虐待防止等のための措置を講じることとされていると同時に、身体拘束の適正化の推進が義務付けられています（下記6参照）。

各施設・事業所におかれましては、日頃より、利用者的人権擁護、虐待防止に取り組まれていることと存じますが、下記のとおり改めて確認、徹底していただきますようよろしくお願いいたします。

また、下記事項は、施設及び事業所が虐待防止体制を整備するにあたり、特に留意していただきたい事項をまとめたものです。上記取組の実施にあたっては十分参考にしていただきますよう併せてお願いいたします。

#### 記

##### 1 利用者的人権擁護・虐待防止のための体制について

- (1) 運営規程への定めと全職種の職員への周知
- (2) 虐待防止委員会（年1回以上）、虐待防止の担当者を設置する等の体制整備

#### ◇虐待防止委員会の役割（運営基準等解釈通知より）

- ・虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）
- ・虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）
- ・虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）

（3）倫理綱領・行動指針等の制定、虐待防止のための指針・虐待防止マニュアルの作成、及び虐待防止啓発掲示物や相談・通報・届出先掲示物等の周知徹底 など

#### ◇虐待防止のための指針に規定する項目例（運営基準等解釈通知より）

- ・事業所における虐待防止に関する基本的な考え方
- ・虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項
- ・虐待防止のための職員研修に関する基本方針
- ・施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針
- ・虐待発生時の対応に関する基本方針
- ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ・その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針

## 2 人権意識、知識や技術向上のための研修の実施について

- （1）全職種の職員を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修
- （2）障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修
- （3）事例検討

※虐待防止のための研修は、年1回以上（新規採用時には必ず）実施すること

※研修対象者については、常勤・非常勤に関わらず、また、福祉職の職員に限らず事務員・調理員・運転手等、全職種の職員について、受講させること

※職場内研修のみならず、職場外研修の充実化も図ること

## 3 虐待を防止するための取組について

- （1）管理者による日常的な支援場面の把握、風通しの良い職場づくり
- （2）非常勤職員を含めた全職種の職員に対する虐待防止マニュアルの周知徹底
- （3）全職種の職員に対する、定期的な虐待防止チェックリストの実施とその活用

## 4 通報義務について

障害者虐待（疑いを含む。）については、障害者虐待防止法に基づき区市町村（実施機関）へ通報する義務がありますので、必ず区市町村に通報した上で行政と連携して対応してください。

障害者虐待防止法では、施設や事業所の中で障害者虐待の疑いのある事案が起きたときには「通報義務」があり「通報しない」選択肢はありません。区市町村虐待防止センターに通報し、区市町村、都道府県の事実確認をうけることが必要です。

- ※ 障害児入所施設に入所する児童への虐待については、児童福祉法に基づき、児童相談所もしくは区市町村子供家庭支援センターに通告します。
- ※ 児者一体で運営されている施設においては、児童福祉法に基づく給付を受けている場合は児童福祉法、障害者総合支援法に基づく給付を受けている場合は障害者虐待防止法の対象となります。
- ※ また、虐待等を発見した職員が、直接区市町村等へ通報する場合、通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。各施設・事業所におかれましては、通報先や通報者の保護について日頃から職員に周知し、障害者虐待防止法に対する理解を深めてください。
- ※ 各施設・事業所におかれましては、区市町村へ通報後、事故報告書を作成いただき、事故報告フォームより、各担当宛に提出してください。

## 5 身体拘束の禁止について

障害者総合支援法に基づく運営基準では、サービス提供にあたり、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないとされています。やむを得ず身体拘束等を行うときは所定の手続き（①組織による決定と個別支援計画への記載、②本人・家族への十分な説明、③必要な事項の記録）を経るようご留意ください（詳細は「7 参考資料」記載の手引き参照）。

なお、身体拘束の要件に該当しなくなった場合においては、速やかに解除することについても御留意願います。

## 6 運営基準の改正による取組の強化について

虐待防止の更なる推進と身体拘束の適正化の推進のため以下のとおり施設・事業所の取組が令和4年度より義務化されるとともに、令和6年度報酬改定において、新たな減算規定の創設及び減算額の増額など制度改正されておりますので、以上の取組とあわせ、運営基準・解釈通知等も必ず御確認ください。

### （1）虐待防止について

- ① 虐待防止委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ② 従業者への定期的な研修の実施
- ③ 虐待の防止等のための担当者の設置

※ 虐待防止に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

### （2）身体拘束の適正化について

- ① 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討するための委員会の定期的な開催と委員会での検討結果の従業者への周知徹底
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- ④ 従業者への定期的な研修の実施

※ 身体拘束の適正化に係る上記運営基準を満たしていない場合は、基本報酬が減算となります。

## 7 参考資料

以下の厚生労働省ホームページのリンク先に掲載されている、障害者の虐待防止に係る通知及び手引き等についてもご確認願います。

厚生労働省ホームページリンク先

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/gyakutaiboushi/index.html)

<担当>東京都福祉局障害者施策推進部

【障害者支援施設・生活介護・自立訓練】

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【就労移行支援・就労継続支援 A型、B型・就労定着支援】

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

【共同生活援助（GH）・短期入所】

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護・

自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援】

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

【障害児入所施設・児童発達支援・放課後等デイサービス・

居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

【都立施設・民間移譲施設（旧都立施設）】

施設サービス支援課 福祉施設運営担当

電話 03-5320-4157 FAX 03-5388-1407

【重症心身障害児（者）通所事業】

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

雇児総発 0915 第 1 号  
社援基発 0915 第 1 号  
障 障 発 0915 第 1 号  
老 高 発 0915 第 1 号  
平成 28 年 9 月 15 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
(公印省略)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
(公印省略)

#### 社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（通知）

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生したことから、本年 7 月 26 日付け雇児総発 0726 第 1 号・社援発 0726 第 1 号・障障発 0726 第 1 号・老高発 0726 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について」により、あらためて社会福祉施設等における高齢者や障害者、児童といった入所者や利用者等（以下「利用者」という。）の安全の確保に努めるよう注意喚起をお願いしたところです。

この点、地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保（以下「防犯に係る安全確保」という。）がなされた社

会福祉施設等となることの両立を図る上では、社会福祉施設等の規模や、入所施設や通所施設などの施設の態様を問わず、その状況に応じて、日頃から、①設備の整備・点検、職員研修など社会福祉施設等が必要な取組みに努めることはもちろん、②関係機関や地域住民等多様な関係者との協力・連携体制を構築しておくことなどの備えをすることが重要です。

つきましては、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、今回の事件の検証を踏まえ、現段階で必要と考えられる別添の点検項目を整理しましたので、下記の事項にも留意の上、管内市町村及び社会福祉施設等に対し周知をし、取組みを図るよう連絡方よろしくお願ひいたします。

また、別添の点検項目については、引き続き、社会福祉施設等に係る関係者や防犯に係る安全確保の専門家などからの意見を踏まえ、追加・修正を行う場合があることを申し添えます。

なお、本通知については、警察庁からも都道府県警察本部に周知いただくよう依頼しております。

また、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言に該当するものです。

## 記

1． 地域と一体となった開かれた社会福祉施設等となることと、防犯に係る安全確保がなされた社会福祉施設等となることの両立を図るためにには、当該施設の防犯設備による補完・強化はもとより、日頃から利用者が地域に出て活動し、ボランティア、地域住民、関係機関・団体等と顔の見える関係づくりをして、一人ひとりの存在を知ってもらうことが極めて重要である。そのため、施設開放など地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むことが重要である。また、利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出たりすることのないよう留意すること。

2． 防犯に係る安全確保に当たっては、都道府県、市町村と各社会福祉施設等は、企図的な不審者の侵入を中心とした様々なリスクを認識した対策（例えば、不審者情報について、夜間、休日を含め迅速な連絡・情報交換・情報共有が無理なくできる体制づくり等）を検討すること。

また、都道府県・市町村においては、各社会福祉施設等と、管内の警察、福祉事務所、児童相談所、保健所等の関係機関、社会福祉協議会、民生委員・児童委員その他各種関係団体等との間の連携体制を構築するため、定期的な意見交換の場を設定したり、防犯などに係る研修会・勉強会を実施したりするなどし、防犯に係る安全確保のための協力要請や情報交換が容易になるよう配意すること。加えて、近接する都道府県・市町村間等（交通事情や不審者等の生活圏等に鑑み、必要に応じ、都道府県境を越える場合を含む。）で不審者等に関する情報を相互に提供しあう体制を構築すること。

3. 管内の施設等の周辺における不審者等の情報が入った場合には、都道府県・市町村は、事前に構築した連携体制に沿って、速やかに各社会福祉施設等に情報を提供すること。また、特定の施設等の利用者に対して危害が及ぶ具体的なおそれがある場合は、防犯措置を更に強化しつつ、警察に対し、緊急時の対応について確認しておくなど、防犯に係る安全確保のための措置を徹底すること。さらに、緊急時に連絡を受けた場合には、関係機関等とも連携し、直ちに職員を派遣するなど、施設等における防犯に係る安全確保を支援する体制を構築すること。

4. 別添の点検項目については、社会福祉施設等全般に共通する内容として考えられる事項を分類し、整理したものであり、全ての社会福祉施設等が全項目を実施しなければならないという趣旨ではない。

各施設等における実際の対策の検討・実施に当たっては、施設種別や地域の実情に応じて適宜の追加・修正の上、当該施設等において点検項目を作成し、職員等に配付し、研修をすることが望ましいこと。

## 社会福祉施設等における点検項目

### 1 日常の対応

#### (1) 所内体制と職員の共通理解

- 不審者への対処や、利用者で体力のない人・身体の不自由な人・心身の状況から避難に援助が必要な人の避難のあり方など、利用者の安全や職員（嘱託の警備員等を含む。以下同じ。）の護身を含め、防犯に係る安全確保に関し、職員会議等で取り上げる等により、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図っているか。
- 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たっているか。
- 来訪者用の入口・受付を明示し、外部からの人の出入りを確認しているか。また、外部からの人の立入りができる場所と立入りを禁じる場所とを区分けしたり、各出入口の開錠時間等を整理した上で施設内に掲示したり、非常口の鍵を内側からしか開けられなくしたりするなどの工夫をしているか。
- 職員が顔写真入りの身分証を首からかけたり、来訪者に来訪者証やリボンその他を身につけるよう依頼したりする等により、利用者・職員とそれ以外の人を容易に区別できるようにしているか。
- 来訪者に“どこへ行かれますか？”“何かお手伝いしましょうか？”といった声かけをすることとし、実践しているか。
- 夜間の出入口は限られた場所とし、警備員室等の前を通るような動線となっているか。
- 来訪者の予定について、朝会などで職員間に情報提供したり、対応する予定の職員に確認したりしているか。
- 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めるとともに、必要に応じ、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施しているか。
- 通所時や夜間に加え、施設開放やイベント開催時など職員体制が手薄になりがちな場合の防犯に係る安全確保体制に留意しているか。
- 万一の場合の避難経路や避難場所及び家族・関係機関等への連絡先・連絡方法（緊急連絡網）をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。
- 緊急事態発生時に、利用者に動搖を与えることなく職員間で情報を伝達できる「合

言葉」をあらかじめ定めておき、職員に周知しているか。

(2) 不審者情報に係る地域や関係機関等との連携

- 市町村の施設・事業所管課、警察署等関係機関や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会・防犯協会などの地域団体と日常から連絡を取るとともに、関係先電話番号の共有化など、連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制となっているか。

また、共有した関係先電話番号は見やすい場所に掲示されているか。

- 関係機関からの注意依頼文書を配布・掲示するなど施設等内で周知徹底しているか。

(3) 施設等と利用者の家族の取組み

- 利用者に対し、犯罪や事故から身を守るために、施設等内外における活動に当たっての注意喚起を行っているか。また、利用者の家庭でも話し合われるよう働きかけているか。

(4) 地域との協同による防犯意識の醸成

- 自治体や地域住民と協力して、施設やその周辺の設備（街灯、防犯灯など）の維持管理状況を確認し、必要に応じて改善したり行政に働きかけたりするなど、地域住民と協同しながら防犯に向けた対応や交流を行っているか。
- 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深めているか。

(5) 施設設備面における防犯に係る安全確保

- 利用者の属性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、可能な経費の範囲において、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じているか。
  - ① 警報装置・防犯監視システム・防犯カメラ・警備室等につながる防犯ブザー・職員が常時携帯する防犯ベル等の導入による設備面からの対策（そのような対策をしていることを施設内に掲示することも含む）
  - ② 対象物の強化（施設を物理的に強化して侵入を防ぐ）

例：玄関、サッシ等に補助錠を取り付ける。

防犯性能の高い建物部品のうち、ウィンドウフィルムを窓ガラス全面に貼り付ける。

防犯性能の高い建物部品（ドア、錠、サッシ、ガラス、シャッター等）に交

換する。

③ 接近の制御（境界を作り、人が容易に敷地や建物に接近することを防ぐ）

例：道路と敷地の境界線を明確にし、門扉等を設置する。

敷地や建物への出入口を限定する。

④ 監視性の確保（建物や街路からの見通しを確保し、人の目が周囲に行き届くような環境をつくり、侵入を未然に防ぐ）

例：夜間等、人の出入りを感知するセンサー付ライトや、行政による街灯等の設置など照明環境の整備を行う。

植木等を剪定し、建物から外周が、外周から敷地内が見通せる環境にする。

防犯カメラを設置する。

- 門扉や囲い、外灯、窓、出入口、避難口、鍵の管理等の状況を毎日点検しているか。
- 施設管理上重要な設備（例えば、電源設備など）への施錠その他の厳重な管理と、その施錠等の管理の状況を毎日点検しているか。
- 警報装置、防犯カメラ等を設置している場合は、一定期間ごとに、作動状況の点検、警備会社等との連携体制を確認しているか。また、警報解除のための鍵や暗証番号を隨時変更するなど、元職員や元入所者など関係者以外の者が不正に侵入できないようにする対策を講じているか。

（6）施設開放又は施設外活動における安全確保・通所施設における利用者の来所及び帰宅時における安全確保

- 施設や施設外活動場所の周辺にある危険箇所を把握し、利用者・家族に対し注意喚起を行っているか。
- 来所・退所時の経路を事前に指定し、利用者・家族に対する指定された経路の利用に係る依頼・指導等をしているか。特に児童通所施設においては、来所及び帰宅途上で犯罪、事故に遭遇した時、交番や「こども110番の家」等に緊急避難できるよう、あらかじめ利用者とその家族等に周知しているか。
- 利用者に係る緊急連絡用の連絡先を把握しているか。
- 施設外での諸活動時・来所退所時の連絡受領体制を確保しつつ、利用者とその家族等に対する施設又は担当者の連絡先の事前周知を行っているか。
- 施設外での諸活動に際し、利用者の状況把握をする責任者を設定し、確実な状況把握に努めているか。
- 施設開放時には、開放箇所と非開放箇所との区別を明確化し、施設内に掲示してい

るか。

- 施設開放時には、来訪者の安全確保のため、来訪者に、防犯に係る安全確保等に係るパンフレットなどを配付して注意喚起しているか。

## 2 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応

### (1) 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制

- 施設等周辺における不審者等の情報が入った場合に、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者を職員等が直接見かけたときや利用者の家族からの連絡を受けたときその他直接に第一報を得たときは、より適切に対応するため、可能な範囲で更なる情報収集を行うこと。さらに、必要に応じ、事前に構築している連絡体制に基づき、警察に情報提供するとともに、市町村の施設・事業所管課等に連絡を行い、近隣の社会福祉施設等への連絡その他を求める。
- ・ 事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
- ・ (利用者の年齢や心身の状態に応じて) 利用者に対して、また、その家族等に対して、情報を提供し、必要な場合には職員の指示に従うよう注意喚起する。
- ・ 利用者の安全確保のため、その家族等や近隣住民、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会や防犯協会等の地域活動団体等の協力を得る。  
また、事前に構築している連絡体制に基づき、近隣住民等と迅速に情報共有を行う。
- ・ 利用者に危害の及ぶ具体的なおそれがあると認める場合は、警察や警備会社、防犯コンサルティング会社等からの助言を得ることとし、当該助言を踏まえて、必要に応じ、上記1.(5)の施設設備面の増強や職員等による巡回、監視体制に必要な職員の増配置、期間限定での警備員の配置、通所施設においては当該施設を臨時休業するなど、想定される危害や具体化する可能性に即した警戒体制を構築する。

### (2) 不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等

- 施設等内に不審者が立ち入った場合に備え、次のような措置をとる体制を整備しているか。

- ・ 不審者が施設内に立ち入り、利用者に危害を加える具体的なおそれがあると判断し

た場合は、直ちに警察に通報するとともに、利用者の家族、市町村の施設・事業所管課等に対しても、速やかに連絡する。

- ・ 事前に整理した緊急連絡網や合い言葉などを活用して、利用者を動搖させないようにしながら職員が相互に情報を共有し、複数の職員による協力体制を速やかに構築する。
- ・ 不審者に対し利用者から離れた場所に移動を求める、直ちに利用者を退避させるなど、人身事故が起きないよう事態に対応する。特に、乳幼児、高齢者や障害者で、円滑な移動に制約のある者の退避については、十分に留意する。加えて、これらの対応の過程においては、やむを得ない場合を除き、不審者をいたずらに刺激しないよう言葉遣い等に配意したり、利用者の安全が確保済みであることを前提にその場から待避することも視野に入れたりするなどして、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
- ・ 不審者に立退きを求めた結果、相手が一旦退去したとしても、再侵入に備え、敷地外に退去したことを見届けて閉門・しばらく残って様子を見る等の対応をする。
- ・ 不審者の立入りを受けつつ重大な結果に至らなかつたときであっても、再度の立入りの可能性について検討し、必要に応じて点検項目を見直すなど体制を整えるとともに、想定される危害や具体化する可能性に即して、上記（1）の体制を確保する。

28福保障施第1338号  
平成28年7月26日

各障害者支援施設  
各障害児入所施設

】 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長  
高原俊幸  
(公印省略)

### 施設における防犯等安全管理の確保について

本日、7月26日、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で、不審者により多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各施設におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保に取り組まれていることと存じますが、これを契機に、職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携等、下記項目について改めて確認を行い、施設の安全確保を図っていただくようお願いいたします。

#### 記

##### 1 緊急時の安全確保

- (1) 施設管理者への迅速な情報伝達、利用者への注意喚起や避難誘導等、緊急に対応できる職員体制の整備
- (2) 警察に対して直ちに通報がなされる体制の整備

##### 2 施設の安全確保

- (1) 門扉・囲障・外灯・建物・居室等の窓・出入口の適切な施錠、鍵の管理及び破損状況の確認
- (2) 自動警報装置、防犯監視システム等が設置されている場合の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認
- (3) 不審者などが侵入しやすい死角などの重点的な安全確認

### 3 日常の安全確保

- (1) 不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルの策定、研修・防犯訓練の実施
- (2) 来訪者に対する挨拶、声掛け、用件の確認
- (3) スマートフォン向けゲームユーザー等による施設への無断立ち入り等に対する適切な防止策

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

**【障害者支援施設】**

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

**【障害児入所施設】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

28福保障施第1349号  
平成28年7月27日

各障害福祉サービス事業所  
各障害児通所支援事業所

  } 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部長  
高原俊幸  
(公印省略)

### 事業所における防犯等安全管理の確保について

平成28年7月26日、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で、不審者により多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。

各事業所におかれましては、日頃から利用者に対する安全の確保に取り組まれていることと存じますが、これを契機に、職員による対応、施設・設備面での対応、警察等関係機関との連携等、下記項目について改めて確認を行い、事業所の安全確保を図っていただくようお願ひいたします。

#### 記

##### 1 緊急時の安全確保

- (1) 事業所管理者への迅速な情報伝達、利用者への注意喚起や避難誘導等、緊急に対応できる職員体制の整備
- (2) 警察に対して直ちに通報がなされる体制の整備

##### 2 施設の安全確保

- (1) 門扉・囲障・外灯・建物等の窓・出入口の適切な施錠、鍵の管理及び破損状況の確認
- (2) 自動警報装置、防犯監視システム等が設置されている場合の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認
- (3) 不審者などが侵入しやすい死角などの重点的な安全確認

### 3 日常の安全確保

- (1) 不審者の侵入等を想定した危機管理マニュアルの策定、研修・防犯訓練の実施
- (2) 来訪者に対する挨拶、声掛け、用件の確認
- (3) スマートフォン向けゲームユーザー等による事業所への無断立ち入り等に対する適切な防止策

担当：東京都福祉保健局障害者施策推進部

**【生活介護・自立訓練】**

施設サービス支援課 障害者支援施設担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

**【就労移行支援・就労継続支援 A型、B型】**

地域生活支援課 就労支援担当

電話 03-5320-4158 FAX 03-5388-1408

**【共同生活援助（GH）・短期入所】**

地域生活支援課 居住支援担当

電話 03-5320-4151 FAX 03-5388-1408

**【居宅介護・行動援護・重度訪問介護・同行援護】**

地域生活支援課 在宅支援担当

電話 03-5320-4325 FAX 03-5388-1408

**【児童発達支援・放課後等デイサービス】**

施設サービス支援課 児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

**【重症心身障害児（者）通所事業】**

施設サービス支援課 療育担当

電話 03-5320-4376 FAX 03-5388-1407

雇児総発 0726 第 1 号  
社援基発 0726 第 1 号  
障障発 0726 第 1 号  
老高発 0726 第 1 号  
平成 28 年 7 月 26 日

都道府県

各 指定都市 民生主管部局長 殿  
中核市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長  
( 公印省略 )

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長  
( 公印省略 )

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公印省略 )

厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公印省略 )

#### 社会福祉施設等における入所者等の安全の確保について

本日未明、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生いたしました。

現時点において詳細は不明ですが、管内市町村及び社会福祉施設等に対し、下記の事項に留意の上、あらためて社会福祉施設等の入所者等の安全の確保に努めるよう、注意喚起をお願いいたします。

#### 記

1. 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、職員間の連絡体制を含めた緊急時の対応体制を適切に構築するとともに、夜間等における施錠などの防犯措置を徹底すること。
2. 日頃から警察等関係機関との協力・連携体制の構築に努め、有事の際には迅速な通報体制を構築すること。
3. 地域に開かれた施設運営を行うことは、地域住民との連携協力の下、不審者の発見等防犯体制の強化にもつながることから、入所者等の家族やボランティア、地域住民などとの連携体制の強化に努めること。

事務連絡  
平成28年8月17日

各障害者支援施設  
各障害児入所施設  
} 管理者殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課長  
東京都福祉保健局障害者施策推進部障害児・療育担当課長  
警視庁生活安全部生活安全総務課生活安全担当管理官

### 施設と警察等関係機関との協力・連携体制の構築について

平素より、東京都の障害者施策の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先月、神奈川県相模原市に所在する障害者支援施設内で多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生し、東京都から防犯等安全管理について注意喚起を行ったところです。

各施設におかれましては、利用者等の安全確保に努めていただいていることと存じますが、この度、警視庁では、都内の各障害者支援施設等を訪問し、施設の防犯体制に関して助言指導を行うこととしておりますので御協力をお願いいたします。

今後、所轄の警察署等より連絡があった場合には、この機会を捉え、警察等関係機関や地域との協力・連携体制の構築に努め、より一層の防犯体制の強化を図っていただくようお願いいたします。

#### ○本件に関する担当

東京都障害者施策推進部施設サービス支援課

【障害者支援施設】障害者支援担当

電話 03-5320-4156 FAX 03-5388-1407

【障害児入所施設】児童福祉施設担当

電話 03-5320-4374 FAX 03-5388-1407

#### ○警視庁担当

警視庁生活安全部生活安全総務課

【生活安全対策第一係】

電話 03-3581-4321 FAX 03-3597-1138

事務連絡  
平成28年9月15日

各  
都道府県  
指定都市  
中核市  
障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課

障害者支援施設等における防犯に係る安全の確保について

障害保健福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

先般、神奈川県相模原市の障害者支援施設において、多数の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生しました。この事件を受け、障害者支援施設等において、外部からの不審者の侵入に対する危機管理の観点から、現状を点検し、課題を把握すること等によって防犯に係る安全確保に資するため、別添のとおり、本年9月15日付け雇児総発0915第1号・社援発0915第1号・障障発0915第1号・老高発0915第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、同局障害保健福祉部障害福祉課長及び老健局高齢者支援課長連名通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」を各都道府県・指定都市・中核市民生主管部局長宛て発出したところです。

つきましては、貴部（局）におかれても本件についてご了知いただくとともに、管内市町村への周知等にご配慮いただきますようよろしくお願ひいたします。

なお、別添通知における「社会福祉施設等」には、児童発達支援事業を行う事業所等、通所系サービスを実施する事業所も含まれることを申し添えます。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課企画法令係  
TEL：03-5253-1111（内線：3046）  
FAX：03-3591-8914

事務連絡  
令和6年3月15日

都内障害者施設管理者 殿

東京都保健医療局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の  
医療提供体制等に関する東京都の対応について

日頃より、都の医療施策及び感染症対策に御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和6年3月5日付で、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部等から都道府県宛てに、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の医療提供体制及び公費支援等について」が発出され、新型コロナウイルス感染症への対応については、本年3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、令和6年4月以降、通常の医療提供体制とすることが通知されました。

本事務連絡に基づき、都における令和6年4月以降の外来・入院医療体制等について、下記のとおりまとめましたので、お知らせします。

引き続き、感染症対策に御協力くださいますようお願いいたします。

## 記

次頁以降のとおりとする、なお、目次は以下のとおりである。

### 目次

I 新型コロナウイルス感染症の都内患者発生状況について	3
II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査及びそれに伴う検査について	3
III 医療提供体制・都が設置する施設の運営について	
1 MISTについて	3
2 外来医療体制について	4
3 入院患者の受入体制について	4
4 高齢者等医療支援型施設について	4
IV 都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について	
1 東京都新型コロナ相談センター及び医療機関案内について	4
2 都立病院のコロナ後遺症相談窓口について	5
3 高齢者施設に対する医療体制強化事業について	6
4 感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣について	6
V 施設の職員に対する集中的検査について	6
VI ワクチン接種について	7
VII 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援について	7
担当者及び連絡先	7

## I 新型コロナウイルス感染症の患者発生状況について

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）に関する都内の患者発生状況については、引き続き東京都感染症発生動向調査事業実施要綱第4の2に基づき指定された定点医療機関から週単位で報告を受け、集計結果はホームページで公表します。

## II 新型コロナウイルス感染症患者の積極的疫学調査及びそれに伴う検査について

昨年10月以降についても、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の周囲の者への検査については、保健所が公衆衛生上必要と認めた場合は、引き続き行政検査として取り扱ってきたところですが、当該取扱いは本年3月末で終了となります。

なお、施設からの集団発生報告等を受け、保健所が積極的疫学調査を行う中で、ウイルスの型を特定する必要がある場合には、施設に対して保健所から御相談する場合があります。

## III 医療提供体制・都が設置する施設の運営について

### 1 MISTについて

都では、新型コロナ陽性者の管理や、患者の入院・入所調整等を行うシステムとして、令和3年3月より、「東京都新型コロナウイルス感染者情報システム」（以下「MIST」という。）を活用してきました。MISTでは、病院側で使用する「東京都新型コロナ病院ポータル」（以下「病院ポータル」という。）の機能や、5類移行後には、医療機関間での入院調整を円滑に進めるため、医療機関が病院等の空床情報を検索する「東京都新型コロナ入院調整ポータル」の機能を追加し運用を行ってきたところです。

現行のMISTの運用については、通常の医療提供体制への移行期間の終了に伴い、本年3月末をもって終了します。各機能の停止については、以下のとおりです。

#### （1）高齢者等医療支援型施設への入所調整依頼機能の停止

高齢者等医療支援型施設の閉所に伴い、直接施設への入所調整ができる高齢者等医療支援型施設入所調整依頼フォームを令和6年3月18日（月曜日）正午に停止します。

#### （2）受入可能な病床数の共有機能の停止

医療機関間で入院調整を行う際に、都内の病院における受入可能な病床数等について、外来対応医療機関が把握できる機能として活用いただいている病床検索機能については、令和6年3月31日（日曜日）午後5時に停止します。

## **2 外来医療体制について**

外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは 本年3月末をもって終了します。本年4月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制となります。

## **3 入院患者の受入体制について**

新型コロナに係る入院医療体制については、本年3月末までの「移行計画」等に基づき、確保病床によらない形での入院患者の受け入れを進めてきました。

本年4月以降は、中等症II・重症患者も含めて全ての新型コロナ患者を確保病床によらず受け入れる通常の医療提供体制となります。

また、入院先の決定（入院調整）については、令和5年5月8日以降、他の疾患と同様に入院の要否を医療機関が判断し、医療機関間での調整を基本とする仕組みに移行しています。

## **4 高齢者等医療支援型施設について**

高齢者等医療支援型施設は、本年3月末をもって運営を終了します。詳細は次のとおりです。

### **(1) 新規受入れの受付終了**

令和6年3月18日（月曜日）正午

※渋谷は新規受入れ終了済

### **(2) 閉所**

令和6年3月31日（日曜日）午後5時

※渋谷は令和6年3月15日（金曜日）午後5時

※上記日時までに退所できない場合は、病院等への転院調整を行います。

## **IV 都民向け相談窓口・自宅療養支援の取組について**

### **1 東京都新型コロナ相談センター及び医療機関案内について**

東京都新型コロナ相談センターにおける相談受付は、令和6年3月31日（日曜日）午後11時59分をもって終了します。

厚生労働省においては、令和6年4月以降も引き続き新型コロナ患者等に関する相談窓口を設ける予定です。

<新型コロナウイルス感染症電話相談窓口>

電話：0120-565653

医療機関の案内や救急の相談等については、他の疾病と同様、医療情報ネット及び医療機関案内サービス「ひまわり」、東京消防庁救急相談センター（#7119）、子供の健康相談室（#8000）等が対応します。

**<都で実施する医療機関案内及び救急の相談等>**

○ 都で実施する医療機関案内サービス

(1) オンライン医療機関検索「医療情報ネット」

<https://www.iryou.teikyouseido.mhlw.go.jp/znk-web/juminkanja/S2300/initialize>

※URLは令和6年4月1日から有効になります。

(2) 医療機関案内サービス「ひまわり」

ア 電話案内

電話：03-5272-0303

受付時間：毎日 24 時間



コンピュータがお問い合わせ時間に診療を行っている医療機関を音声・ファクシミリで御案内します。

ファクシミリでの御案内はファクシミリ機能付き電話機に対応しています。音声のアナウンスに従ってダイアル又はプッシュボタンを操作してください。

イ 聴覚障害者向け専用ファクシミリ

ファクシミリ：03-5285-8080

受付時間：毎日 24 時間

○ 東京消防庁救急相談センター（#7119）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/lfe/kyuu-adv/soudan-center.htm>



○ 東京版救急受診ガイド（WEB 検索サイト）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/tfd/hp-kyuuimuka/guide/main/index.html>



○ 子供の健康相談室（#8000）

[https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/k\\_soudan.html](https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/sodan/k_soudan.html)



**2 都立病院のコロナ後遺症相談窓口について**

都立病院に設置していたコロナ後遺症相談窓口については、本年3月29日をもって終了します。各病院の受付終了日時は以下のとおりです。

病院名	受付終了日時
墨東病院 多摩総合医療センター 多摩北部医療センター 多摩南部地域病院	3月29日（金曜日）午前11時まで受付
駒込病院	3月29日（金曜日）午前11時30分まで受付
大久保病院 大塚病院 東部地域病院	3月29日（金曜日）午後4時まで受付

※コロナ後遺症に対応する医療機関は、  
引き続きホームページで公表します。



[https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/corona\\_portal/link/iryokikan.html](https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/kansen/corona_portal/link/iryokikan.html)

### 3 高齢者施設に対する医療体制強化事業について

高齢者施設と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年4月以降は通常の医療提供体制へ移行し、新型コロナ患者の入院受入れや診療等を行うこととなることから、「高齢者施設に対する医療体制強化事業」については、本年3月末をもって終了します。

### 4 感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣について

高齢者及び障害者入所施設に対する感染症専用相談窓口及び即応支援チームの派遣については、令和6年3月31日（日曜日）をもって終了します。

なお、新規申し込みは令和6年3月31日（日曜日）まで受付を行います（当日の状況によっては対応できない場合があります）。

## V 施設の職員に対する集中的検査について

高齢者施設、障害者施設等の職員を対象とする集中的検査は、本年3月末をもって終了します。

なお、抗原定性検査に係る検査報告等については、下記により専用ウェブサイトから実施いただきますようお願いします。

- (1) 検査の実施：令和6年3月31日（日曜日）まで
- (2) 検査結果の報告：令和6年4月15日（月曜日）まで

## **VI ワクチン接種について**

新型コロナワクチンの全額公費による接種（特例臨時接種）は、本年3月末をもって終了となります。令和6年度以降は、65歳以上の方等を対象として、秋冬に区市町村による定期接種が行われます。

## **VIII 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援について**

患者の急激な負担増を避けるため、令和5年10月以降も一定の自己負担を求めた上で公費支援を継続してきたところですが、これらの支援については、本年3月末をもって終了します。

なお、令和6年4月以降の新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた負担が発生しますが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなります。

### **【担当者及び連絡先】**

本事務連絡について

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 感染症医療整備担当

電話：03-5320-4347

疫学調査及び即応支援チームに関すること

保健医療局感染症対策部 防疫課 防疫担当

電話：03-5320-4088

東京都新型コロナウイルス感染症情報システム（MIST）に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 医療体制担当

電話：03-5320-4543

外来医療体制に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 事業調整担当

電話：03-5320-4179

入院医療体制に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 感染症医療整備担当

電話：03-5320-4347

高齢者等医療支援型施設に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第一課 施設運営担当

電話：03-5320-5906

東京都新型コロナ相談センターに関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当

電話：03-5320-4526

都立病院のコロナ後遺症相談窓口に関すること

保健医療局都立病院支援部 法人調整課 財務管理担当

電話：03-5320-5870

後遺症に対応する医療機関の公表に関すること

保健医療局感染症対策部 調査分析課 東京感染症対策センター担当

電話：03-5320-4213

高齢者施設に対する医療体制強化事業に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 療養支援推進担当

電話：03-5320-5880

施設の職員に対する集中的検査に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課 集中的検査担当

電話：03-5320-7049

ワクチン接種に関すること

保健医療局感染症対策部 医療体制整備第二課

新型コロナウイルスワクチン担当

電話：03-5320-4302

医療費公費負担に関すること

保健医療局感染症対策部 防疫課 指導調整担当

電話：03-5320-4381

事務連絡  
令和6年3月5日

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$  衛生主管部（局） 御中

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$  介護保険担当主管部（局） 御中

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$  障害保健福祉主管部（局） 御中

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中核市} \end{array} \right\}$  児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部  
厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医政局地域医療計画課  
厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

新型コロナウイルス感染症の令和6年4月以降の  
医療提供体制及び公費支援等について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にあ

りがとうございます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）については、令和5年5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、医療提供体制は、入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととされました。

具体的には、新型コロナの感染症法上の位置づけ変更後の医療提供体制の基本的な考え方や外来・入院医療体制、入院調整、各種公費支援等の見直し内容については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的な内容について」（令和5年9月15日付け事務連絡。）等においてお示しし、新型コロナに係る医療提供体制については、各都道府県において本年3月末までを対象期間とする「移行計画」を策定いただいた上で、着実に移行を進めていただきました。

今般、本年3月末をもって、通常の医療提供体制への移行期間を終了とし、本年4月以降、通常の医療提供体制としますので、各都道府県におかれでは、下記のとおり取扱いいただくようお願いします。

## 記

次頁以降のとおりとする。なお、目次は以下のとおりである。

### 目次

1.	新型コロナの医療提供体制の移行に関する基本的な考え方 .....	4
2.	外来医療体制 .....	4
(1)	基本的考え方 .....	4
(2)	外来対応医療機関の指定・公表の仕組みについて .....	5
(3)	応招義務の考え方及び適切な医療提供のあり方について .....	5
(4)	感染拡大局面を見据えた体制強化・注意喚起等 .....	5
3.	入院医療体制 .....	6
(1)	基本的考え方 .....	6
(2)	幅広い医療機関における入院患者の受入れの方向性 .....	6
(3)	旧臨時の医療施設等の取扱い .....	6
4.	患者の入院先の決定 .....	7
5.	高齢者施設等における対応 .....	7
	【高齢者施設等における対応】 .....	7
(1)	基本的考え方 .....	7
(2)	各種の政策・措置の取扱い .....	8
	【障害者施設等における対応】 .....	9
(1)	基本的考え方 .....	9
(2)	各種の政策・措置の取扱い .....	10
6.	自宅療養等の体制 .....	10
(1)	自宅療養の取扱い .....	10
(2)	オンライン診療・オンライン服薬指導の活用 .....	11
7.	患者等に対する公費負担の取扱い .....	11
(1)	治療薬及び入院医療費にかかる公費支援 .....	11
(2)	検査 .....	11
(3)	相談窓口機能 .....	12
(4)	その他 .....	13
8.	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について .....	13

## 1. 新型コロナの医療提供体制の移行に関する基本的な考え方

- 新型コロナの医療提供体制については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について」（令和5年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、昨年5月8日より、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症法上の位置づけが5類感染症に変更されるに当たり、本年3月までを移行期間とし、医療提供体制は入院措置を原則とした行政の関与を前提とした限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による自律的な通常の対応に移行していくこととしていた。
- その後、各都道府県において、本年3月末までを対象期間に策定いただいた移行計画に沿って、幅広い医療機関で新型コロナの患者が受診できる医療提供体制に向けて、着実に移行が進められてきた。
- 具体的には、入院医療体制については、確保病床によらない形での患者の受け入れが進み、外来医療体制については、外来対応医療機関数のほか、かかりつけ患者以外に対応する医療機関数を一層拡充した。また、入院調整については、医療機関間で円滑に入院先が決定される体制となった。

## 2. 外来医療体制

### (1) 基本的考え方

- 外来医療体制については、患者が幅広い医療機関で受診できるようにするため、位置づけ変更以後、外来診療にあたる医療機関での感染対策の見直し、設備整備等への支援、応招義務の整理、医療機関向け啓発資材の作成・普及を行い、本年4月以降を見据え、感染対策の強化を図ってきた（※）。
- （※）医療機関向け啓発資材について
  - ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う啓発資材について（第四報）」（令和5年10月20日付け事務連絡）
- 各都道府県においては、本年4月以降は広く一般的な医療機関で新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制に移行するよう、着実に進めていただきたい。
- また、新型コロナ診療に対する医療機関の増加に対応するためには、薬

局における経口抗ウイルス薬の提供体制の確保も重要となる。薬局においては、これまで自宅・宿泊療養者に対し、経口抗ウイルス薬等を提供し、必要な服薬指導等を実施していただいているところであるが、各都道府県において、一般流通する経口抗ウイルス薬を取り扱う薬局を把握し、公表すること等について地域の医療関係者とも協議を行いながら、地域において経口抗ウイルス薬等の必要な医薬品が適切に提供される体制の確保に向けた取組を行っていくことが重要である。

#### (2) 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みについて

- 外来対応医療機関の指定・公表の仕組みは本年3月末をもって終了とする。本年4月以降は、広く一般的な医療機関において、新型コロナの診療に対応する通常の医療提供体制とする。

#### (3) 応招義務の考え方及び適切な医療提供のあり方について

- 応招義務の考え方については、これまで医療機関向け啓発資材「新型コロナウイルス感染症への対応について（医療機関向けのリーフレット）」において下記の通りお示ししているとおりであり、引き続き各医療機関において適切に判断されたい。
  - ・新型コロナウイルス感染症に係る医師等の応招義務については、緊急対応が必要であるか否かなど、個々の事情を総合的に勘案する必要がある。
  - ・その上で、患者が発熱や上気道症状を有している又はコロナに罹患している若しくはその疑いがあるということのみを理由に、当該患者の診療を拒否することは、応招義務を定めた医師法（昭和23年法律第201号）第19条第1項及び歯科医師法（昭和23年法律第202号）第19条第1項における診療を拒否する「正当な事由」に該当しない。
- そのため、今後も医療機関においては、発熱等の症状を有する患者を受け入れるための適切な準備を行うこととし、それでもなお診療が困難な場合には、少なくとも診療可能な医療機関への受診を適切に勧奨されたい。

#### (4) 感染拡大局面を見据えた体制強化・注意喚起等

- 今後の感染拡大に備える観点からも、広く一般的な医療機関で新型コロナの診療に対応する体制において、
  - ・#7119、#8000、救急相談アプリ等を活用した相談体制の強化
  - ・重症化リスクの低い方に対する抗原定性検査キットによる自己検査及び

自宅療養の実施、あらかじめの抗原定性検査キットや解熱鎮痛薬の用意等の住民への呼びかけ

- ・証明書等の取得のための外来受診は控えていただく旨の呼びかけ等の感染拡大局面を見据えた体制強化、注意喚起等の取組は引き続き推進すること。

### **3. 入院医療体制**

#### **(1) 基本的考え方**

- 入院医療体制については、本年3月末までの「移行計画」等に基づく取組を進めた結果、確保病床によらない形での入院患者受入れ見込み数が拡充し、順調に移行が進んだ。
- 本年4月以降は、病床確保料を廃止し、確保病床によらない形で入院患者を受け入れる通常の医療提供体制へ移行する。

#### **(2) 幅広い医療機関における入院患者の受入れの方向性**

- 本年4月以降の通常の医療提供体制への移行に向けて、確保病床によらない形での受入れ体制の移行を更に進める必要がある。  
具体的には、軽症・中等症Ⅰ患者のほか、中等症Ⅱ・重症患者も含めて確保病床によらず、機能に応じて各医療機関で受入れ体制を確保する必要がある。また、本年4月以降は、病床確保を要請しないことを念頭に、全ての新型コロナ患者を確保病床によらず幅広い医療機関で受け入れる体制の構築を進める必要がある。なお、その際は、必要に応じて都道府県で協議を行う等して、官民の区別によらず、幅広い医療機関で対応する体制を確保されたい。

#### **(3) 旧臨時の医療施設等の取扱い**

- 昨年5月7日時点で、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づき設置された臨時の医療施設（以下「旧臨時の医療施設」という。）の取扱いについては、昨年3月17日付け事務連絡及び「政府対策本部廃止後の臨時の医療施設の取扱い等について」（令和5年4月14日付け事務連絡。以下「旧臨時の医療施設事務連絡」という。）でお示ししてきたが、本年3月末をもって旧臨時の医療施設事務連絡の特例的な取扱いについて、廃止する。

#### 4. 患者の入院先の決定

- 患者の入院先の決定（入院調整）については、引き続き、原則、医療機関間での入院先決定を行うこととする。
- 入院先決定体制の構築にも資することから、医療機関等情報支援システム（G-MIS）における、新型コロナ入院患者の受入可能病床数及び新型コロナ入院患者を受け入れた場合の入院患者数の入力ができる日次調査等の項目は残すこととする。厚生労働省からの入力依頼は本年3月末で終了するが、本年4月以降、都道府県において、感染状況を踏まえ、必要に応じて、管轄下の医療機関に対してG-MISへの入力を依頼する等、活用されたい。

#### 5. 高齢者施設等における対応

##### **【高齢者施設等における対応】**

###### **(1) 基本的考え方**

- 高齢者施設等については、昨年3月17日付け事務連絡において、重症化リスクが高い高齢者が多く生活していることを踏まえ、入院が必要な高齢者が適切かつ確実に入院できる体制を確保するとともに、感染症対応に円滑につながるよう、平時からの取組を強化しつつ、施設等における感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等は位置づけ変更後も継続してきた。
- こうした取組を進める中で、昨年10月の調査において、概ね9割の高齢者施設等が医療機関との連携体制の確保、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施等を行っていることが確認された。
- 上記の通り、高齢者施設等と医療機関との連携体制の構築が進んだことや、本年4月以降は幅広い医療機関で新型コロナの患者の入院受け入れや診療等を行うこととなることから、新型コロナにかかる高齢者施設等への支援については、本年3月末までで終了することとする。
- 他方、今後も新型コロナに限らず、高齢者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら介護サービスを提供する必要がある。また、新型コロナの経験も踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えた感染症対応力の向上が必要である。

- このため、令和6年度介護報酬改定において、高齢者施設等における恒常的な感染対策に係る取組を措置（※）しており、高齢者施設等に対してこれらを通して感染対策に取り組んでいただくよう、周知いただきたい。

※ 令和6年度介護報酬改定の内容

- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
- ・ 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う高齢者施設等の評価

## （2）各種の政策・措置の取扱い

### ① 高齢者施設等での感染発生時に対応するための備え

- 高齢者施設等における陽性者の発生初期から迅速・的確に対応するための備えの支援として、相談窓口機能の強化や電話・オンライン診療の体制構築等に取り組んでいただいてきたところ。（「季節性インフルエンザとの同時流行を想定した新型コロナウイルス感染症に対応する外来医療体制等の整備について（依頼）」（令和4年10月17日付け事務連絡（令和4年11月4日一部改正）））

- 「8. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について」で後述するように、本年3月末で「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」が終了することから、当該交付金を活用した高齢者施設等の職員が初動対応を相談できる相談窓口の設置に対する支援や、高齢者施設等における電話・オンライン診療の体制構築支援については、本年3月末で終了する。

- なお、同事務連絡において、感染制御・業務継続支援チームの体制強化として、平時から感染制御の専門家と行政機関等の連携体制（ネットワーク）を構築することをお願いしてきたところであるが、平時から地域（都道府県単位）において、院内感染に関する専門家からなるネットワークを構築する場合には、「医療提供体制推進事業費補助金」の「院内感染対策事業の実施について」（平成21年3月30日付け医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知）に基づく「院内感染地域支援ネット

トワーク事業」の活用が引き続き可能である。

② 高齢者施設等での感染対策を含む施設内療養の体制

- 必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助  
(※) については、本年3月末で終了する。

※地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による補助

- 「8. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について」で後述するように、本年3月末で「新型感染症緊急包括支援交付金（医療分）」が終了することから、当該交付金を活用した新型コロナに感染した入所者に対して継続して療養を行う高齢者施設等に看護職員を派遣する場合の派遣元医療機関等への補助や、新型コロナの感染地域における感染拡大を防止するため、外部から感染症対策に係る専門家を派遣するための経費への補助についても、本年3月末で終了する。

③ 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助

- 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助 (※) については、本年3月末で終了する。

※地域医療介護総合確保基金における「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」による補助

④ 退院患者の受入促進のための補助

- 介護保険施設において、医療機関からの退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合に、退所前連携加算（500単位）を算定できる取扱いについては、本年3月末で終了する。

**【障害者施設等における対応】**

**(1) 基本的考え方**

- 障害者施設等についても、昨年3月17日付け事務連絡に基づき、引き続き衛生主管部局と障害保健福祉主管部局・児童福祉主管部局が連携して、感染制御や業務継続の支援体制の整備、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の事前確保の取組、感染者が発生した施設に対する応援職員の派遣等に対する支援等について継続してきた。

- 上述の高齢者施設等における対応と同様、今後も新型コロナに限らず、障害者施設等において感染症が発生した場合には、感染対策を徹底しながら障害福祉サービスを提供する必要がある。また、新型コロナの経験も踏まえ、今後の新興感染症の発生に備えた感染症対応力の向上が必要である。
  - このため、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害者支援施設等における恒常的な感染対策に係る取組を措置（※）しており、障害者支援施設等に対してこれらを通して感染対策に取り組んでいただくよう、周知いただきたい。
- ※ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の内容
- ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携することを努力義務化
  - ・ 新興感染症の対応を行う医療機関と連携し、医療機関が行う院内感染対策に関する研修に参加することの評価
  - ・ 新興感染症の対応を行う医療機関の医師又は看護師等による実地指導を受けることの評価
  - ・ 新興感染症等が発生した場合に施設内療養を行う障害者支援施設等の評価

## （2）各種の政策・措置の取扱い

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助（新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス事業所等に対するサービス継続支援事業）  
利用者又は職員に感染者が発生した場合等におけるかかり増し経費の補助、感染者が発生した障害者施設等における応援職員の派遣等に対する支援については、本年3月末で終了する。
- ② 退院患者の受入促進のための補助  
障害者支援施設において、医療機関からの退院患者（当該障害者支援施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、地域移行加算（500単位）を算定できる取扱いについては、本年3月末で終了する。

## 6. 自宅療養等の体制

### （1）自宅療養の取扱い

- 陽性判明後の体調急変時の自治体等の相談機能への公費支援は、以下7（3）でお示しするとおり、本年3月末で終了する。なお、今回の対応を

通じて構築された病院・診療所や薬局、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）との連携体制や関係性、ノウハウについては、感染症対策に限らず今後も重要であるため、地域の実情に応じた形で今後も維持等に努めていただきたい。

## **(2) オンライン診療・オンライン服薬指導の活用**

- 感染拡大局面においてはオンライン診療・オンライン服薬指導（以下「オンライン診療等」という。）の活用も有用である。このため、過去の体制も参考にしつつ、地域の関係者とも相談し、オンライン診療等を引き続き活用していただきたい。その際には、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付け事務連絡）が本年3月末をもって廃止となることに留意し、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月30日付け厚生労働省医政局長通知の別紙）、「オンライン服薬指導の実施要領」（令和4年9月30日付け厚生労働省医薬・生活衛生局長通知の別添）に沿ったオンライン診療等を実施する体制を整備していただきたい。

## **7. 患者等に対する公費負担の取扱い**

### **(1) 治療薬及び入院医療費にかかる公費支援**

- 新型コロナの5類感染症への位置づけ変更（5月8日）後、患者の急激な負担増を回避するため、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費の自己負担等にかかる公費支援について、まずは夏の感染拡大への対応として9月末まで継続することとし、10月以降においても、一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続してきた。これらの支援については、本年3月末で終了する。
- 令和6年4月以降の、新型コロナウイルス治療薬の薬剤費及び入院医療費については、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じて負担することとなるが、医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いとなる。

### **(2) 検査**

- 新型コロナの検査については、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、障害者施設における陽性者が発生した場合の

周囲の者への検査や、従事者への集中的検査を都道府県等が実施する場合には、昨年10月以降も引き続き行政検査として取り扱ってきたところ、これらについても本年3月末で終了する。

なお、今後の行政検査については、新型コロナを含む感染症全般について、実施主体である都道府県等においてその必要性や範囲等を判断しつつ実施していただくこととなる。実施する際には、その実施から結果の把握までを迅速に行うことが重要であることには変わりないため、引き続き、検査機関や検査を実施する可能性のある各種施設等との平素からの連携を密にしていただくようお願いする。

- また、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の交付限度額において、行政検査の地方負担額と同額が加算される仕組みとなっていたが、令和6年度以降は本交付金の交付決定等はないため、原則通りの割合での負担（国が2分の1、都道府県等が2分の1）となる。

なお、後続の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」が国（内閣府）の令和5年度予算で計上されているが、当該予算は地方自治体が独自に実施する「物価高騰対応事業」が対象となり、国の国庫補助事業等に対する追加算定はなく、地方負担分への充当等はできない（※物価高騰対応、生活者等への直接支援等の要件に該当すれば、国庫補助事業等の上乗せ・横出し事業には活用可能）。詳細については、各団体の地方創生臨時交付金担当を通じて内閣府へ照会いただきたい。

- 各自治体で実施していただいているゲノムサーベイランスについては、「新型コロナウイルス感染症の積極的疫学調査におけるゲノム解析及び変異株PCR検査について」（令和3年2月5日付け感感発0205第4号）に基づいて実施いただいているところであるが、本年4月以降も、実施方法を見直した上で引き続き実施していただくこととともに、当該検査は引き続き行政検査として取り扱う。見直しの後の実施方法については、追ってご連絡する。

### (3) 相談窓口機能

- 自治体の相談窓口機能については、外来や救急への影響緩和のため、発熱時等の受診相談及び陽性判明後の体調急変時の相談を対象として実施していただき、その費用について、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の対象としてきたが、本措置は本年3月末で終了す

る。

- 今後の対応方法については、各自治体の判断によるが、厚生労働省においては、本年4月以降も、引き続き新型コロナ患者等に対する相談窓口機能を設ける予定である。各自治体においても、保健所等、相談可能な窓口を広く周知いただき、他の感染症と同様に、引き続き、必要とする方に対して発熱時等の受診相談等に対応いただきたい。

#### (4) その他

- 救急において新型コロナ対応として使用する個人防護具（PPE）については、都道府県が購入して配布する場合の費用や市町村が購入する場合の費用を、補助対象範囲の見直しを行った上で10月以降も継続して「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」の補助対象としてきたが、本措置は本年3月末で終了する。

### 8. 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の終了について

- 新型コロナへの対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じて、柔軟かつ機動的に実施することができるよう、都道府県の取組を包括的に支援することを目的として令和2年度から措置を行ってきた「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）」については、新型コロナに係る医療提供体制が本年4月以降、通常の医療提供体制に移行することから、本年3月末で終了する。  
なお、令和5年度内の執行に努めていただくとともに、令和5年度事業で医療費の公費負担などその支払いが令和6年度に対応せざるを得ないものについては、地方繰越手続き等、各都道府県における必要な手続きを行っていただき、医療機関に速やかに請求いただくよう、都道府県からも適宜周知をお願いする。

事務連絡  
令和3年9月13日

各 都道府県 } 衛生主管部（局）  
          市区町村 } 障害保健福祉主管部（局）          御中

厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部  
厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害者支援施設等における感染防止対策等の徹底について（再周知）

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染状況については、感染力がより強いとされているデルタ株による感染が広がっているなどにより、新規感染者数は、依然として高い水準で推移しています。障害者支援施設等（障害福祉サービス事業所や障害児入所施設、障害児通所支援事業所等を含む。以下、同じ。）においても、全国でクラスターが多数発生していること等から、引き続き強い危機感をもって対処していく必要があります。

これまで、障害者支援施設等における感染拡大防止に向けた対応や従事者等への検査の実施、新型コロナウイルスに係るワクチン接種の円滑な実施について、事務連絡等によりお示ししているところですが、こうした状況を踏まえ、障害者支援施設等における感染防止対策等を改めてお示しいたしますので、必要な対応をお願いします。

また、都道府県等障害保健福祉部局におかれましては、下記の対応を進めていくにあたり、必要に応じて衛生主管部（局）と連携いただきますようお願いします。

記

1 障害者支援施設等における感染防止対策の徹底について

（1）感染対策マニュアルや業務継続ガイドライン等の活用

障害者支援施設等は、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な障害福祉サービス等が継続的に提供されることが重要である。また、感染対策については、普段からの健康管理や手指消毒等の基本的な感染対策を徹底するとともに、感染者発生時に備え、感染防護具の着用やゾーニング等の感染管理等について、事前にシミュレーションを実施することが重

要である。

そのため、障害者支援施設等におけるサービスの提供にあたっては、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等において示された取扱いを徹底いただくようお願いするとともに、感染対策や感染者発生に備えた対応の実践について、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）や「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）等を活用し、管内の障害者支援施設等への実施を促進していただきたい。

また、感染対策マニュアルには、「障害特性に応じた支援」として、マスクの着用が困難な利用者に対する対応時の留意点等も示しており、基本的な感染対策のみならず、このような障害特性に応じた対応を積極的に周知していくことが重要である。

#### （参考）

- ・「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000685933.pdf>
- ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）、  
「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」（令和2年12月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部作成）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15758.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html)

#### （2）感染防止対策等に係る研修動画の活用

障害者支援施設等の職員の感染症への対応力の向上を目的とした、必要な知識や必要な感染症の知識や対応方法等に係る研修会動画を厚生労働省のホームページに掲載しているので、1（1）の感染対策マニュアルとあわせて周知するなど効果的に活用いただきたい。

また、厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が高齢者施設等における感染時の対応等をテーマとして開催しているウェブセミナーの内容は、障害者支援施設等における感染防止対策の実施に際し参考になることから、過去のウェブセミナー配信動画についても活用いただきたい。

#### （参考）

- ・障害者支援施設及び障害福祉サービス事業所等職員のための感染症対策の研修会の動画及び実地研修の概要（厚生労働省ホームページ）  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00008.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00008.html)

- ・厚生労働省新型コロナウイルス対策推進本部等が開催するウェブセミナー（厚生労働省ホームページ）

第1回 令和3年3月18日「高齢者施設等における感染やクラスター発生時の対応」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00252.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00252.html)

第2回 令和3年4月28日「療養型病院におけるクラスター発生の支援と受援」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00258.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00258.html)

第3回 令和3年7月16日「高齢者施設等における感染者発生時の対応～福祉と保健医療の関係者の相互理解と連携によって地域を強くする～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00279.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00279.html)

## 2 障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の受検促進等について

障害者支援施設等の従事者等に対する定期的な検査の実施については、

- ・障害者支援施設等に入所等する高齢者や基礎疾患を有する者は重症化リスクが高い特性があること
- ・障害者支援施設等で集団感染が生じた場合に入所者等や施設運営への影響が大きく、また、医療提供体制への負荷の増大につながること
- ・これまでに集中的検査を実施した都道府県等から、新型コロナウイルスへの感染を早期に発見でき、集団感染の防止等迅速な対応に繋げられたといった評価があること

などから、感染者発生時等については入所者や従事者等への速やかな検査を徹底するとともに、都道府県等が策定する集中的検査実施計画に基づく定期的な検査を実施することが重要である。

そのため、できる限り多くの障害者支援施設等の従事者等に対し検査を実施することができるよう、引き続き、集中的検査の受検について障害者支援施設等に対し働きかけを実施していただきたい。

また、軽度の症状であっても、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、障害者支援施設等の従事者等に対して抗原簡易キットを配布しているため、抗原簡易キットが使用できる条件等を確認いただいた上で適切に活用いただきたい。

### （参考）

- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく高齢者施設等に対する集中的検査への協力要請について（要請）」

（令和3年5月18日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室ほか連名事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000780586.pdf>

- ・「高齢者施設等の従事者等に対する集中的検査実施計画の7月以降の実施方針等について」

（令和3年6月17日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000794604.pdf>

- ・「「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キット配布事業について」の改訂（研修資料関係）について」

(令和3年6月25日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000799092.pdf>

### 3 障害者支援施設等におけるワクチン接種の円滑な実施について

ワクチンには、新型コロナウイルス感染症の発症を予防する効果があり、重症化を予防する効果も期待されていることから、市区町村等におけるワクチン接種スケジュールに応じて、接種を希望する入所者や従事者等への円滑な接種が進むよう、引き続き配慮いただくとともに、可能な限り障害特性に応じた対応をお願いしたい。障害特性に応じた対応としては、例えば以下のような取組が考えられる。

- ・ 予約・相談について、電話だけでなくFAXやメール等による受付を可能とすること。
- ・ 接種会場において、聴覚障害者に対してはコミュニケーションボード等による案内を、視覚障害者に対しては放送や音声による案内を行うこと。
- ・ 接種会場において、知的障害者や発達障害者等に対し、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うこと。

また、接種会場において、居宅介護や同行援護等の公的な福祉サービスによる支援が円滑・柔軟に受けられるよう配慮をお願いしたい。

なお、障害者に対しワクチン接種を実施する場合については、予防接種は本人が希望する場合に接種を行うこととされていることから、本人の意思確認が難しい場合であっても、家族やかかりつけ医等の協力を得て、本人の意向を丁寧に読み取ることなどにより意思確認を行うことや身体的事情等で自署ができない場合には、家族等の代筆を行っていただくなど、適切な運用に努めていただきたい。

(参考)

- ・「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について（改正）」

(令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000765501.pdf>

(別添) <https://www.mhlw.go.jp/content/000765508.pdf>

(別紙) <https://www.mhlw.go.jp/content/000765509.pdf>

- ・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種の高齢者に次ぐ接種順位の者（基礎疾患有する者等）への接種の開始等について（疑義照会追加その2）」

(令和3年6月2日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000787484.pdf>

- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」

(令和3年3月3日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000748172.pdf>

- ・「新型コロナウイルスワクチンに係る予防接種に関する障害者への接種について」

(令和3年4月13日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000768627.pdf>

- ・「新型コロナ予防接種の実施に係る留意事項について」

(令和3年4月27日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000775161.pdf>

#### 4 障害者支援施設等において感染者が発生した場合の対応について

障害者支援施設等において感染者が発生した場合は、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づき対応いただくことになるが、当該感染者が軽症者等に該当すると医師が判断した場合には、在宅で生活する障害者であれば宿泊療養や自宅療養、障害者支援施設等の入所者であれば施設内で療養をする場合がある。

その場合には、必要な感染対策を行った上で必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」（令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡）や「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」（令和3年5月31日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）においてお示ししている留意点等を踏まえて適切な対応を実施していただくようお願いしたい。

（参考）

- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について」

(令和2年5月4日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000627801.pdf>

- ・「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」

(令和2年7月3日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

- ・「在宅で生活する障害者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の留意点等について」

(令和3年2月16日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000743445.pdf>

- ・「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」

(令和3年5月31日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000830273.pdf>

## 《事務連絡等掲載ページのご紹介》

### ●新型コロナウイルス感染症に関する事務連絡等

▽自治体・医療機関向けの情報一覧（事務連絡等）

（新型コロナウイルス感染症）2021年

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00214.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00214.html)



### ●障害福祉分野の感染症への対応等に関する事務連絡等

▽障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)



### ●新型コロナワクチンに関する事務連絡等

▽新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_notifications.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html)



以 上

事務連絡  
令和2年6月15日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

### 社会福祉施設等における事業継続計画（BCP）の策定について（依頼）

社会福祉施設等においては、災害等にあっても、最低限のサービス提供を維持していくことが求められており、社会福祉施設等の事業継続に必要な事項を定める「事業継続計画（BCP）」を作成しておくことが有効です。

しかしながら、特定分野における事業継続に関する実態調査（平成25年8月内閣府防災担当）によると、福祉施設におけるBCPの作成率は4.5%と多くの施設で作成が進んでいない状況であり、社会・援護局関係主管課長会議（令和2年3月4日）においても、管内の社会福祉施設等におけるBCPの策定を依頼しているところです。

今般、課長会議でもお知らせした通り、令和元年度社会福祉推進事業を活用し、MS&AD インターリスク総研株式会社が実施した「社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業」において、社会福祉施設等におけるBCP様式（別紙1）及び社会福祉施設等におけるBCP様式解説集（別紙2）を作成しましたので、管内の社会福祉施設等に対して周知を行うとともに、BCPの作成を依頼していただきますようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症発生時にも対応したBCPを作成しておくことも重要です。厚生労働省のHPでは、社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインや業務継続計画の作成例を掲載していますので、あわせて周知を行うとともに作成を依頼していただきますようお願いします。

#### 【参考】

- 社会福祉施設等におけるBCPの有用性に関する調査研究事業  
[https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019\\_welfare\\_bcp\\_1.pdf](https://www.irric.co.jp/pdf/reason/research/2019_welfare_bcp_1.pdf)
  
- 社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドラインなど  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

府政防第764号  
消防災第89号  
国水環防第5号  
国水砂第98号  
老高発0625第1号  
子子発0625第1号  
社援保発0625第1号  
障障発0625第1号  
令和3年6月25日

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿  
各都道府県水防担当部（局）長 殿  
各都道府県砂防担当部（局）長 殿  
都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）  
( 公 印 省 略 )  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
( 公 印 省 略 )  
国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長  
( 公 印 省 略 )  
国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
( 公 印 省 略 )

#### 社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組み等について

令和2年7月豪雨災害において、高齢者福祉施設の利用者14名が亡くなるという痛ましい被害が生じました。このような高齢者福祉施設等の被害の再発防止のため、要配慮者利用

施設における災害時の避難の実効性を確保することを目的として、令和3年5月10日に公布された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」において、水防法（昭和24年法律第193号）及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の一部を改正し、一定の要配慮者利用施設の所有者又は管理者（以下「施設管理者等」という。）が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告ができる制度を創設したところです。

また、これと同時に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）についてもその一部を改正し、市町村長に対して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を努力義務化することといたしました。

つきましては、本件に関する留意点等を下記のとおり通知しますので、適切に対応していただくようお願いいたします。また、各都道府県におかれましては、速やかに関係事項を市町村に周知の上、必要な支援を実施していただくようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 社会福祉施設における避難の実効性確保に関する取組みについて

#### （1）避難確保計画の令和3年度内作成について

水防法又は土砂災害防止法に基づき、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられており、国土交通省の水防災意識社会再構築ビジョン緊急行動では、令和3年度末までにすべての要配慮者利用施設で避難確保計画を作成することを目標としている。

この目標達成に向け、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組みを行うこと。

#### （2）水防法等の改正に伴う助言・勧告に資するチェックリストについて

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法の一部が改正され、災害対策基本法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画にその名称等を定められた要配慮者利用施設については、施設管理者等が作成した洪水時等における施設利用者の避難確保計画について、当該計画の報告を受けた市町村長が当該施設管理者等に対して、必要な助言又は勧告をすることができる制度が創設された。

別紙1の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」及び、別紙2の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を活用して、各避難確保計画の内容を確認し、当該計画の報告を行った施設管理者等に対して適切に助言・勧告を行うこと。

なお、施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、当該作成又は変更後の計画と併せて別紙1の提出を求めるここと、既に避難確保計画を作成し、市町村長に報

告している施設管理者等については、当該計画に基づく避難訓練の結果報告の際に、別紙1の提出を求めることなどにより、実効性のある避難確保計画が作成されるよう取り組むこと。

### （3）水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、避難訓練を実施した場合には、施設管理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。

については、施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、別紙3の「訓練実施結果報告書（様式例）」を参考に、訓練結果を報告させること（訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することができる）。

### （4）災害対策基本法改正に伴う手引きの読み替え等について

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示が避難指示へ一本化された。

については、「避難確保計画作成の手引き（国土交通省：令和2年6月改定）」等のガイドブックは、令和2年7月豪雨災害を踏まえて厚生労働省と国土交通省は共同で有識者検討会<sup>※1</sup>を設置し、内閣府や消防庁の参加の下で、高齢者福祉施設の避難の実効性確保の方策を検討し、令和3年3月にとりまとめられた検討成果<sup>※2</sup>を踏まえて、内容の充実を検討しているところであり、改定されるまでは、「警戒レベル3避難準備・高齢者等避難開始」は、「警戒レベル3高齢者等避難」に読み替え、「警戒レベル4避難勧告、避難指示（緊急）」は、「警戒レベル4避難指示」に読み替え、「警戒レベル5災害発生情報」は、「警戒レベル5緊急安全確保」に読みえることとするので、この旨、施設管理者等に周知すること。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、別紙4の新たな避難情報に関する周知チラシを印刷し、要配慮者利用施設等において避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するよう、施設管理者等に働きかけるなど、必要な取組を行うこと。

### （5）避難の実効性を確保するための留意点について

このほか、令和3年3月の検討成果<sup>※2</sup>を踏まえ、別紙5のとおり「社会福祉施設<sup>※3</sup>における避難の実効性を確保するための留意点」を整理したので、施設管理者等に周知するとともに、同留意点を参考に避難体制等の充実に取り組むこと。

## 2. 施設入所から在宅サービスに移行する者等の取扱いについて

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者については、新たに個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされた。

このことを踏まえて、個別避難計画の作成手順などを明示した具体的な取組指針である「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）を改定<sup>※4</sup>している。

自ら避難することが困難な高齢者や障害者等について、要配慮者利用施設に入所している

際は、避難確保計画によって避難方法が定められているが、施設入所から在宅サービスに移行するなど生活拠点を変更した場合、避難確保計画の対象から外れることになる。このため、速やかに避難行動要支援者名簿を更新し、個別避難計画の策定に努め、切れ目なく避難支援等を実施することが重要である。

避難行動要支援者名簿や個別避難計画の担当部局は、府内において防災、土木、福祉や保健の担当部局の、府外において、社会福祉施設や施設団体の協力を得て、以下の例を参考に高齢者や障害者等の情報を確実に把握するための仕組みの構築に努めること。また、当該情報を把握した避難行動要支援者名簿担当部局は、当該高齢者や障害者等が市町村の避難行動要支援者と判断される場合には、速やかに避難行動要支援者名簿を更新すること。そのうえで、この更新により名簿に記載等された避難行動要支援者について、各市町村の優先度の考え方を踏まえ、個別避難計画の作成に努めること。なお、個別避難計画作成等については、支援策等を別紙6に示しているので、これを活用して作成に取り組むこと。

#### ＜把握のための取組例＞

- 市町村の福祉部局が、要介護者に係る居宅サービス計画作成依頼の届出などの居宅サービス計画に係る手続き、障害者に係るサービス等利用計画に係る審査や請求などの手続きを契機に、社会福祉施設から在宅に移る高齢者や障害者等を把握した場合、避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。
- 社会福祉施設は、自治体から求めがあった場合、在宅に移る高齢者や障害者等がいるときは、市町村の避難行動要支援者名簿担当部局に連絡する。

#### ※1 令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会

厚生労働省 HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken\\_520284\\_00015.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-rouken_520284_00015.html)  
国土交通省 HP [https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai\\_blog/koreisha\\_hinan/index.html](https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/koreisha_hinan/index.html)

#### ※2 「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」のとりまとめ成果の公表

厚生労働省HP [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17780.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17780.html)  
国土交通省HP [https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04\\_hh\\_000155.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000155.html)

#### ※3 地域防災計画に位置づけられる要配慮者利用施設のうち、社会福祉施設（これに類する施設を含む）を対象とする。

具体的には、老人福祉施設、有料老人ホーム、認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設、身体障害者社会参加支援施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、障害児通所支援事業の用に供する施設、児童自立生活援助事業の用に供する施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、子育て短期支援事業の用に供する施設、一時預かり事業の用に供する施設、児童相談所、母子・父子福祉施設、母子健康包括支援センター、これらに類する施設とする。

※4 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」の改定（令和3年5月）  
内閣府HP <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/r3/index.html>

連絡先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

避難行動要支援者担当 藤田、近藤、松崎

電話 03-5253-2111（内線 51354）

消防庁国民保護・防災部防災課

防災調整係 青木、朝香

電話 03-5253-7525（直通）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課

水防企画室津波水防係長 太田

電話 03-5253-8111（内線 35457）

国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課

地震・火山砂防室地震対策係長 今野

電話 03-5253-8111（内線 36154）

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係 渡辺、新井、望月

電話 03-5253-1111（内線 3927）

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課施設調整等業務室

調整係 下間、井上

電話 03-5253-1111（内線 4960）

厚生労働省 社会・援護局 保護課

自立支援係 内野、飯田、白木澤

電話 03-5253-1111（内線 2833）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係 当新、石塚

電話 03-5253-1111（内線 3035）

## 社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）

### チェックリスト

施設 チェック担当者名	市町村 チェック担当者名

施設名	
市町村名	

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない	<input type="checkbox"/> 位置する <input type="checkbox"/> 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		<input type="checkbox"/> 定められている <input type="checkbox"/> 定められていない	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> 定めていない

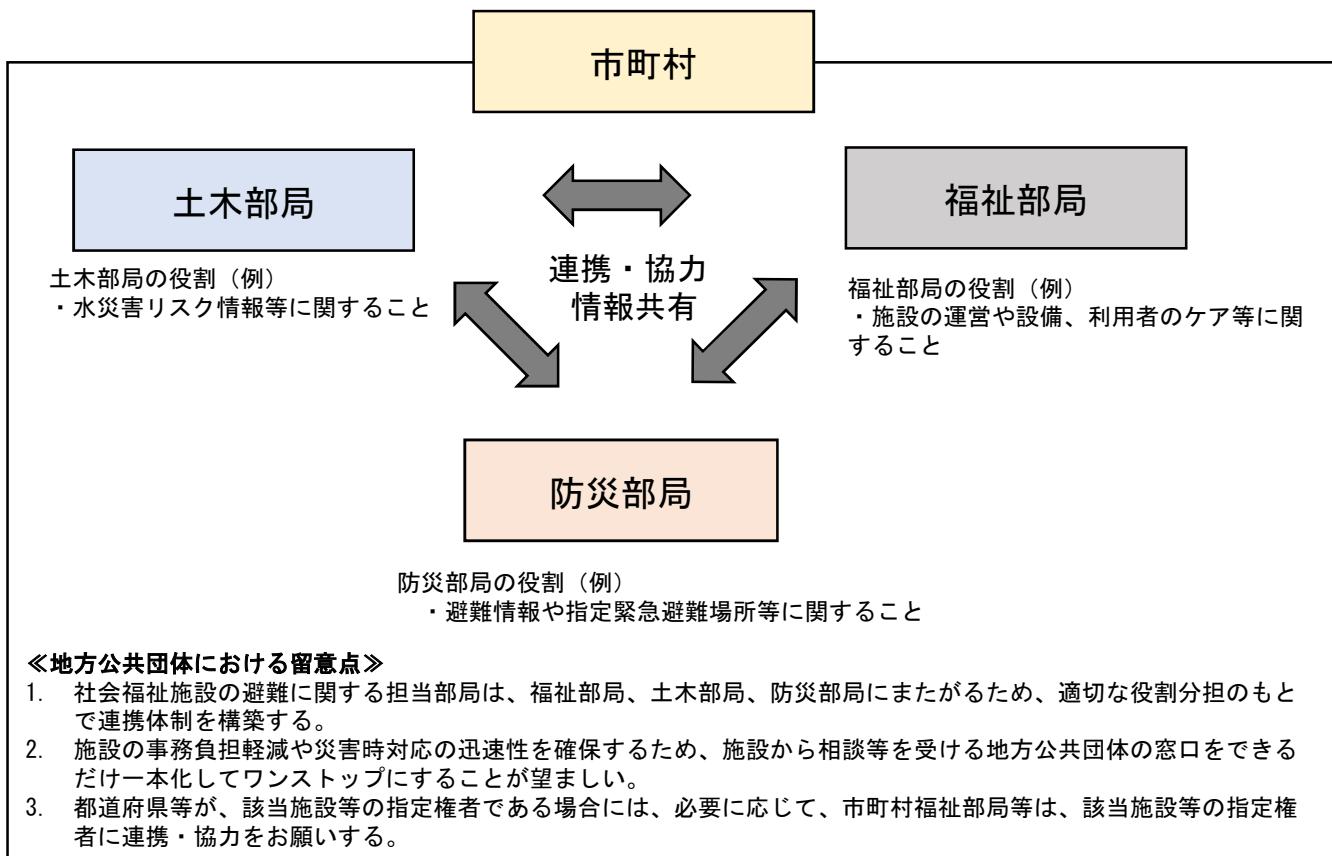
計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(ア) 防災体制、情報収集及び伝達 (水防法施行規則16条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項			
1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか 【着眼点】 <input type="checkbox"/> 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか <input type="checkbox"/> 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか <input type="checkbox"/> 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか <input type="checkbox"/> 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善	

<p><b>2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することにしているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある)</li> <li><input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまで多くの時間をする施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することにしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p><b>3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難行動について指揮する者を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
<p><b>(イ) 避難の誘導</b></p> <p>(水防法施行規則16条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則5条の2二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項</p>		
<p><b>1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保(垂直避難)の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等)</li> <li><input type="checkbox"/> 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	<p><input type="checkbox"/> 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか</p>		
	<p><b>2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p><b>3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p><b>(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備</b></p> <p>(水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るために施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るために施設の整備に関する事項</p>		
	<p><b>1. 必要な情報機器等を確保しているか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p><b>2. 避難に必要な設備を確保しているか</b></p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベータやスロープ等)を確保しているか</li> <li><input type="checkbox"/> 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p><b>3. 屋内安全確保(垂直避難)を行う場合に必要な物資等を確保しているか</b></p>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

	<p><b>【着眼点】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 「屋内安全確保(垂直避難)」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか</p>		
	<p><b>(エ) 防災教育及び訓練の実施</b></p> <p>(水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項</p>		
	<p>1. 防災教育や訓練を適切に実施することにしているか</p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい)</li> <li><input type="checkbox"/> 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することにしているか</li> <li><input type="checkbox"/> 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することにしているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善
	<p><b>(オ) 自衛水防組織の業務 (設置した場合のみ該当)</b></p> <p>(水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項</p>		
	<p>(自衛水防組織の業務内容の記載の確認)</p> <p>自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか</p> <p><b>【着眼点】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか</li> <li><input type="checkbox"/> 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか</li> <li><input type="checkbox"/> 内部組織(○○班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか</li> </ul>	<input type="checkbox"/> 対応済 <input type="checkbox"/> 要改善	<input type="checkbox"/> 適切 <input type="checkbox"/> 要改善

## 社会福祉施設の避難確保計画に関する 地方公共団体の各部局の連携体制の構築



地域防災計画に定められた社会福祉施設

## 訓練実施結果報告書（様式例）

施設名					
実施日時	年月日 時分から 時分まで				
実施場所					
想定災害 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 洪水 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 高潮 <input type="checkbox"/> 津波 <input type="checkbox"/> その他の災害( )				
訓練種類・内容 (該当する□にチェックをする。)	<input type="checkbox"/> 図上訓練		<input type="checkbox"/> 情報伝達訓練		
	<input type="checkbox"/> 避難経路の確認訓練		<input type="checkbox"/> 立退き避難訓練		
	<input type="checkbox"/> 垂直避難訓練		<input type="checkbox"/> 持ち出し品の確認訓練		
	<input type="checkbox"/> その他( )				
	(訓練内容を適時自由記載)				
訓練参加者 ・参加人数	従業者(全員・一部) 名(うちパート・アルバイト名) 施設利用者(全員・一部) 名(うち通所者名) その他訓練参加者:施設利用者の家族名 地域の協力者名 その他名				
	職 氏名				
	確認事項	<input type="checkbox"/> 避難支援に要した人数	名	<input type="checkbox"/> 避難に要した時間	時間 分
		<input type="checkbox"/> 避難先や避難経路の安全性 その他			
訓練によって確認された課題とその改善方法等					
訓練記録作成者	職 氏名				

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

## ひなんしじ 避難指示で必ず避難

## ひなんかんこく 避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



きんきゅうあんぜんかくほ  
**緊急安全確保**※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

2



大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



早期注意情報  
(気象庁)

これまでの避難情報等

**災害発生情報**  
(発生を確認したときに発令)

・**避難指示(緊急)**  
・**避難勧告**

**避難準備・**  
**高齢者等避難開始**

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の**  
**発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**

これからは、

**警戒レベル4避難指示で**  
**危険な場所から全員避難**  
しましょう。

**避難に時間のかかる**

**高齢者や障害のある人は、**  
**警戒レベル3高齢者等避難で**  
**危険な場所から避難**  
しましょう。

ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。

### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

――――想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

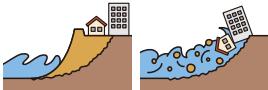


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満 (1階床下浸水)             |

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

## 社会福祉施設における避難の実効性を確保するための留意点

### 1. 社会福祉施設における対応

#### (1) 水害や土砂災害など、施設が有する災害リスクの適切な把握

- 市町村が公表しているハザードマップや、国や都道府県が公表している浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図等を用いて、それぞれの社会福祉施設（以下、「施設」という。）が有する災害リスクを災害の種類ごとに適切に把握する。
- 浸水リスクがある場合は、想定されている「浸水深」や「浸水継続時間」を把握するとともに、建物倒壊等のおそれのある「家屋倒壊等氾濫想定区域」の該当有無を把握する。

#### (2) 災害リスクに適切に対応した避難先の選定と複数の避難先の確保

- 施設が有する災害リスクを適切に把握した上で、施設外への立退き避難の必要性、施設内での「屋内安全確保（垂直避難）」の適切性を判断する。
- 確実に難を逃れるためには、施設外の安全な場所への立退き避難が望ましく、特に、「家屋倒壊等氾濫想定区域」や「土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域」にある場合は、原則として、立退き避難を選択する。
- 立退き避難を選択する場合、その避難先や避難経路の安全性を把握するとともに、市区町村の「警戒レベル3 高齢者等避難」の発令のタイミングで避難先が開所することを確認しておく。
- 施設の利用者（以下、「利用者」という。）のケア等の継続性を確保するためには、他の社会福祉施設への避難も有効であるため、施設間で避難受け入れができるよう協力体制の構築に努める。
- 平時から立退き避難先との連絡体制を確立し、避難の必要がある時には、相互に連絡を取り合って、避難先の安全性や開所の有無等を確認する。
- 施設の上階等への「屋内安全確保（垂直避難）」を選択する場合は、浸水しない床高の避難スペースがあることに加えて、長時間浸水する場合の支障を許容できるよう、水や食糧、薬等の備蓄のほか、電気やガス、水道、トイレが使用できることへの対応策を執っておく。
- 建物の構造や利用者の状況に応じて、円滑かつ迅速な「屋内安全確保（垂直避難）」において必要となる、エレベータやスロープ等の避難設備を、有効性を考慮した上で設置する。
- 「屋内安全確保（垂直避難）」を選択する場合であっても、避難が長時間に及ぶことなども想定して、多重的に複数の避難先を確保する。
- 急激に災害が切迫することにより、計画どおりに避難ができない過酷事象に遭遇することも想定し、少しでも被害を受け難い高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動する「緊急安全確保」の方法や、そのような事態に陥ったときの連絡体制等を決めておく。

### (3) 個々の施設状況を考慮した避難開始のタイミングの設定

- ・ 避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル 3 高齢者等避難」を発令した時とする。
- ・ 利用者が多い場合や利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、避難完了までの時間に応じて、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で雨量や河川水位情報等を収集し、「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始する。
- ・ 一方で、避難の頻度が多くなると、避難行動そのものが利用者の身体的な負担になり得ることから、避難完了までの時間や支援要員の人数等を考慮した上で、例えば、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分けるなど、施設の実情に応じた段階的な避難方法を決めておく。

### (4) 利用者の円滑な避難に資する避難支援体制の確保

- ・ 雨量情報や河川水位情報、洪水予報、土砂災害警戒情報、避難情報等の防災情報を的確に収集するため、収集する情報の種類、入手方法、情報レベルに応じた要員確保など、時系列的な体制確立方法について決めておく。
- ・ 累積雨量が増えるなど状況が悪化すると、交通機能が停止し、職員が施設に駆け付けることが難しくなる場合があるため、例えば、「警戒レベル 2 大雨・洪水・高潮注意報」等が発表された段階で早期に体制を確立する。特に、夜間・休日に災害が切迫する場合には、明るいうちに避難支援要員を確保するなど、早期の体制確立に十分留意する。
- ・ 職員が迅速に参集できない場合や避難時間が確保できない場合に備え、消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等から避難支援の協力が得られるよう、地域との連携体制の構築に努める。企業と連携する際は、あらかじめ支援内容を確認し、明確にしておくと良い。

### (5) 訓練実施と訓練で得られる教訓の避難確保計画への反映

- ・ 避難訓練については、利用者を施設外の避難先に移動させる立退き訓練以外にも、避難経路を確認する訓練や情報伝達訓練、図上訓練等、比較的取り組みやすい訓練もある。全ての訓練を一度に行うのではなく、立退き訓練と図上訓練を交互に行うことや、様々な種類の訓練を分けて行うなど負担軽減を図って、訓練を継続する。
- ・ 参加者については、利用者全員が参加する訓練のみではなく、利用者の身体状態に応じて、避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練を実施することが考えられる。
- ・ 訓練を実施する際には、避難支援協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、利用者の家族等の参加を得て実施するよう努める。
- ・ 訓練後には、振り返りを実施し、訓練で得られた教訓を踏まえて避難確保計画の内容の見直しを図り、PDCA サイクルを回して、避難の実効性を高めるために避難確保計画

の内容の充実を図っていく。

#### **(6) 非常災害対策計画と避難確保計画の一体化による事務負担軽減**

- ・ 介護保険法等に基づく「非常災害対策計画」と水防法や土砂災害防止法に基づく「避難確保計画」は、必ずしも個々に作成する必要はなく、両計画の内容を網羅するようにして、一体化した計画として作成することができる。

#### **(7) 職員及び利用者家族等への災害リスク及び避難確保計画の周知**

- ・ 施設が有する災害リスクや避難先、避難開始のタイミング、避難支援体制、避難方法等を全職員に周知することとし、周知する頻度や方法等を決めておく。
- ・ 施設の利用開始時には、利用者に加えて、避難支援の協力者としての役割が期待される利用者の家族に対しても、施設が有する災害リスクや避難確保計画の主な内容を周知する。

#### **(8) 市町村との情報連絡体制の確立**

- ・ 施設は、市町村から一方通行で避難情報を受けるだけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を伝達することが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- ・ 災害時に市町村と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、施設と市町村との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。

## 2. 市町村における対応

### (1) 地域防災計画への適切な位置づけ

- 市町村の地域防災計画に定めるべき施設は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要がある施設としており、これに該当するか否かは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域等に位置することだけで一律に判断できるものではないため、施設の構造や利用状況等といった個々の施設の状況も把握した上で適切に定める。

### (2) 避難確保計画や訓練に関する助言・勧告の実施

- 施設に対して、避難確保計画や訓練に関する助言・勧告を行う場合は、別紙1の「社会福祉施設の避難確保計画（非常災害対策計画を含む）チェックリスト」を参考にする。
- 施設に対するアドバイスは、避難確保計画の報告時や訓練結果の報告時のみならず、地方公共団体が施設を定期監査する際や避難訓練に視察参加する機会等を活用するなど、様々な機会を捉えて行う。
- 個々の施設の災害リスクの程度や訓練結果の報告など施設から提供を受けた災害対応能力に関する情報を参考にして、避難の実効性を高める必要がある対象施設を絞り込んだ上で、効果的な助言・勧告に努める。

### (3) 施設との情報連絡体制の確立

- 施設にとっては、メディアから避難情報を得るよりも、市町村から直接連絡を受けるほうが避難の動機付けになることから、施設への迅速な情報発信に努める。
- 市町村から施設への避難情報の発信だけではなく、施設から市町村に対しても、「避難を完了した」等の情報を提供していただくことが望ましく、こうした双方向の連絡体制の構築に努める。
- 災害時に施設と円滑に連絡を取り合える関係を構築するため、市町村と施設との情報交換の場を平時から確保しておくことが望ましい。
- 施設の管理者や職員の防災知識の習得を支援するため、積極的かつ継続的に講習会等を開催する。その際、全ての施設が防災に関する講習会を定期的に受講できるよう努める。

### (4) 福祉部局、土木部局、防災部局の連携

- 社会福祉施設における避難に関する担当部局は、福祉部局、土木部局、防災部局にまたがるため、別紙2の「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を参考にして、適切な役割分担のもとで連携体制を構築する。
- 施設の負担軽減や災害時対応の迅速性を確保するため、施設から相談等を受ける地方公共団体の窓口をできるだけ一本化してワンストップで対応できるよう努める。

事務連絡  
令和3年6月22日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

各  $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{市区町村} \end{array} \right\}$  民生主管部（局） 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

## 個別避難計画作成等への支援策等について（周知）

平素より、防災行政及び厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年の災害においても高齢者や障害者等が被害に遭っていることを踏まえ、有識者会議において検討が行われたところであり、先般の通知（※）において、①有識者会議の報告書「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」における個別避難計画の制度面の改善の方向性や、②個別避難計画の作成経費に対する地方交付税措置を令和3年度に新たに講ずることについてお示しするとともに、③避難行動要支援者の災害時の避難の実効性確保に向け、消防防災主管部局や福祉・保健・医療など関係部局で連携の上、取組の検討及び実施準備について、お願いしたところです。（参考1）

※『『令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）』及び『令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）』の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力のお願いについて』（令和3年3月4日付け内閣府防災担当、厚生労働省地域福祉課、障害福祉課、認知症施策・地域介護推進課 連名の事務連絡）

本年5月10日には、個別避難計画の作成の市区町村への努力義務化等を内容とする「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）が公布され、5月20日に施行されたところです。

政府においては、個別避難計画の作成を促進するため、支援策等を（参考2）のとおり講じることとしており、市区町村におかれては、こうした支援策等も活用し、消防防災主管部局と福祉・保健・医療など関係部局の間で綿密な連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいただくようお願いします。

貴都道府県におかれては、こうしたことについて、管内市区町村と連携し、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。（貴都道府県消防防災主管部局におかれては、管内の市町村の消防防災主管部局に周知・連携いただくようお願いいたします。）

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

(本件連絡先)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
藤田、近藤、松崎 03-5253-2111（代表）、03-3501-5191（直通）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
増田、太田、与那嶺 03-5253-1111（代表）内線：2857、2219、2232

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
高橋、藤川 03-5253-1111（代表）内線：3041、3043

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
花房、原、勝田 03-5253-1111（代表）内線：3996、3979、3936

# 参考 1

事務連絡  
令和3年3月4日

都道府県・指定都市・中核市 民生主管部（局） 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の周知並びに消防防災主管部局と連携した避難行動要支援者の個別避難計画作成の協力のお願いについて

平素より、厚生労働行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

この度、内閣府（防災担当）及び消防庁から各都道府県消防防災主管部局に対し通知（①「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」及び「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」の周知について（令和2年12月24日付け府政防第1822号・消防災第154号）【別紙1】、②避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について（令和3年1月29日付け事務連絡）【別紙2】）が発出されたところです。

令和元年台風第19号等を踏まえた内閣府の有識者会議の検討結果では、自ら避難することが困難な高齢者など避難行動要支援者の避難支援等を実効性のあるものとするためには個別避難計画の作成が有効とされています。

また、その作成経費に対する地方交付税措置については、一定の財源を確保しております。近年の災害において、多くの高齢者が被害を受け、また、障害のある人の避難が適切に行われなかった事例もあったことから、避難行動要支援者の災害時の避難の実効性確保に向け、消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう、お願ひいたします。

つきましては、下記にご留意の上、一層の取組をお願い致します。なお、都道府県におかれましては、関係部局及び管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）へ周知いただきますようお願いします。

## 記

### 1. 令和元年台風第19号等を踏まえた検討結果の概要

#### （1）避難情報及び広域避難等のあり方

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」においては、避難情報及び広域避難等に関する制度面における改善の方向性に

ついてとりまとめられており、警戒レベル4の避難勧告と避難指示（緊急）を避難指示に一本化することや高齢者等に対して、早期の避難を促すことを明確にするため、レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直すこと等が提言されております。

## （2）高齢者等の避難のあり方

「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）においては、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難に係る避難行動要支援者名簿、個別避難計画（避難行動要支援者ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画）、福祉避難所、地区防災計画に関する制度面における改善の方向性についてとりまとめられております。

この中で個別避難計画については、制度上、市区町村が作成に努めなければならないものとして位置づけ、介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職や民生委員、自主防災組織、社会福祉協議会などの関係者と連携して作成する必要があること等が提言されております。

特に介護支援専門員や相談支援専門員は、避難行動要支援者のうち介護保険サービス等の利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の状況等をよく把握しており、信頼関係も期待できることから、個別避難計画作成の業務に、福祉専門職の参画を得ることが極めて重要であるとされております。

## 2. 個別避難計画の作成経費に対する地方交付税措置

個別避難計画作成に係る経費については、「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け事務連絡）【別紙2】において、これまでの事例等から、福祉専門職等の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していることなどを踏まえ、令和3年度より、新たに地方交付税措置を講ずることとされていることを各都道府県消防防災主管部局に示しています。

## 3. 避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の方向

避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けては、各都道府県及び市区町村消防防災主管部局に対して、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」において提言された個別避難計画の作成等について、本とりまとめの内容を参考に、福祉・保健・医療等の関係部局等と連携のもと、取組の検討及び実施準備を進めていただくよう、お願いしているところです。

各都道府県民生主管部局におかれましても、管内市区町村へ消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、個別避難計画の取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう、周知をお願いいたします。また、都道府県の関与により、人材育成や関係団体との調整など広域的に取り組むことが効果的・効率的になる取組があるほか、管内の市区町村の事例や経験が共有され、市区町村における個別避難計画作成の促進が図られるため、各都道府県民生主管部局におかれても消防防災主管部局や保健・医療など関係部局と連携の下、取組の検討及び実施準備に協力をいただけるよう、お願いいたします。

**<本件連絡先>**

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）

藤田、近藤、石尾 (TEL: 03-3593-2849) (直通)

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課

高橋、藤川、池沼 (TEL: 03-5253-1111) (代表)  
(内線: 3041、3043、3149)

厚生労働省社会援護局地域福祉課

梁瀬、川久保、与那嶺 (TEL: 03-5253-1111) (代表)  
(内線: 2856、2857、2232)

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

花房、原、勝田 (TEL: 03-5253-1111) (代表)  
(内線: 3996、3979、3936)

## 参考 2

事務連絡

令和3年6月22日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)

個別避難計画作成等への支援策等について（周知）

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和3年通常国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」が提出され、国会での審議を経て4月28日に成立し、5月10日に公布され同月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）が施行され、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別避難計画の作成に取り組むことが、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）において市町村の努力義務となりました。（別紙1）

「避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及びこれに伴う地方財政措置の拡充等について」（令和3年1月29日付け内閣府防災担当、消防庁防災課連名の事務連絡。以下「1月29日付け事務連絡」という。）（別紙2）において、優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置についてお示しするとともに、消防防災・福祉・保健・医療などの関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の検討及び実施準備を着実に進めていただけるよう、お願いしたところです。

今般、「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が施行されたことを踏まえ、政府においては個別避難計画の作成を促進するため、支援策等について、これまでお示ししているものを含め、下記の通り講じることとしていることをお伝えするとともに、市町村においては、こうした支援策等も活用し、福祉・保健・医療など関係部局の綿密な連携を図り、実効性ある個別避難計画の作成に取り組んでいただくようお願いします。また、作成・活用方針等を検討し、必要な条例、予算、地域防災計画の変更等について速やかに対応いただくようお願いします。

また、今般の制度改正において、下記のとおり、高齢者や障害者等が避難する福祉避難所等について公示事項の明確化や避難情報の避難指示への一本化等を講ずることとしており、円滑な施行や周知の協力をお願いします。これらの事項は、避難先及び避難開始時期として個別避難計画に密接に関連する事項となります。

貴都道府県におかれでは、こうしたことについて、管内の市町村に周知するとともに、管内市町村と連携し、必要な支援を行っていただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和22年法律法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

### 1. 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について

作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んでいただきたいと考えていること。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職等の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

### 2. 個別避難計画の作成への支援策について

#### (1) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

避難行動要支援者の避難行動支援に関して、留意すべき事項及び関連する参考となる事項をまとめたものであり、5月20日に、有識者会議や災害対策基本法等の一部を改正する法律の内容を踏まえ、個別避難計画の作成の具体的手順を示す等の改定を行い、公表しました。

※URL: <http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/youengosya/r3/index.html>

都道府県・市町村におかれでは、本取組指針について消防防災・福祉・保健・医療など関係部局が共有・活用して個別避難計画の作成の取組を進めていただくようお願いします。

#### (2) 個別避難計画作成モデル事業（別紙3）

市町村や地域の防災、福祉の関係者が連携する取組であって、地域の実情に応じた特色のある取組を行う自治体を支援し、その成果をモデルとして全国に展開するため、令和3年度政府予算において、モデル事業を実施しており、5月から取組が開始しています。

今後、全国の市町村・都道府県の間において、定期的にモデル事業に取り組む市町村、府県の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供することとしています。具体的には、都道府県を通じて、別途、連絡を行う予定です。

#### (3) 活用可能性のある既存の補助制度（別紙4－1、別紙4－2）（別紙5）

市町村が優先度の高い方について作成する個別避難計画の対象や作成期間の目途については、1に記載したところですが、

- ① 國土交通省所管の「防災・安全交付金」（別紙4－1）については、別紙4－2で示されるような考え方と合致する場合には、個別避難計画の作成に活用できる可能性があることから、市町村においては、個別避難計画の作成を加速させるため、当該交付金の担当部局に必要な情報を共有するとともに、交付金の活用について相談するようお願いします。

② また、農林水産省所管の「農山漁村地域整備交付金」（別紙5）については、施設整備（基幹事業）と一体となって、施設整備の効果を一層高めるために必要な取組を「効果促進事業」として交付金の対象としており、個別避難計画の作成に活用できる可能性があることから、市町村においては、個別避難計画の作成を加速させるため、当該交付金の担当部局に必要な情報を共有するとともに、交付金の活用について相談するようお願いします。

### 3. 福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定について

本ガイドラインは、福祉避難所の確保・運営に関して留意すべき事項及び参考となる事項をまとめたものであり、有識者会議において福祉避難所が指定避難所として公示されると、受入れを想定していない被災者等が避難してくることを懸念するとの意見や災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令の内容を踏まえ、5月20日に、福祉避難所ごとに受入対象者を特定した公示や、受入対象者の福祉避難所への直接の避難についての具体的手順を示す等の改定を行い、公表しました。

※URL: [http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3\\_guideline.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/r3_guideline.html)

都道府県、市町村におかれでは、本ガイドラインについて、消防防災主管部局や福祉・保健・医療などの関係部局とも共有・活用して、指定福祉避難所の確保や避難所の運営支援に取り組むとともに、制度見直しの円滑な施行に取り組んでいただくようお願いします。

### 4. 新たな避難情報に関する周知に関する依頼（別添チラシ）

災害対策基本法等の一部を改正する法律が令和3年5月20日施行されたことにより、避難勧告・避難指示が避難指示へ一本化され、新たな避難情報が発令されるようになります。

避難情報は命に関わる重要な情報であるため、避難行動要支援者にも認識いただく必要があり、国において指定公共機関、メディア等とも連携し周知を行っていきます。都道府県・市区町村においても積極的な周知をお願いします。さらに、避難行動要支援者が利用する施設等における周知は効果的であると考えているため、以下のとおり新たな避難情報に関するチラシを周知いただきますようお願いいたします。

＜協力依頼内容＞

- ① 「新たな避難情報に関する周知チラシ」（別添。以下「チラシ」という。）を印刷し、都道府県や市町村、社会福祉法人等の施設等の避難行動要支援者の目に触れる場所に掲示するなど、避難行動要支援者や福祉関係者等が適切なタイミングで避難できるように、ご活用ください。（掲示スペースに限りがある場合は、新たな避難情報を記載している表面を優先して掲示して下さい。）
- ② 避難訓練等でのチラシの配布のほか、避難行動要支援者の自宅を訪問する機会のある民生委員・介護支援専門員・相談支援専門員等の福祉関係者等の協力を得ながら、避難行動要支援者の自宅訪問時のチラシの手交等により、避難行動要支援者への周知に協力を依頼してください。

(本件連絡先)

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付  
藤田、近藤、松崎 03-5253-2111（代表）、03-3501-5191（直通）

## 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

内閣府(防災担当)

### 趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

### 改正内容

#### 1. 災害対策基本法の一部改正

##### ① 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

###### 1) 避難勧告・避難指示の一本化等

###### <課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

〔住民アンケート  
-避難勧告で避難すると回答した者：26.4%  
-避難指示で避難すると回答した者：40.0%〕

###### <対応>

**避難勧告・指示を一本化**し、従来の勧告の段階から**避難指示**を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。



避難情報の報道イメージ（内閣府で撮影）

###### 2) 個別避難計画（※）の作成

※ 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画。

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

〔近年の災害における議性者のうち高齢者（65歳以上）が占める割合  
令和元年東日本台風：約65% 令和2年7月豪雨：約79%〕

###### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化**。

〔任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10%  
任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%〕



避難行動要支援者が災害時に避難する際のイメージ

###### 3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

##### ② 災害対策の実施体制の強化

###### 1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

###### 2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置（※）

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

###### 3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加

#### 2. 内閣府設置法の一部改正

##### 内閣府における防災担当大臣の必置化

#### 3. 災害救助法の一部改正

##### 非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

### 目標・効果

#### ○ 広域避難に関する取組の推進

広域避難を検討している市町村における広域避難のための協定の締結割合 2020年度：80% ⇒ 2025年度：100%

公布日：令和3年5月10日

施行期日：令和3年5月20日

## 別紙 2

事務連絡  
令和3年1月29日

各都道府県消防防災主管部局 御中

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難生活担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課

### 避難行動要支援者の避難に係る取組の準備及び これに伴う地方財政措置の拡充等について

防災行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、令和3年通常国会に「災害対策基本法等の一部を改正する法律案」（以下「法律案」という。）の提出が予定されており、成立した場合には、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、地方公共団体に対し、個別避難計画の作成について取組の充実が求められます。また、福祉避難所については、受入対象者を限定して公示する制度の創設を予定しています。

これらの取組に関しては、「令和3年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」（令和3年1月22日付け総務省自治財政局財政課事務連絡。別紙1）及び「消防庁の令和3年度当初予算案、令和2年度第3次補正予算案及び令和3年度の消防防災に関する地方財政措置の見通しを踏まえた留意事項について」（令和3年1月22日付け消防庁総務課事務連絡。別紙2）で周知されているとおり、上記法律改正に伴い令和3年度より新たに地方交付税措置を講ずることとされているほか、緊急防災・減災事業債について対象事業を拡充した上で継続されることとされています。

貴職におかれましては、下記に御留意の上、関係部局と十分連携を図り、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取組の検討及び実施準備を着実に進めていただくとともに、貴都道府県関係部局及び管内市区町村へ周知いただきますようお願いいたします。

#### 1. 個別避難計画

(1) 優先度を踏まえた個別避難計画の作成及び作成経費に対する地方交付税措置について作成に際しては、要介護度3～5の高齢者や身体障害者手帳1級・2級等を所持している者等の自ら避難することが困難な者のうち、ハザードマップで危険な区域に住む者や、独居または夫婦二人暮らしの者など、計画作成の優先度が高いと地方公共団体が判断する者について、地域の実情を踏まえながら、地域防災計画の定めるところにより、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組んで

いただきたいと考えていること。

また、その作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要するものと想定していること。

これらを踏まえ、令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について、新たに地方交付税措置を講ずることとされていること。

なお、内閣府においては、令和3年春頃に、作成の参考となる「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定、公表する予定である。

## (2) 作成推進のためのモデル事業について

令和3年度政府当初予算案において、自治体における効果的・効率的作成手法を構築するため、作成経費を支援するモデル事業を実施することとしているので応募を検討されたいこと（別紙3参照）。

なお、後日内閣府より、モデル事業の募集方法などについて別途御案内する予定である。

## 2. 福祉避難所

### (1) 福祉避難所の制度の見直し等について

内閣府令等の改正により、福祉避難所ごとに、あらかじめ受入対象者を特定し本人とその家族のみが避難する施設であることを明示して指定する新たな制度を創設する予定であり、これを踏まえ、福祉避難所の指定避難所としての指定を一層進められたいこと。受入対象者を特定して公示することにより、指定避難所としての指定が進み、受入対象者への支援内容の検討や必要な物資の備蓄、非常用発電機等の設備の準備等を一層進め、一般の避難所で過ごすことに困難を伴う障害者等の福祉避難所への直接の避難を促進していくことにもつながると考えていること。

以上を踏まえ、内閣府において、令和3年春頃に内閣府令及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等を改定、公表する予定である。

### (2) 緊急防災・減災事業債の活用の検討について

地方公共団体が、指定避難所として指定されている福祉避難所や社会福祉施設である福祉避難所の防災対策を行う場合には、引き続き緊急防災・減災事業債を活用して整備を進めることが可能であるため、積極的な活用を検討されたいこと

また、令和3年度からは、社会福祉法人等の福祉施設等<sup>\*</sup>における豪雨対策に対して補助する場合も、新たに同事業債の活用が可能となったため、当該福祉施設等が指定避難所として指定されている場合の福祉避難所の機能の強化に当たっても積極的な活用を検討されたいこと。

※ 社会福祉法人等の福祉施設等には、社会福祉法人の福祉施設や、学校法人の特別支援学校や幼稚園等が含まれる。

#### <連絡先>

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）付

藤田参事官補佐、近藤事務官、石尾事務官（1.について）

赤司参事官補佐、長谷川事務官、秋吉事務官（2.について）

TEL 03-3593-2849（直通）

消防庁国民保護・防災部防災課

神田災害対策官、館野係長、清水事務官

TEL 03-5253-7525（直通）

## 個別避難計画作成モデル事業（概要）

- 令和3年度において、自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。（事業を実施するモードル団体は、市町村事業34団体、都道府県事業18団体）

### <内容>

#### 1 モデル事業の実施（効果的・効率的なモデルの創出、展開）

- モデル事業は、①市町村が実施する「市町村事業」（特別区も市町村事業の対象となる。）、②都道府県が③の市町村事業を支援する「都道府県事業」がある。
- 2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供**
- 定期的に④、⑤の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。
- 3 成果の普及（内閣府ポータルサイト立ち上げ、成果発表会の開催、報告書・事例集の作成など）**
- 本事業で得られた知見をポータルサイト、成果発表会、報告書・事例集等により、全国の自治体に対する普及・啓発を行う予定。

#### 2 自治体間によるノウハウ共有の場の提供

- 定期的に④、⑤の取組状況を共有する場や、お互いに相談できる意見交換の場を設け、  
自治体間で得られた知見を効果的に共有できる機会を提供する予定。
- ④ 個別避難計画の構築に取り組む市町村の事業  
(注：特別区も市町村事業の対象となる。)
- ⑤ 都道府県事業…計18団体  
域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展するなどに取り組む都道府県の事業

#### <1-①モデル事業応募の必須要件>

(A) 市町村の防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。

※応募の際に都道府県の取組も合わせて提案する場合は、都道府県についても、防災担当や福祉担当等の関係部署が共同して事業を実施する体制があること。

(B) 地域の介護・福祉に関する職種団体等、庁外の関係者と連携した取組であること。

(C) 個別避難計画を作成する者の優先度を検討し、要支援者の心身の状況に応じた作成プロセスを構築する取組であること。

(D) 個別避難計画を実際に作成すること。

#### <1-②モデル事業における地域の実情に応じた取組例>

応募の必須要件に加え、地域の実情に応じた特色のある取組を行ふ。  
(取組例)

- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）の参画に関するもの
- 福祉専門職（介護支援専門員や相談支援専門員）以外の関係者の参画に関するもの
- 優先度の高い方にについて個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 避難行動要支援者名簿掲載者全員について個別避難計画の作成を完了するまでの事業計画に関するもの
- 個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法等に関するもの
- 本人・地域記入の個別避難計画に関するもの
- 多様な災害リスクに対応した個別避難計画の作成に関するもの
- 福祉避難所への直接避難に関するもの
- 特別支援学校に関するもの
- 難病患者等の医療的ケアを要する方に関するもの
- 地区防災計画との連動に関するもの
- 防災・減災の整備等と個別避難計画等のソフト事業との一体的な検討に関するもの
- 住民への周知・啓発や避難支援等実施者の確保に関するもの

#### <スケジュール>

| 日 程             | 内 容          | 事業実施期間 |
|-----------------|--------------|--------|
| 令和3年5月～令和4年3月まで | キックオフミーティング  |        |
| 6月15日(火)        | 合同研修会        |        |
| 6月30日(水)        | ノウハウ共有ミーティング |        |
| 7月以降            | 成果発表会        |        |
| 令和4年3月          |              |        |

## 個別避難計画作成モデル事業実施団体（モデル団体）一覧

| No.    | 都道府県名   | 市区町村名                                                                                                               | 市町村事業名（※1） | 取組概要                                                                                                                                 | 都道府県事業の有無（※2） |
|--------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1 宮城県  | 仙台市     | 個別避難計画作成に係る事業手法及び課題の検討                                                                                              |            | 現在の本市の災害時要支援者情報登録制度を検証するとともに、真に避難支援を要する者についての個別避難計画を効率的かつ着実に作成できるようにするため、事業手法や課題を検討し、事業計画及びマニュアルの各要素を策定する。                           | ○             |
| 2 茨城県  | 古河市     | 医療的ケア児・者等を対象とした個別避難計画作成事業                                                                                           |            | 市内関係課、保健所、訪問看護ステーション等の協力を得ながら、在宅で人工呼吸器装着等を装着している医療的ケア児・者を対象とした災害時の個別避難計画の作成を試行的に実施し、効果的な作成手法及び今後の実施体制の確立を目指す。                        | ○             |
| 3 茨城県  | 常総市     | 「マイタイムラインを活用した包括連携型地域社会作り」<br>[OPIIS] Our Timeline Planning in Ibaraki South<br>(国、県、大学と連携し地域社会の共助による個別避難計画作成を重視する) |            | 筑波大学と連携して優先度を判定し、近隣市や福祉事業所とともに連携し実効性のある個別避難計画の作成と併せて、迅速かつ正確な安否確認の方法を検証する。                                                            | ○             |
| 4 茨城県  | つくばみらい市 | 「マイタイムラインを活用した包括連携型地域社会作り」<br>[OPIIS] Our Timeline Planning in Ibaraki South<br>(国、県、大学と連携し地域社会の共助による個別避難計画作成を重視する) |            | 筑波大学と連携して避難行動必要支援者の優先度を判定し、個別避難計画の作成支援をする。課題として福祉避難所への移動・移送について、支援者の確保及び移送可能な体制を整備し、常総市からの広域避難者の受け入れ体制を構築する。                         | ○             |
| 5 群馬県  | 館林市     | 避難行動要支援者個別避難計画作成ためのモデル事業                                                                                            |            | 市防災・福祉部門に加え館林市社会福祉協議会も参画した策定体制を構築し、実効性を高めていく。                                                                                        | ○             |
| 6 群馬県  | 榛東村     | 住民支え合いマップづくりと運動した個別避難計画作成事業                                                                                         |            | 榛東村社会福祉協議会と連携体制の下、地域住民同士が避難行動要支援者等の状況、地域課題等について地図上で情報を把握、共有して課題解決に向けて話し合う中で、優先度の高い避難行動要支援者等について実効性のある個別避難計画を作成する。                    | ○             |
| 7 東京都  | 江戸川区    | 江戸川区災害時避難行動要支援者対策事業                                                                                                 |            | 避難行動要支援者対策として、福祉専門職・相談支援専門員・相談支援専門員) や地域避難支援者と連携をして、より優先度の高い要支援者に対して個別避難計画の作成を推進していくことにより、要支援者ども福祉避難・地域避難支援者との平時からの顔の見える関係性の構築を促進する。 | ○             |
| 8 神奈川県 | 川崎市     | 高齢者個別避難計画作成等モデル事業                                                                                                   |            | 地域を特定したうえで、避難行動で支援が必要な高齢者を対象に、民間福祉事業者や関係団体と連携し、モデル的に個別避難計画の策定を行う。                                                                    | —             |
| 9 神奈川県 | 茅ヶ崎市    | 自助・共助・公助の連携による要支援者の避難のための取組                                                                                         |            | 避難行動要支援者支援制度の課題と要支援者の避難に関する現状を踏まえ、①真に避難支援が必要な者の把握、②「避難行動シート（=個別避難計画）」の作成、③避難支援体制の確保の3つの取り組みを進める。                                     | —             |
| 10 新潟県 | 村上市     | 地域防災と介護・福祉の連携による個別避難計画作成推進事業                                                                                        |            | 地域防災と介護・福祉の関係者が参画し、要支援者の災害リスクや心身の状況等の適切な評価、避難支援が必要な者の範囲等を検討し、個別避難計画の作成に繋げるとともに、地域において持続可能な避難支援体制の構築を目指す。                             | ○             |
| 11 福井県 | 永平寺町    | 令和3年度 永平寺町個別避難計画作成事業                                                                                                |            | 個別避難計画作成モデル事業を活用し個別避難計画を広く普及させるための効率的な手法を学び、町内の同意増加と個別避難計画の推進を図る。                                                                    | —             |
| 12 長野県 | 長野市     | 優先度を踏まえた個別避難計画の作成～災害福祉力シャンパンマップの実証実験～                                                                               |            | 市内モデル地区において、福祉・介護事業所、住民の協働による優先度を踏まえた個別避難計画作成の実証実験を実施し、今後、全地区において個別避難計画を作成していく際のモデルを構築する。                                            | —             |

| No.    | 都道府県名 | 市区町村名                               | 市町村事業名（※1）                                                                                                                 | 取組概要 | 都道府県事業の有無（※2） |
|--------|-------|-------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|---------------|
| 13 静岡県 | 富士市   | 【静岡県モデル事業】個別避難計画（災害時ケアプラン）の市内展開促進事業 | 個別避難計画（災害時ケアプラン）の作成促進に関する講演会等及び個別避難計画を作成する者の優先度等についての検討会議を開催すること等を通じ、個別避難計画の作成を市内全域に展開する。                                  | ○    |               |
| 14 愛知県 | 犬山市   | 災害時に避難できる犬山へ～実効性のある支援をめざして～         | 福祉専門職や民委員兒童委員等と連携し、災害時の役割分担や支援のタイミングを明確にした、より実効性のある個別避難計画を作成するプロセスを構築する。                                                   | —    |               |
| 15 滋賀県 | 高島市   | 「滋賀モデル」との連携による高島市個別避難計画作成事業         | 滋賀県における避難行動要支援者の個別避難計画推進に係る、防災と保健・福祉の連携促進モデル「滋賀モデル」ご連携し、高島市がこれまで推進してきた要配慮者個別支援計画の取り組みを拡充して取り組む。                            | ○    |               |
| 16 京都府 | 福知山市  | 福知山市避難のあり方推進事業 災害時ケアプランモデル実施事業      | 令和元年度から2年度にかけて行った「福知山市避難のあり方検討会」の最終とりまとめの方針に基づき、市の要配慮者の避難体制構築の推進を図るため、災害時ケアプラン策定のモデル実施に取り組む。                               | ○    |               |
| 17 大阪府 | 豊中市   | 豊中市災害時個別避難計画推進事業                    | 介護・保険・障害福祉サービス事業者等の福祉専門職や民生委員・児童委員や校区福祉委員会等と検討し、個別避難計画の様式等を作成。モデル地区にて避難訓練を実施し、地域住民等の意見を反映させながら個別避難計画を作成する。                 | ○    |               |
| 18 大阪府 | 熊取町   | 個別避難計画策定推進事業                        | 介護支援専門員等の福祉専門職が、個別避難計画の策定率向上を目指す。地域住民と介護支援専門員等をつなぐ橋渡し的な役割をコミニティソーシャルワーカーが担う。                                               | ○    |               |
| 19 兵庫県 | 明石市   | 災害時要配慮者に対する個別支援計画の作成                | 近い将来発生が予想される南海トラフ地震などの災害時ににおいても迅速かつ確実に安全が確保できるよう、地域等への避難行動要支援者名簿の提供拡大及び別支援計画の作成を促進する。                                      | ○    |               |
| 20 兵庫県 | 宝冢市   | 連携による災害時要援護者支援制度促進事業                | 民児委員連合会の避難支援組織への手上げで制度が全市的な取組となつているが、認知度が低いことや支援者不足など課題も多い。庁内外を問わず連携・協働して個別避難計画を作成し周知することで、課題の解決や、みんなで助かる・助け合う地域づくりを進めること。 | ○    |               |
| 21 兵庫県 | 丹波市   | 災害種別に対応した実効性の高い個別避難計画の基準、事務フローの作成事業 | 個別避難計画作成上の最も困難な避難所までの移動方法について、「公」がどこまで関わるか、またどのような対象者ならば「公」の周りが適切と認められるのかの基準を作成する。                                         | ○    |               |
| 22 岡山県 | 岡山市   | 岡山市逃げゼロを目指す防災戦略～みんなの命をつなぐプロジェクト～    | 災害種別や計画作成の取組の進歩度合い等の異なる市内3地区をモデル地区に選定し、自主防災組織を中心とした地域住民、庁内外の防災と福祉の関係者等とが連携し、要支援者の心身の状況に応じた計画作成プロセスモデルの構築を目指す。              | ○    |               |
| 23 広島県 | 広島市   | 自助、共助、公助を組みわせた個別避難計画の作成促進事業         | 自助（本人記入の個別避難計画の様式の設定）、共助（モデル学区における地域による個別避難計画の作成）、公助（介護支援専門員の参画による個別避難計画の作成）の取組を組み合わせ、個別避難計画の作成促進を行う。                      | ○    |               |
| 24 広島県 | 三原市   | 防災と福祉との連携による避難行動要支援者の避難支援体制づくり事業    | 地域・福祉専門職・防災の活動者が参画して、防災と福祉との連携による避難行動要支援者の避難連携議会の部会で、検証・助言を行ふ。また、市民避難行動促進「三原スタイル」構築連携協議会の部会で、検証・助言を行ふ。                     | ○    |               |
| 25 徳島県 | 小松島市  | 避難行動要支援者の避難行動支援事業                   | 要配慮者が自助・互助について自分事として捉え、共に考えられるような実効性のある個別避難計画の作成を進め、みなど高等学園等がある発達障がい者総合支援センターを活用した避難先の確保について関係機関と検討する。                     | ○    |               |

| No. | 都道府県名 | 市区町村名 | 市町村事業名（※ 1）                                | 取組概要                                                                                                                                                                                                               | 都道府県事業の有無（※ 2） |
|-----|-------|-------|--------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 26  | 愛媛県   | 四国中央市 | 四国中央市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業                 | これまで未着手であった高齢者の個別避難計画作成を促進するため、介護支援専門員の情報提供を受けながら、自主防災組織等地域の関係者が避難行動要支援者の個別避難計画の検証を行う一連の流れをモデルとして構築する。                                                                                                             | ○              |
| 27  | 愛媛県   | 東温市   | 東温市防災・福祉連携避難行動要支援者対策促進事業                   | 社会福祉協議会が個別避難計画作成のコーディネーターとなって、福祉専門職（に情報提供という形で関わつてもらい、それらの情報を基に地域住民主体で計画を作成し実行性を検証する）一連の取組のモニタリングを行なって、福専職「防災」をテーマに関係機関と地域資源をつなぎながら、自助・共助互助・公助の役割分担を認識し、住み慣れた地域で健康で安心して暮らすことができるまちを目指に、要配慮者の避難支援について実効性のある取組みを目指す。 | ○              |
| 28  | 高知県   | 黒潮町   | 黒潮町要配慮者避難支援対策推進事業                          | 日頃から要支援者を把握している専門職や関係機関と連携し、効率的な個別避難計画作成プロセス構築を目指すとともに、要支援者本人や家族に平時の備えを促し、防災意識の向上を図る。                                                                                                                              | —              |
| 29  | 佐賀県   | 鳥栖市   | 避難行動要支援者個別避難計画作成支援のためのモデル事業                | 災害発生時より具体的な備えとなるよう個別避難計画の内容の見直しや、優先順位を設けたうえで介護支援専門員の参画による個別避難計画策定に重点を置いて推進する。                                                                                                                                      | ○              |
| 30  | 長崎県   | 長崎市   | 避難行動要支援者支援事業                               | 避難支援計画作成や避難支援に係る地域の負担を分散するために、地域の支援者（民生委員等）と避難支援者（自主防災組織等）の役割を明確化し、平時・災害時共に各支援者が協力できる体制構築のための検証を行う。                                                                                                                | —              |
| 31  | 熊本県   | 益城町   | 災害に負けない地域のつながりづくり事業～個別避難計画を活用した地域のつながりづくり～ | インクルーシブ防災の取組として、難病患者等の医療的ケアを要する方の個別支援計画を作成する。                                                                                                                                                                      | —              |
| 32  | 大分県   | 別府市   | 別府市インクルーシブ防災事業                             | 地域・福祉専門職・行政に加え、個別避難計画策定に精通した専門家にも参画いただき、検討会を開催するとともに、個別避難計画作成に携わる「個人」「地域」「福祉専門職」の方々が簡単にかつ一定の精度をもつて計画づくりができるよう支援ツールを作成する。                                                                                           | ○              |
| 33  | 宮崎県   | 延岡市   | 延岡市避難行動要支援者支援検討事業                          | 個別避難計画の作成を促進するには地域住民の協力が必要であることから、那覇市社会福祉協議会がコーディネートを行い、要支援者本人やその家族、校区まちづくり協議会などの地域団体と連携し個別避難計画を作成する。                                                                                                              | ○              |
| 34  | 沖縄県   | 那覇市   | 地域における個別避難計画作成事業                           |                                                                                                                                                                                                                    |                |

※ 1 市町村事業・・・個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（計 34 団体）  
(注：特別区も市町村事業の対象となる。)

※ 2 都道府県事業・・・域内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして改善し、横展開することなどに取り組む都道府県の事業（計 18 団体）

## 個別避難計画作成への活用の可能性がある制度

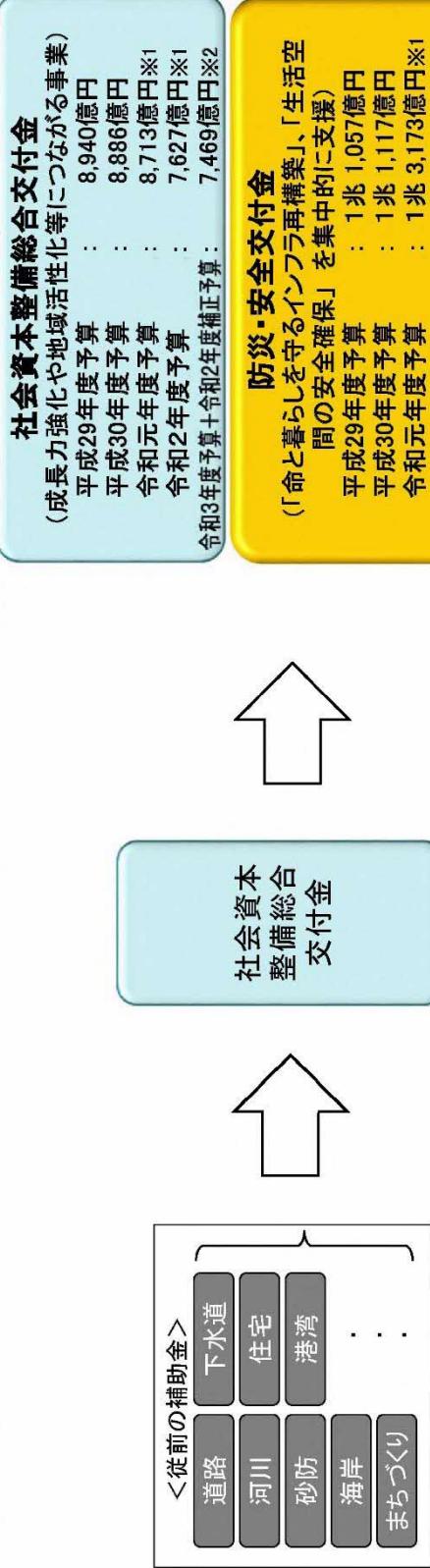
### － 国土交通省所管の防災・安全交付金 －

- ・地方公共団体等が行う、地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みについては、国土交通省所管の「防災・安全交付金」で支援されています。地方公共団体等は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」（以下、「整備計画」という。）を作成します。国は整備計画に対し国費を配分し、地方公共団体等は、整備計画へ配分された国費の範囲内で、整備計画内の各事業へ自由に国費を充当できます。また、整備計画の目標実現のための基幹的な社会資本整備事業（基幹事業）のほか、目標実現のため基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要なソフト事業等についても、一定の範囲内で「効果促進事業」として実施可能です（例：ハザードマップの作成）。
- ・市町村が行う周辺住民の個別避難計画の作成が、整備計画の基幹事業と一体となり、基幹事業の効果を一層高めるために必要な取組みであれば、効果促進事業として実施できる場合があります。
- ・防災・安全交付金の活用を検討される場合は、個別避難計画の作成について、地方公共団体等の防災・安全交付金担当部局に情報共有し、当該部局が行う基幹事業の効果促進事業になり得るかを、ご相談下さい。
- ・なお、本内容については、国土交通省と調整済である。

# 社会资本整備総合交付金と防災・安全交付金



- ◇ 社会資本整備総合交付金は、国土交通省所管の地方公共団体向け個別補助金を一つの交付金に原則一括し、地方公共団体にとって**自由度が高く、創意工夫を生かせる総合的な交付金として平成22年度に創設。**
- ◇ 防災・安全交付金は、**地域住民の命と暮らしを守る総合的な老朽化対策や、事前防災・減災対策の取組み、地域における総合的な生活空間の安全確保の取組みを集中的に支援するため、平成24年度補正予算において創設。**



※1 臨時・特別の措置を含む。  
・令和元年度予算 社会資本整備総合交付金: 350億円、防災・安全交付金: 2,677億円  
・令和2年度予算 社会資本整備総合交付金: 349億円、防災・安全交付金: 2,541億円  
※2 令和3年度当初予算と令和2年度第3次補正予算を合わせた「15か月予算」。  
・令和3年度当初予算 社会資本整備総合交付金: 6,311億円、防災・安全交付金: 8,540億円  
・令和2年度第3次補正予算 社会資本整備総合交付金: 1,157億円、防災・安全交付金: 4,246億円

## 両交付金の概要

- ◇ 地方公共団体は、地域が抱える政策課題を自ら抽出し、定量的な指標による目標を設定した、おおむね3～5年の「社会資本総合整備計画」を作成。(国)は整備計画に対して国費を配分)
- ◇ 計画へ配分された国費の範囲内で、地方公共団体が自由に計画内の各事業(要素事業)へ国費を充当。
- ◇ 基幹事業(道路、河川等の16事業)の効果を一層高めるソフト事業(効果促進事業)についても、一定の範囲内で創意工夫を生かして実施可能。
- ◇ 地方公共団体が、自ら整備計画の事前評価・事後評価を実施し、HP等により公表。

# 社会资本整備総合交付金と防災・安全交付金の対象事業

**住宅・社会资本の整備**



**効果促進事業**

**整備計画に掲げる  
政策目標の達成  
(成果指標で事後評価)**

**住宅・社会资本の整備**

**基幹事業**

- 道路 ○ 港湾 ○ 河川 ○ 砂防
- 下水道 ○ 海岸 ○ 都市公園 ○ 市街地
- 住宅 ○ 住環境整備 等

**住宅・社会资本の整備**

**効果促進事業**

○ 計画の目標実現のため基幹事業と一緒に、基幹事業の効果を一層高めるために必要な事業・事務

○ 全体事業費の2割目途

**(社会資本整備総合交付金の例)**

- ・アーケードモールの設置・撤去
- ・観光案内情報板の整備
- ・社会実験(レンタサイクル、道路の歩行者優先化等)
- ・計画検討・策定(景観計画、住生活基本計画等)

・生活空間の安全確保  
例) 子供の移動経路等の交通安全対策



**(防災・安全交付金の例)**

- ・インフラ老朽化対策  
例) 港湾施設の補修
- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等)



・事前防災・減災対策  
例) 河川堤防の緊急対策

**(社会資本整備総合交付金の例)**

- ・産業・観光振興等による活力ある地域の形成  
例) 都市公園の整備
- ・ハザードマップの作成・活用
- ・防災教育、防災訓練の実施
- ・災害時のための資機材整備(マンホールトイレ、可搬式ポンプ等)



・民間投資を誘発する取組  
例) PFI等を活用した下水汚泥固化燃料化施設等の導入



※このほか、社会资本整備円滑化地籍整備事業(社会资本整備と地籍調査の連携を図り、社会资本のストック効果の最大化等を図る観点から行う地籍整備事業)等がある。

## 別紙 4 - 2

事務連絡  
令和3年6月22日

各地方公共団体等 防災・安全交付金担当課 御中

国 土 交 通 省 大 臣 官 房  
社会資本整備総合交付金等総合調整室

### 個別避難計画の作成に係る防災・安全交付金の活用について（周知）

平素より、国土交通行政の推進について、ご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

頻発化する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、令和3年5月20日に「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第30号）が施行されました。改正法では、避難行動要支援者の避難の実効性確保に向け、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、今後は、市町村が個別避難計画の作成を進めることとなります。

ハザードマップの作成や防災訓練の実施等については、従前より、基幹事業として実施される社会資本整備と一体となってその効果を一層高めるために必要な事業であることから、防災・安全交付金の効果促進事業として支援しているところです。個別避難計画は、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画であり、ハザードマップを活用した避難訓練の実施を含むものであることから、防災・安全交付金で実施する防災施設の整備等（基幹事業）と一体で同計画の作成を進めることで地域の防災力を向上させ、基幹事業の効果をより促進させることになると考えられます。

個別避難計画作成等への支援策等については、別添の通り令和3年6月22日付で内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）及び厚生労働省福祉担当関係課より都道府県・市区町村の防災・福祉担当部署に通知されているところです。

つきまして、貴団体の防災や福祉を担当する部局とも連携し、防災・安全交付金を適切にご活用いただきますようお願いいたします。なお、下記のとおり、個別避難計画の作成に係る防災・安全交付金の活用の考え方を整理していますので、防災・安全交付金の活用にあたっては、ご留意いただきますようお願いいたします。

#### 記

<個別避難計画の作成に係る防災・安全交付金の活用の考え方（河川・ダム事業、下水道事業）>

- 個別避難計画を作成する上で前提となる想定最大規模降雨に対応したハザードマップが公表（※1）されている地域であって社会資本総合整備計画に基づき実施される基幹

事業により被害が軽減されること。 (※ 2)

※ 1 同年度中に、新たに浸水想定区域図およびハザードマップの公表が見込まれる場合を含む

※ 2 洪水予報河川又は水位周知河川に指定されていないダム下流河川においては、ダムの施設能力を上回る洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保等を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の浸水想定図に基づき、ハザードマップが公表されている地域であること（公表が見込まれる場合を含む）

- 当該地域に居住する住民を対象とした、基幹事業の整備効果及び整備後にも残るリスクを理解していただく説明会やワークショップの開催並びにマイ・タイムライン（一人ひとりの避難行動計画）の検討と一体となった個別避難計画作成の取り組みであること。
- 以上の条件を満たす場合は、基幹事業の効果促進に該当すると考えられる。

<個別避難計画の作成に係る防災安全交付金の活用の考え方（砂防事業）>

- 個別避難計画を作成する上で前提となる土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき指定される土砂災害警戒区域等に関するハザードマップが公表（※）されている地域であって、社会資本総合整備計画に基づき実施される基幹事業により被害が軽減される地域であること。
- ※ 同年度中に、新たにハザードマップの公表が見込まれる場合を含む
- 当該地域に居住する住民を対象とした、基幹事業の整備効果及び整備後にも残るリスクを理解していただく説明会やワークショップの開催並びに地区防災計画の検討と一体となった個別避難計画作成（※）の取り組みであること。
- ※ 個別避難計画作成に当たっては、土砂災害に関する知見等を有するボランティア等の助言を活用すること等が考えられる。
- 以上の条件を満たす場合は、基幹事業の効果促進に該当すると考えられる。

<個別避難計画の作成に係る防災安全交付金の活用の考え方（海岸事業）>

- 個別避難計画を作成する上で前提となる想定最大規模の津波・高潮に対応したハザードマップが公表（※）され、社会資本総合整備計画に基づき防災・安全交付金において計画している防災施設の整備（基幹事業）によって被害が軽減される地域であること。
- ※ 同年度中に、新たにハザードマップの公表が見込まれる場合を含む
- 当該地域に居住する住民を対象とした、基幹事業の整備効果及び整備後にも残るリス

クを理解していただく説明会やワークショップの開催並びにマイ・タイムライン等（一人ひとりの避難行動計画）の検討と一体となった個別避難計画作成の取り組みであること。

- 以上の条件を満たす場合は、基幹事業の効果促進に該当すると考えられる。

(注) 記載以外の基幹事業における効果促進事業としての活用を拒むものではありません。

## 個別避難計画作成への活用の可能性がある制度

### — 農林水産省所管の農山漁村地域整備交付金 —

- ・農山漁村地域整備交付金は、地方公共団体が策定する「農山漁村地域整備計画」に基づく農業水利施設、漁港施設や海岸保全施設の老朽化及び耐震化対策、山地災害対策等の農山漁村の防災・減災対策、水田の大区画化・汎用化等の整備や、森林・林業の再生等の地域活性化の取組を支援する交付金です。また、本交付金では、施設整備と一体となって、施設整備の効果を一層高めるために必要な取組を「効果促進事業」として交付金の対象としています。
- ・個別避難計画の作成が、本交付金による施設整備の効果を一層高めるために必要な場合であれば、効果促進事業として実施できる場合があります。
- ・農山漁村地域整備交付金は、都道府県の農地整備担当部局から所管の地方農政局に申請されます。個別避難計画の作成について、農地整備担当部局に情報共有しつつ、農地整備担当部局が行う施設整備の効果促進事業になり得るかを、ご相談下さい。
- ・なお、本内容については、農林水産省と調整済である。

## 農山漁村地域整備交付金 <公共>

【令和3年度予算概算決定額 80,725 (94,275) 百万円】

### <対策のポイント>

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

### <事業目標>

- 担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【令和5年度まで】
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が20.7億m<sup>3</sup>に増加するよう林道等の路網整備を推進
- 大規模地震が想定されている地域等において海岸堤防等の整備を推進

### <事業の内容>

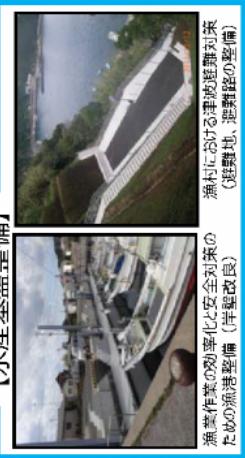
1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。

交付金を活用した事業の実施例

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
- ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
- ② 森林分野：予防治山、路網整備等
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等



【農業農村基盤整備】



【水産基盤整備】

3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに配分できます。  
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。



【海岸保全施設整備】



【漁港整備】

- <事業の流れ>

交付

→ 都道府県、市町村

交付

→ 都道府県  
→ 市町村等

交付 (1/2等)  
交付 (水産分野)

### [お問い合わせ先]

- (農業農村分野に関すること) 農山村振興局地域整備課 (03-6744-2200)  
(森林分野に関すること) 林野庁計画課 (03-3501-3842)  
(水産分野に関すること) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

## 別添チラシ

# 令和3年5月20日から

警戒レベル

4

## ひなんしじ 避難指示で必ず避難

ひなんかんこく

## 避難勧告は廃止です

警戒レベル

新たな避難情報等

5



災害発生  
又は切迫

きんきゅうあんぜんかくほ  
**緊急安全確保**※1

~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~

4



災害の  
おそれ高い

ひなんしじ  
**避難指示**※2

3



災害の  
おそれあり

こうれいしゃとうひなん  
**高齢者等避難**※3

2



気象状況悪化

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

1



今後気象状況  
悪化のおそれ

早期注意情報  
(気象庁)

これまでの避難情報等

**災害発生情報**

(発生を確認したときに発令)

•避難指示(緊急)  
•避難勧告

**避難準備・  
高齢者等避難開始**

大雨・洪水・高潮注意報  
(気象庁)

早期注意情報  
(気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、

すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。

**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**

これからは、

**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

**避難に時間のかかる**

**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの?

小中学校や公民館に行くことだけ  
が避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。

### 行政が指定した避難場所 への立退き避難

自ら携行するもの

- ・マスク
- ・消毒液
- ・体温計
- ・スリッパ 等



### 安全な親戚・知人宅 への立退き避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



### 安全なホテル・旅館 への立退き避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

――――想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。

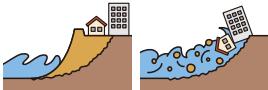


「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない  
(入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります



地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

|      |                             |
|------|-----------------------------|
| 3・4階 | 5m～10m未満<br>(3階床上浸水～4階軒下浸水) |
| 2階   | 3m～5m未満<br>(2階床上～軒下浸水)      |
| 1階   | 0.5m～3m未満<br>(1階床上～軒下浸水)    |
| 1階床下 | 0.5m未満 (1階床下浸水)             |

③ 水がひくまで我慢でき、  
水・食糧などの備えが十分  
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

障 障 発 0909 第 1 号  
平 成 28 年 9 月 9 日

都道府県

各 指定都市 障害保健福祉主管部(局)長 殿  
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

障害者支援施設等における利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備の強化・徹底について

8月31日に、岩手県下閉伊郡岩泉町の認知症高齢者グループホームにおいて、台風第10号に伴う暴風及び豪雨による災害発生により多数の利用者が亡くなるという痛ましい被害がありました。

障害者支援施設等においても、介護保険施設等同様、自力避難困難な方も多く利用されていることから、利用者の安全を確保するため、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。

これまで「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」(平成10年8月31日社援第2153号)等のほか、今回の被害を踏まえ発出した「社会福祉施設等における非常災害対策及び入所者等の安全の確保について」(平成28年9月1日雇児総発0901第3号、社援基発0901第1号、障障発0901第1号、老高発0901第1号)の各通知及び関係法令に基づき、障害者支援施設等の非常災害対策に万全を期するよう、指導を行っていただいているところですが、今回の被害の状況を踏まえて特に留意すべき事項を下記のとおりまとめましたので、管内市町村及び貴管下障害者支援施設等へ周知いただくとともに、都道府県等におかれでは、水害・土砂災害を含む非常災害時の計画の策定状況、避難訓練の実施状況(実施時期等)に関し、指導・助言いただき、その結果について点検いただくようお願いいたします。

また、下記3に記載しているとおり、非常災害対策計画の策定状況や避難訓練の実施状況については、別紙項目について年末時点の状況を調査する予定ですので、ご承知おきください。

なお、本通知につきましては、内閣府や消防庁等関係省庁及び省内関係部局と協議済みであることを申し添えます。

## 記

### 1 情報の把握及び避難の判断について

障害者支援施設等の管理者を含む職員は、日頃から、気象情報等の情報把握に努めるとともに、市町村が発令する「避難準備情報」、「避難勧告」等の情報については、確実に把握し、利用者の安全を確保するための行動をとること。

このため、災害時に市町村が発令する「避難準備情報」等を障害者支援施設等が入手する方法について、停電等の場合も含め、予め所在市町村に確認すること。

また、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」(平成27年8月19日付内閣府策定)において、「避難準備情報」発令の段階で、災害時要配慮者は、避難の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に行動すること。「避難勧告」や「避難指示」においても、適切に行動すること。なお、これらの実施に当たっては、内閣府が作成した別添1「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」も参照すること。

特に、近年、「想定外」の大規模な災害が発生することも多いことから、過去の経験のみに頼ることなく、利用者の安全を確保するために必要な対応を最優先に検討し、早め早めの対応を講じること。

「避難準備情報」等に基づき、職員に求められる行動に関しては、別添2「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)を参照願いたい。

### 2 非常災害対策計画の策定及び避難訓練について

障害者支援施設等は、非常災害に関する具体的な計画（以下「非常災害対策計画」という。）を定めることとされているが、この計画では、火災に対処するための計画のみではなく、火災、水害・土砂災害、地震等に対処するための計画を定めることを想定しており、必ずしも災害ごとに別の計画として策定する必要はないが、水害・土砂災害、地震等地域

の実情にも鑑みた災害にも対処できるものとすること。

非常災害対策計画に盛り込む項目としては、以下の例が考えられる。非常災害対策計画は、実際に災害が起こった際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとすることが重要であり、別添3の資料も参考としながら、各障害者支援施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。

#### 【具体的な項目例】

- ・障害者支援施設等の立地条件（地形 等）
- ・災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報の入手方法の確認等）
- ・災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員 等）
- ・避難を開始する時期、判断基準（「避難準備情報発令」時 等）
- ・避難場所（市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等）
- ・避難経路（避難場所までのルート（複数）、所要時間 等）
- ・避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす、徒步等） 等）
- ・災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等）
- ・関係機関との連携体制 等

また、非常災害対策計画の内容を職員間で十分共有するとともに、関係機関と避難場所や災害時の連絡体制等必要な事項について認識を共有すること。

さらに、避難訓練を実施し、非常災害対策計画の内容を検証し、見直しを行うこと。その際には、夜間の時間帯にも実施するなど、混乱が想定される状況にも対応できるよう、訓練を実施すること。

非常災害対策計画の策定過程においても、災害に関する情報の入手方法や避難場所等必要な情報が施設内で共有されていない場合には、速やかに共有しながら、策定を進めること。また、非常災害対策計画の策定に際しては、地域の関係者と連携及び協力すること。

上記に記載した留意事項は、今般の事案の課題を踏まえたものであるが、既に発出されている通知等も踏まえて障害者支援施設等における非常災害対策を講じること。

非常災害対策計画策定の参考となる資料として別添3の資料を添付するので、併せて参考とすること。

### 3 点検及び指導・助言について

都道府県等は、上記1、2に記載した留意事項を踏まえ、障害者支援施設等における水

害・土砂災害を含む非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況について点検し、水害・土砂災害を含む非常災害対策計画が策定されていない場合、策定されているが項目等が不十分である場合については、速やかに改善し、遅くとも年内までに改善されるよう、指導・助言を行うこと。

また、避難訓練についても水害・土砂災害を含む避難訓練を実施できていない場合には、速やかに実施し、遅くとも避難訓練実施の予定を年内までに立てるように指導・助言を行うこと。

別紙の3の対象施設における別紙の1、2に記載した項目について、今年末時点の状況を都道府県等において把握及び報告をお願いすることとなる。

なお、別紙の項目については、今後、状況により変更する可能性があることを予めご承知おき願いたい。

#### 【参考となる資料】

(別添1)「水害や土砂災害から命を守るために！～社会福祉施設など災害時要配慮者利用施設の管理者の皆様へ～」(内閣府作成)

(別添2)「今後の水害等に備えた警戒避難体制の確保について(周知依頼)」(平成28年9月2日付事務連絡(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局高齢者支援課)

(別添3)「指定障害福祉サービス事業者等のための『非常災害対策計画』作成の手引き」(平成26年3月愛知県健康福祉部障害福祉課)

<http://www.pref.aichi.jp/shogai/05jigyousha/shitei/index.html>

## 調査項目案（予定）

### 1 非常災害対策計画

- ① 水害・土砂災害を含む非常災害対策が策定されているか。
- ② ①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか。
  - ・障害者支援施設等の立地条件
  - ・災害に関する情報の入手方法
  - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認
  - ・避難を開始する時期、判断基準
  - ・避難場所
  - ・避難経路
  - ・避難方法
  - ・災害時の人員体制、指揮系統
  - ・関係機関との連携体制

### 2 避難訓練

- ① 平成28年に水害・土砂災害の場合を含む避難訓練が実施されたか。
- ② されていない場合、実施予定期はいつか。

### 3 対象施設等

- ・障害者支援施設
- ・療養介護事業所
- ・生活介護事業所
- ・短期入所事業所
- ・自立訓練事業所
- ・就労移行支援事業所
- ・就労継続支援事業所
- ・共同生活援助事業所
- ・障害児入所施設
- ・児童発達支援事業所
- ・医療型児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所
- ・児童発達支援センター

※上記項目は厚生労働省において調査する予定の項目を示したものであり、非常災害対策として上記項目のみを実施すれば足りるというものではない。

※上記項目については、現時点で予定している項目であり、今後、項目の追加・変更等がありうる。

事務連絡  
平成30年6月22日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部局 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
社会・援護局福祉基盤課  
社会・援護局障害保健福祉部企画課  
老健局総務課

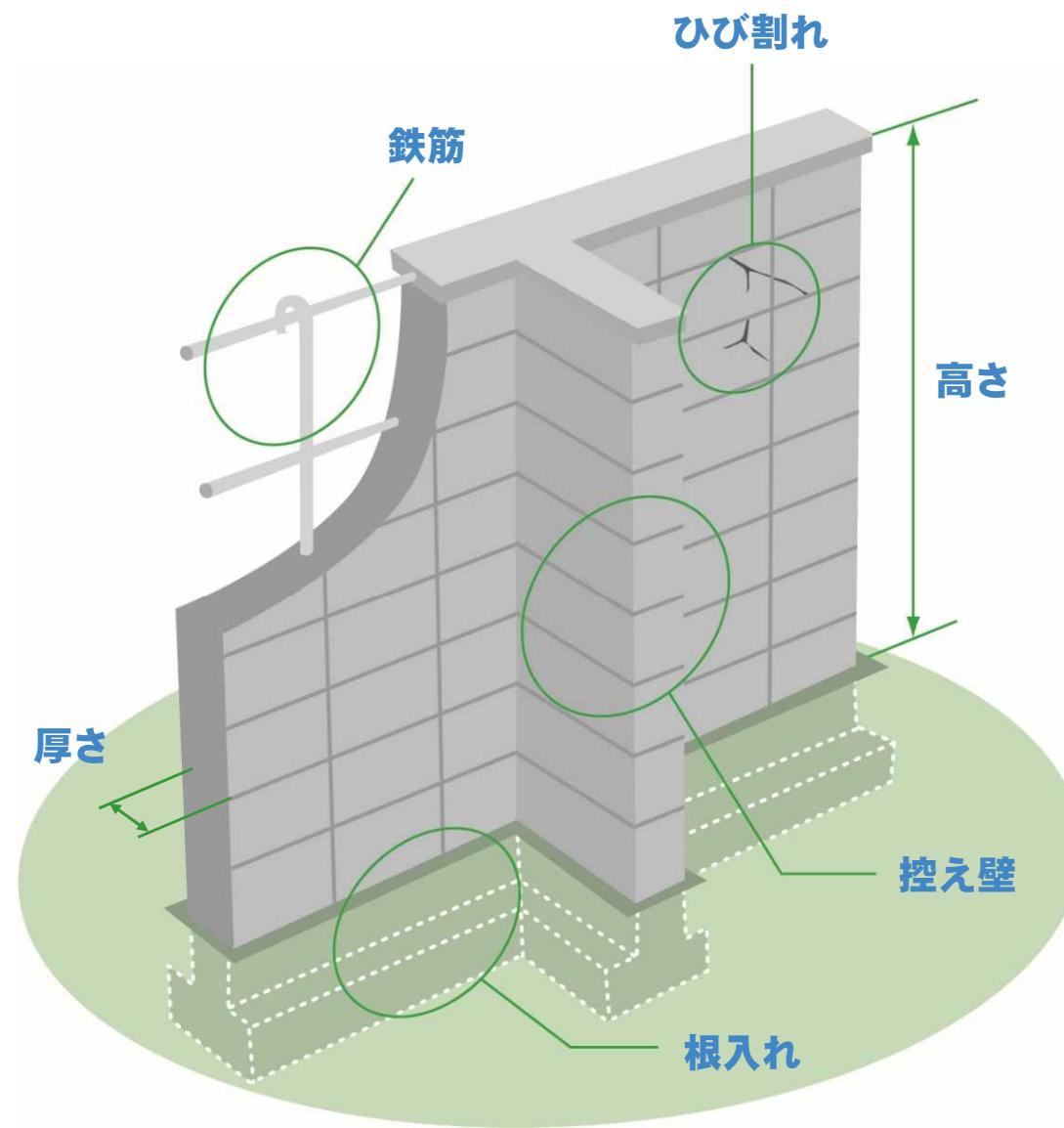
社会福祉施設等の耐震対策及び安全点検の状況の確認について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、大阪府高槻市立寿栄小学校においてプールのブロック塀が倒壊し、その塀に挟まれた女子児童が亡くなるという事故が発生しました。

事故の原因については現在判明していませんが、厚生労働省では従来から、社会福祉施設等の耐震化について、「国土強靭化アクションプラン2015」（平成27年6月16日国土強靭化推進本部決定）において、社会福祉施設の耐震化率を平成30年度までに95%とすることを目標としていること等も踏まえ、着実に推進しているところです。また、社会福祉施設等の安全点検については、各種管理規程等に基づき実施していただくこととしています。

つきましては、各都道府県等におかれては、各社会福祉施設等におけるブロック塀等を含む耐震対策及び安全点検の状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、関係部局・機関と十分連携の上、速やかに注意喚起を行う等の必要な安全対策を実施していただくとともに、本事務連絡の内容について、管内市町村及び社会福祉施設等に対して、周知をお願いいたします。

# ブロック塀等の点検のチェックポイント



ブロック塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

まず外観で1～5をチェックし、ひとつでも不適合がある場合や分からなことがありますれば、専門家に相談しましょう。

## □ 1. 塀は高すぎないか

- ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。

## □ 2. 塀の厚さは十分か

- ・塀の厚さは10cm以上か。（塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上）

## □ 3. 控え壁はあるか。（塀の高さが1.2m超の場合）

- ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。

## □ 4. 基礎があるか

- ・コンクリートの基礎があるか。

## □ 5. 塀は健全か

- ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

## □ 6. 塀に鉄筋は入っているか

- ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも 80cm間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
- ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。（塀の高さが1.2m超の場合）

組積造（れんが造、石造、鉄筋のないブロック造）の塀の場合

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

## <第一段階：外観に基づく点検>

外観目視により、以下の事項に関し問題がないか確認する。高さ及び控え壁等の仕様・寸法については、組積造については建築基準法施行令第 61 条に、補強コンクリートブロック造の塀については令第 62 条の 6 及び令第 62 条の 8 に照らして適切か確認する。

- ① 高すぎないか。(組積造は 1.2m 以下、補強コンクリートブロック造は 2.2m 以下)
- ② 厚さは十分か。(組積造は壁頂までの距離の 1/10 以上、補強コンクリートブロック造は 10cm < 高さ 2m 超は 15cm > 以上)
- ③ 控え壁があるか。(組積造は 4m 以下ごとに壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁、補強コンクリートブロック造は 3.4m 以下ごとに塀の高さの 1/5 以上突出した控え壁を設ける)
- ④ 基礎があるか。
- ⑤ 老朽化し亀裂が生じたり、傾き、ぐらつきなどが生じたりしていないか。

## <第二段階：ブロック内部の診断>

補強コンクリートブロック造の場合、外観点検で問題が発見された場合等に、補修方針を検討するため、ブロックを一部取り外して以下の事項を確認する。第二段階は建築士、専門工事業者等の専門家の協力を得て診断することが望ましい。

- ⑥ 鉄筋の接合方法、モルタルの充填状況は、令第 62 条の 6 に照らして適切か。
- ⑦ 鉄筋のピッチ及び定着状況は、令第 62 条の 8 に照らして適切か。
- ⑧ 基礎の根入れ深さは、令第 61 条又は令第 62 条の 8 に照らして適切か。

(注) 補強コンクリートブロック造の場合、構造計算により構造耐力上安全であることが特別に確かめられる場合は上記の仕様基準によらないことができる。

### 令第 61 条

組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならぬ。

- 一 高さは、1.2 メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 10 分の 1 以上とすること。
- 三 長さ 4 メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、20 センチメートル以上とすること。

### 令第 62 条の 6

コンクリートブロックは、その目地塗面の全部にモルタルが行きわたるように組積し、鉄筋を入れた空洞部及び縦目地に接する空洞部は、モルタル又はコンクリートで埋めなければならない。

- 2 補強コンクリートブロック造の耐力壁、門又はへいの縦筋は、コンクリートブロックの空洞部内で継いではならない。ただし、溶接接合その他これと同等以上の強度を有する接合方法による場合においては、この限りでない。

### 令第 62 条の 8

補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ 1.2 メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならぬ。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、2.2 メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、15 センチメートル（高さ 2 メートル以下の塀にあつては、10 センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を縦横に 80 センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ 3.4 メートル以下ごとに、径 9 ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 5 分の 1 以上突出したものを作ること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、35 センチメートル以上とし、根入れの深さは 30 センチメートル以上とすること。

障障発1227第1号  
平成30年12月27日

都道府県  
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課長  
(公印省略)

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び  
避難訓練の実施に関する調査結果及び指導・助言の徹底について

障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定状況及び避難訓練の実施状況については、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成29年2月1日障障発0201第1号）により、現状を点検し、必要に応じ指導・助言を行うとともに、点検結果の当省への報告をお願いしていたところです。このたび、点検結果を別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせいたします。

当該結果においては、非常災害対策計画（以下「計画」という。）を策定していない施設や避難訓練が実施されていない施設が散見されるところですが、障害者支援施設等は、厚生労働省令（指定基準）により、計画の策定及び避難訓練の実施が義務づけられています。また、計画については、火災のみではなく、水害・土砂災害、地震等にも対処できるものとすることを想定しており、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の被災状況を踏まえれば、水害・土砂災害、地震等はどの地域でも起こりうると考えられることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対し網羅的に対応できるものとすることが必要です。

こうした観点から、都道府県等におかれましては、今一度、当該点検結果も参考にし、貴管内市町村及び障害者支援施設等に対し、適切な計画の策定や避難訓練の実施について周知・徹底いただくとともに、実地指導等の指導監査などのあらゆる機会を通じて、施設が所在する地域の環境を踏まえて、計画が策定されていない施設や避難訓練が実施されていない施設に対し引き続き重点的な指導・助言を行っていただきますようお願いいたします。

## ○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

| 都道府県市   | 管内の施設・事業所数(総数)          |      |      |      |      |        |        |        |            |            |                        |            |            |       |         | 非常災害対策計画の策定状況 |      |      |      |        |        |        |            |            |           | 非常災害対策計画の策定状況 |       |         |         |       |       |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |       |         |    |     |       |       |
|---------|-------------------------|------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------------------|------------|------------|-------|---------|---------------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|-----------|---------------|-------|---------|---------|-------|-------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|-------|---------|----|-----|-------|-------|
|         | 1-① 計画の有無(計画を有しているものの数) |      |      |      |      |        |        |        |            |            | 1-② 具体的な項目を網羅している施設等の数 |            |            |       |         |               |      |      |      |        |        |        |            |            |           |               |       |         |         |       |       |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |       |         |    |     |       |       |
|         | 障害者支援施設                 | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援事業所              | 児童発達支援センター | 放課後等デイサービス | 合計(A) | 障害者支援施設 | 療養介護          | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援事業所 | 放課後等デイサービス    | 合計(B) | 割合(B/A) | 障害者支援施設 | 療養介護  | 生活介護  | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 | 放課後等デイサービス | 合計(C) | 割合(C/A) |    |     |       |       |
| 1 北海道   | 162                     | 6    | 372  | 229  | 56   | 100    | 517    | 1,293  | 10         | 7          | 11                     | 240        | 2          | 332   | 3,337   | 140           | 5    | 274  | 173  | 41     | 67     | 354    | 1,023      | 7          | 5         | 8             | 143   | 2       | 181     | 2,423 | 72.6% | 91   | 3    | 168    | 107    | 24     | 40         | 203        | 647        | 5         | 2          | 7     | 82      | 1  | 105 | 1,485 | 44.5% |
| 2 青森県   | 39                      | 2    | 74   | 53   | 18   | 26     | 103    | 96     | 9          | 2          | 8                      | 24         | 2          | 79    | 535     | 26            | 2    | 31   | 25   | 9      | 12     | 76     | 45         | 5          | 2         | 5             | 7     | 2       | 44      | 291   | 54.4% | 20   | 0    | 18     | 18     | 5      | 10         | 56         | 32         | 3         | 0          | 4     | 5       | 0  | 30  | 201   | 37.6% |
| 3 岩手県   | 41                      | 4    | 98   | 58   | 10   | 17     | 143    | 111    | 5          | 2          | 3                      | 32         | 0          | 87    | 611     | 39            | 4    | 80   | 53   | 10     | 10     | 110    | 95         | 5          | 2         | 3             | 30    | 0       | 76      | 517   | 84.6% | 31   | 4    | 60     | 42     | 7      | 8          | 71         | 42         | 5         | 2          | 3     | 25      | 0  | 59  | 359   | 58.8% |
| 4 宮城県   | 22                      | 2    | 88   | 67   | 13   | 39     | 129    | 66     | 0          | 1          | 7                      | 27         | 0          | 79    | 540     | 11            | 2    | 50   | 39   | 6      | 20     | 65     | 36         | 0          | 1         | 5             | 15    | 0       | 56      | 306   | 56.7% | 9    | 0    | 29     | 31     | 4      | 14         | 36         | 26         | 0         | 0          | 2     | 12      | 0  | 41  | 204   | 37.8% |
| 5 秋田県   | 37                      | 2    | 37   | 25   | 14   | 13     | 66     | 50     | 6          | 2          | 3                      | 14         | 1          | 42    | 312     | 24            | 0    | 23   | 13   | 7      | 4      | 25     | 29         | 4          | 0         | 2             | 9     | 1       | 22      | 163   | 52.2% | 21   | 0    | 16     | 7      | 3      | 18         | 20         | 3          | 0         | 2          | 7     | 1       | 18 | 123 | 39.4% |       |
| 6 山形県   | 31                      | 3    | 95   | 58   | 28   | 40     | 169    | 114    | 3          | 2          | 5                      | 39         | 1          | 74    | 662     | 22            | 2    | 57   | 40   | 14     | 18     | 77     | 46         | 3          | 1         | 4             | 21    | 1       | 41      | 347   | 52.4% | 15   | 1    | 43     | 32     | 10     | 10         | 50         | 33         | 1         | 1          | 3     | 16      | 1  | 33  | 249   | 37.6% |
| 7 福島県   | 27                      | 1    | 53   | 32   | 2    | 9      | 133    | 80     | 9          | 2          | 7                      | 59         | 2          | 91    | 507     | 23            | 1    | 40   | 28   | 2      | 6      | 100    | 59         | 8          | 1         | 7             | 41    | 1       | 60      | 377   | 74.4% | 14   | 0    | 29     | 16     | 0      | 6          | 72         | 32         | 8         | 1          | 4     | 28      | 1  | 41  | 252   | 49.7% |
| 8 茨城県   | 80                      | 5    | 221  | 137  | 79   | 177    | 334    | 167    | 9          | 5          | 3                      | 116        | 0          | 234   | 1,567   | 35            | 3    | 47   | 55   | 18     | 53     | 93     | 54         | 4          | 1         | 1             | 45    | 0       | 73      | 482   | 30.8% | 23   | 2    | 34     | 37     | 7      | 30         | 55         | 36         | 1         | 1          | 0     | 30      | 0  | 51  | 307   | 19.6% |
| 9 栃木県   | 44                      | 3    | 112  | 74   | 24   | 44     | 148    | 96     | 4          | 5          | 2                      | 21         | 2          | 131   | 710     | 19            | 2    | 48   | 26   | 12     | 9      | 27     | 29         | 1          | 2         | 0             | 9     | 0       | 42      | 226   | 31.8% | 2    | 1    | 8      | 2      | 0      | 3          | 5          | 2          | 0         | 1          | 0     | 2       | 0  | 15  | 41    | 5.8%  |
| 10 群馬県  | 35                      | 5    | 45   | 46   | 4    | 32     | 77     | 56     | 4          | 5          | 6                      | 37         | 0          | 160   | 512     | 21            | 1    | 18   | 2    | 1      | 13     | 29     | 14         | 2          | 1         | 2             | 12    | 0       | 70      | 186   | 36.3% | 14   | 0    | 10     | 1      | 0      | 8          | 17         | 7          | 0         | 0          | 1     | 8       | 0  | 41  | 107   | 20.9% |
| 11 埼玉県  | 82                      | 7    | 173  | 108  | 30   | 98     | 321    | 202    | 6          | 7          | 21                     | 196        | 0          | 409   | 1,660   | 46            | 0    | 47   | 51   | 5      | 35     | 95     | 50         | 1          | 0         | 9             | 21    | 0       | 127     | 487   | 29.3% | 31   | 0    | 37     | 32     | 5      | 32         | 79         | 36         | 0         | 0          | 8     | 18      | 0  | 97  | 375   | 22.6% |
| 12 千葉県  | 68                      | 3    | 213  | 106  | 38   | 76     | 219    | 213    | 10         | 3          | 26                     | 237        | 5          | 402   | 1,619   | 49            | 1    | 111  | 62   | 19     | 44     | 119    | 80         | 4          | 1         | 8             | 52    | 3       | 99      | 652   | 40.3% | 38   | 0    | 79     | 47     | 13     | 29         | 85         | 57         | 2         | 0          | 7     | 32      | 2  | 69  | 460   | 28.4% |
| 13 東京都  | 93                      | 14   | 479  | 248  | 101  | 297    | 886    | 628    | 8          | 13         | 27                     | 323        | 5          | 729   | 3,851   | 50            | 10   | 143  | 79   | 21     | 105    | 252    | 177        | 5          | 9         | 13            | 123   | 3       | 341     | 1,331 | 34.6% | 21   | 6    | 76     | 46     | 13     | 74         | 120        | 103        | 3         | 5          | 11    | 86      | 2  | 245 | 811   | 21.1% |
| 14 神奈川県 | 42                      | 5    | 134  | 83   | 11   | 58     | 215    | 168    | 6          | 5          | 13                     | 110        | 0          | 196   | 1,046   | 42            | 5    | 103  | 72   | 8      | 38     | 142    | 106        | 6          | 5         | 12            | 76    | 0       | 133     | 748   | 71.5% | 24   | 2    | 50     | 41     | 3      | 18         | 66         | 51         | 4         | 2          | 6     | 61      | 0  | 96  | 424   | 40.5% |
| 15 新潟県  | 50                      | 3    | 60   | 115  | 30   | 74     | 147    | 72     | 8          | 1          | 4                      | 16         | 0          | 43    | 623     | 50            | 1    | 42   | 81   | 23     | 51     | 102    | 38         | 8          | 1         | 4             | 10    | 0       | 24      | 435   | 69.8% | 29   | 1    | 32     | 53     | 17     | 40         | 75         | 22         | 5         | 1          | 4     | 8       | 0  | 18  | 305   | 49.0% |
| 16 富山県  | 16                      | 1    | 47   | 45   | 12   | 14     | 78     | 32     | 2          | 4          | 5                      | 22         | 0          | 41    | 319     | 13            | 0    | 31   | 28   | 6      | 7      | 40     | 12         | 1          | 1         | 3             | 15    | 0       | 27      | 184   | 57.7% | 6    | 0    | 9      | 17     | 4      | 5          | 21         | 9          | 0         | 0          | 2     | 9       | 0  | 16  | 98    | 30.7% |
| 17 石川県  | 18                      | 3    | 50   | 2    | 6    | 19     | 91     | 48     | 1          | 1          | 2                      | 33         | 0          | 46    | 320     | 18            | 3    | 50   | 2    | 6      | 19     | 87     | 44         | 1          | 1         | 2             | 33    | 0       | 46      | 312   | 97.5% | 13   | 1    | 38     | 2      | 3</    |            |            |            |           |            |       |         |    |     |       |       |

## ○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

| 都道府県市   | 管内の施設・事業所数(総数) |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |         | 非常災害対策計画の策定状況           |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            | 非常災害対策計画の策定状況          |       |         |         |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |             |       |
|---------|----------------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-------|---------|-------------------------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------------------|-------|---------|---------|------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-------|-------------|-------|
|         |                |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |         | 1-① 計画の有無(計画を有しているものの数) |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            | 1-② 具体的な項目を網羅している施設等の数 |       |         |         |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |             |       |
| 障害者支援施設 | 療養介護           | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 | 医療型障害児入所施設 | 放課後等デイサービス | 合計(A) | 障害者支援施設 | 療養介護                    | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 | 医療型障害児入所施設 | 放課後等デイサービス             | 合計(B) | 割合(B/A) | 障害者支援施設 | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 | 医療型障害児入所施設 | 放課後等デイサービス | 合計(C) | 割合(C)/(B+C) |       |
| 68 旭川市  | 11             | 2    | 27   | 23   | 3      | 12     | 70     | 37         |            |            |           |            |            |       | 185     | 11                      | 2    | 26   | 22   | 3      | 11     | 68     | 36         |            |            |           |            |                        | 179   | 96.8%   | 5       | 1    | 18   | 12   | 2    | 5      | 41     | 21     |            |            |            |           | 105        | 56.8%      |       |             |       |
| 69 函館市  | 6              | 0    | 16   | 11   | 7      | 7      | 27     | 19         |            |            |           |            |            |       | 93      | 5                       | 0    | 16   | 11   | 6      | 3      | 23     | 19         |            |            |           |            |                        | 83    | 89.2%   | 5       | 0    | 15   | 6    | 1    | 2      | 11     | 13     |            |            |            |           | 53         | 57.0%      |       |             |       |
| 70 青森市  | 13             | 1    | 30   | 12   | 3      | 7      | 55     | 22         |            |            |           |            |            |       | 143     | 7                       | 1    | 14   | 8    | 2      | 2      | 32     | 11         |            |            |           |            |                        | 77    | 53.8%   | 2       | 0    | 2    | 2    | 1    | 1      | 14     | 4      |            |            |            |           | 26         | 18.2%      |       |             |       |
| 71 盛岡市  | 5              | 0    | 22   | 9    | 3      | 13     | 42     | 25         |            |            |           |            |            |       | 119     | 4                       | 0    | 15   | 7    | 2      | 6      | 22     | 10         |            |            |           |            |                        | 66    | 55.5%   | 0       | 0    | 5    | 2    | 0    | 0      | 3      | 2      |            |            |            |           | 12         | 10.1%      |       |             |       |
| 72 秋田市  | 8              | 1    | 20   | 15   | 9      | 5      | 34     | 19         |            |            |           |            |            |       | 111     | 7                       | 1    | 15   | 13   | 5      | 2      | 14     | 8          |            |            |           |            |                        | 65    | 58.6%   | 4       | 1    | 10   | 8    | 3    | 1      | 8      | 6      |            |            |            |           | 41         | 36.9%      |       |             |       |
| 73 郡山市  | 3              | 0    | 19   | 8    | 7      | 5      | 37     | 80         |            |            |           |            |            |       | 159     | 3                       | 0    | 17   | 6    | 3      | 4      | 27     | 69         |            |            |           |            |                        | 129   | 81.1%   | 3       | 0    | 9    | 4    | 2    | 2      | 13     | 18     |            |            |            |           | 51         | 32.1%      |       |             |       |
| 74 いわき市 | 6              | 2    | 26   | 13   | 3      | 4      | 29     | 13         |            |            |           |            |            |       | 96      | 6                       | 0    | 23   | 10   | 1      | 2      | 17     | 8          |            |            |           |            |                        | 67    | 69.8%   | 6       | 0    | 20   | 9    | 1    | 0      | 12     | 4      |            |            |            |           | 52         | 54.2%      |       |             |       |
| 75 宇都宮市 | 8              | 1    | 33   | 16   | 6      | 14     | 50     | 23         |            |            |           |            |            |       | 151     | 1                       | 0    | 6    | 1    | 0      | 4      | 10     | 3          |            |            |           |            |                        | 25    | 16.6%   | 0       | 0    | 4    | 0    | 0    | 4      | 8      | 1      |            |            |            |           | 17         | 11.3%      |       |             |       |
| 76 前橋市  | 7              | 0    | 19   | 8    | 0      | 13     | 26     | 19         |            |            |           |            |            |       | 92      | 3                       | 0    | 9    | 3    | 0      | 5      | 11     | 8          |            |            |           |            |                        | 39    | 42.4%   | 2       | 0    | 4    | 2    | 0    | 2      | 7      | 6      |            |            |            |           | 23         | 25.0%      |       |             |       |
| 77 高崎市  | 11             | 2    | 26   | 13   | 4      | 15     | 26     | 20         |            |            |           |            |            |       | 117     | 5                       | 1    | 14   | 6    | 2      | 8      | 12     | 13         |            |            |           |            |                        | 61    | 52.1%   | 5       | 1    | 12   | 6    | 2    | 7      | 9      | 10     |            |            |            |           | 52         | 44.4%      |       |             |       |
| 78 川越市  | 6              | 0    | 9    | 2    | 2      | 9      | 24     | 6          |            |            |           |            |            |       | 58      | 2                       | 0    | 1    | 0    | 0      | 2      | 2      | 1          |            |            |           |            |                        | 8     | 13.8%   | 1       | 0    | 0    | 0    | 0    | 1      | 1      | 1      |            |            |            |           | 4          | 6.9%       |       |             |       |
| 79 越谷市  | 3              | 0    | 14   | 6    | 0      | 5      | 17     | 10         |            |            |           |            |            |       | 55      | 2                       | 0    | 6    | 1    | 0      | 4      | 6      | 6          |            |            |           |            |                        | 25    | 45.5%   | 1       | 0    | 2    | 1    | 0    | 3      | 4      | 5      |            |            |            |           | 16         | 29.1%      |       |             |       |
| 80 船橋市  | 4              | 0    | 26   | 8    | 5      | 9      | 34     | 15         |            |            |           |            |            |       | 101     | 4                       | 0    | 22   | 7    | 5      | 7      | 29     | 11         |            |            |           |            |                        | 85    | 84.2%   | 3       | 0    | 13   | 3    | 3    | 2      | 17     | 9      |            |            |            |           | 50         | 49.5%      |       |             |       |
| 81 柏市   | 2              | 1    | 28   | 12   | 3      | 11     | 28     | 36         |            |            |           |            |            |       | 121     | 0                       | 0    | 0    | 0    | 0      | 0      | 0      | 0          |            |            |           |            |                        | 0     | 0.0%    | 0       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      | 0      | 0      |            |            |            |           | 0          | 0.0%       |       |             |       |
| 82 八王子市 | 10             | 0    | 44   | 17   | 3      | 11     | 63     | 58         |            |            |           |            |            |       | 206     | 8                       | 0    | 32   | 13   | 2      | 6      | 39     | 45         |            |            |           |            |                        | 145   | 70.4%   | 7       | 0    | 29   | 11   | 2    | 5      | 37     | 34     |            |            |            |           | 125        | 60.7%      |       |             |       |
| 83 横須賀市 | 8              | 1    | 30   | 11   | 5      | 5      | 17     | 37         | 1          | 1          | 2         | 6          | 0          | 29    | 153     | 4                       | 0    | 14   | 5    | 3      | 1      | 11     | 15         | 0          | 0          | 0         | 1          | 0                      | 10    | 64      | 41.8%   | 4    | 0    | 9    | 5    | 2      | 0      | 9      | 8          | 0          | 0          | 0         | 1          | 0          | 8     | 46          | 30.1% |
| 84 富山市  | 11             | 2    | 35   | 24   | 3      | 17     | 65     | 25         |            |            |           |            |            |       | 182     | 7                       | 1    | 11   | 9    | 1      | 7      | 12     | 4          |            |            |           |            |                        | 52    | 28.6%   | 1       | 0    | 2    | 1    | 0    | 1      | 5      | 2      |            |            |            |           | 12         | 6.6%       |       |             |       |
| 85 金沢市  | 8              | 3    | 31   | 22   | 8      | 21     | 55     | 76         | 2          | 4          | 3         | 22         | 1          | 35    | 291     | 8                       | 3    | 31   | 22   | 8      | 21     | 55     | 76         | 2          | 4          | 3         | 22         | 1                      | 35    | 291     | 100.0%  | 5    | 1    | 6    | 6    | 1      | 4      | 13     | 21         | 1          | 0          | 0         | 0          | 0          | 3     | 61          | 21.0% |
| 86 長野市  | 6              | 1    | 24   | 21   | 6      | 19     | 48     | 17         |            |            |           |            |            |       | 142     | 1                       | 0    | 7    | 2    | 1      | 5      | 13     | 4          |            |            |           |            |                        | 33    | 23.2%   | 1       | 0    | 3    | 2    | 1    | 4      | 9      | 2      |            |            |            |           | 22         | 15.5%      |       |             |       |
| 87 岐阜市  | 5              | 1    | 17   | 16   | 3      | 12     | 61     | 16         |            |            |           |            |            |       | 131     | 4                       | 1    | 4    | 9    | 1      | 5      | 30     | 7          |            |            |           |            |                        | 61    | 46.6%   | 3       | 0    | 0    | 5    | 1    | 4      | 17     | 6      |            |            |            |           | 36         | 27.5%      |       |             |       |
| 88 豊田市  | 4              | 0    | 18   | 7</  |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |         |                         |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |                        |       |         |         |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |             |       |

## ○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

| 都道府県市   | 管内の施設・事業所数(総数)   |      |      |      |      |        |        |        |            |            |           |            |            |       |         | 避難訓練の実施状況 |      |      |      |        |        |            |            |           |            | 避難訓練の実施状況 |         |         |      |      |       |      |        |        |        |            |            |            |            |       |             |   |    |       |       |       |       |       |
|---------|------------------|------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|-----------|------------|------------|-------|---------|-----------|------|------|------|--------|--------|------------|------------|-----------|------------|-----------|---------|---------|------|------|-------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|------------|-------|-------------|---|----|-------|-------|-------|-------|-------|
|         | 2-① 訓練実施済みの施設等の数 |      |      |      |      |        |        |        |            |            |           |            |            |       |         |           |      |      |      |        |        |            |            |           |            |           |         |         |      |      |       |      |        |        |        |            |            |            |            |       |             |   |    |       |       |       |       |       |
|         | 障害者支援施設          | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援事業所 | 児童発達支援センター | 放課後等デイサービス | 合計(A) | 障害者支援施設 | 療養介護      | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援事業所 | 放課後等デイサービス | 合計(B)     | 割合(B/A) | 障害者支援施設 | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所  | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 放課後等デイサービス | 合計(C) | 割合(C/(B+C)) |   |    |       |       |       |       |       |
| 1 北海道   | 162              | 6    | 372  | 229  | 56   | 100    | 517    | 1,293  | 10         | 7          | 11        | 240        | 2          | 332   | 3,337   | 50        | 0    | 82   | 61   | 3      | 19     | 92         | 245        | 5         | 0          | 5         | 44      | 2       | 55   | 663  | 19.9% | 12   | 0      | 20     | 12     | 2          | 3          | 12         | 112        | 0     | 0           | 1 | 15 | 0     | 19    | 208   | 26.1% |       |
| 2 青森県   | 39               | 2    | 74   | 53   | 18   | 26     | 103    | 96     | 9          | 2          | 8         | 24         | 2          | 79    | 535     | 20        | 2    | 40   | 30   | 7      | 5      | 32         | 42         | 5         | 2          | 5         | 12      | 2       | 15   | 219  | 40.9% | 3    | 0      | 5      | 6      | 2          | 4          | 15         | 11         | 0     | 0           | 1 | 5  | 0     | 14    | 66    | 53.3% |       |
| 3 岩手県   | 41               | 4    | 98   | 58   | 10   | 17     | 143    | 111    | 5          | 2          | 3         | 32         | 0          | 87    | 611     | 28        | 4    | 52   | 37   | 5      | 4      | 57         | 34         | 5         | 2          | 2         | 17      | 0       | 23   | 270  | 44.2% | 4    | 0      | 8      | 6      | 1          | 3          | 23         | 6          | 0     | 0           | 0 | 2  | 0     | 10    | 63    | 54.5% |       |
| 4 宮城県   | 22               | 2    | 88   | 67   | 13   | 39     | 129    | 66     | 0          | 1          | 7         | 27         | 0          | 79    | 540     | 9         | 0    | 27   | 22   | 2      | 10     | 41         | 22         | 0         | 0          | 2         | 9       | 0       | 31   | 175  | 32.4% | 5    | 2      | 14     | 10     | 0          | 5          | 19         | 9          | 0     | 1           | 0 | 3  | 0     | 7     | 75    | 46.3% |       |
| 5 秋田県   | 37               | 2    | 37   | 25   | 14   | 13     | 66     | 50     | 6          | 2          | 3         | 14         | 1          | 42    | 312     | 16        | 0    | 12   | 4    | 7      | 1      | 16         | 16         | 5         | 0          | 2         | 3       | 1       | 12   | 95   | 30.4% | 2    | 0      | 1      | 0      | 0          | 0          | 0          | 0          | 0     | 0           | 0 | 1  | 8     | 33.0% |       |       |       |
| 6 山形県   | 31               | 3    | 95   | 58   | 28   | 40     | 169    | 114    | 3          | 2          | 5         | 39         | 1          | 74    | 662     | 10        | 1    | 33   | 23   | 6      | 10     | 50         | 22         | 1         | 1          | 3         | 18      | 1       | 27   | 206  | 31.1% | 3    | 0      | 6      | 5      | 3          | 1          | 13         | 14         | 1     | 0           | 0 | 1  | 6     | 53    | 39.1% |       |       |
| 7 福島県   | 27               | 1    | 53   | 32   | 2    | 9      | 133    | 80     | 9          | 2          | 7         | 59         | 2          | 91    | 507     | 22        | 0    | 25   | 23   | 1      | 4      | 71         | 33         | 4         | 1          | 4         | 27      | 1       | 34   | 250  | 49.3% | 0    | 0      | 5      | 0      | 0          | 2          | 12         | 2          | 1     | 0           | 0 | 4  | 0     | 5     | 31    | 55.4% |       |
| 8 茨城県   | 80               | 5    | 221  | 137  | 79   | 177    | 334    | 167    | 9          | 5          | 3         | 116        | 0          | 234   | 1,567   | 16        | 0    | 31   | 26   | 12     | 40     | 76         | 31         | 0         | 0          | 0         | 20      | 0       | 38   | 290  | 18.5% | 5    | 1      | 6      | 6      | 2          | 7          | 12         | 9          | 0     | 1           | 0 | 2  | 0     | 6     | 57    | 22.1% |       |
| 9 栃木県   | 44               | 3    | 112  | 74   | 24   | 44     | 148    | 96     | 4          | 5          | 2         | 21         | 2          | 131   | 710     | 12        | 1    | 26   | 14   | 2      | 6      | 30         | 13         | 1         | 1          | 0         | 4       | 0       | 14   | 124  | 17.5% | 2    | 0      | 20     | 19     | 5          | 13         | 30         | 28         | 0     | 0           | 0 | 9  | 0     | 40    | 166   | 40.8% |       |
| 10 群馬県  | 35               | 5    | 45   | 46   | 4    | 32     | 77     | 56     | 4          | 5          | 6         | 37         | 0          | 160   | 512     | 16        | 2    | 14   | 1    | 0      | 8      | 16         | 10         | 1         | 2          | 3         | 14      | 0       | 43   | 130  | 25.4% | 3    | 1      | 4      | 2      | 1          | 2          | 5          | 6          | 1     | 1           | 1 | 3  | 0     | 22    | 52    | 35.5% |       |
| 11 埼玉県  | 82               | 7    | 173  | 108  | 30   | 98     | 321    | 202    | 6          | 7          | 21        | 196        | 0          | 409   | 1,660   | 23        | 1    | 19   | 24   | 2      | 14     | 52         | 23         | 0         | 0          | 4         | 18      | 0       | 67   | 247  | 14.9% | 13   | 0      | 15     | 0      | 2          | 11         | 29         | 11         | 0     | 0           | 0 | 1  | 0     | 24    | 106   | 21.3% |       |
| 12 千葉県  | 68               | 3    | 213  | 106  | 38   | 76     | 219    | 213    | 10         | 3          | 26        | 237        | 5          | 402   | 1,619   | 34        | 0    | 87   | 44   | 15     | 38     | 101        | 66         | 2         | 0          | 7         | 33      | 3       | 56   | 486  | 30.0% | 6    | 0      | 27     | 7      | 5          | 6          | 28         | 17         | 0     | 0           | 0 | 0  | 13    | 0     | 24    | 133   | 38.2% |
| 13 東京都  | 93               | 14   | 479  | 248  | 101  | 297    | 886    | 628    | 8          | 13         | 27        | 323        | 5          | 729   | 3,851   | 22        | 3    | 83   | 39   | 21     | 70     | 165        | 122        | 1         | 2          | 7         | 91      | 0       | 214  | 840  | 21.8% | 4    | 1      | 10     | 5      | 2          | 8          | 37         | 14         | 0     | 1           | 1 | 10 | 2     | 69    | 164   | 26.1% |       |
| 14 神奈川県 | 42               | 5    | 134  | 83   | 11   | 58     | 215    | 168    | 6          | 5          | 13        | 110        | 0          | 196   | 1,046   | 21        | 1    | 61   | 32   | 6      | 24     | 99         | 83         | 3         | 1          | 8         | 57      | 0       | 94   | 490  | 46.8% | 2    | 0      | 13     | 3      | 1          | 4          | 28         | 6          | 0     | 0           | 0 | 1  | 12    | 0     | 22    | 92    | 55.6% |
| 15 新潟県  | 50               | 3    | 60   | 115  | 30   | 74     | 147    | 72     | 8          | 1          | 4         | 16         | 0          | 43    | 623     | 20        | 0    | 21   | 28   | 13     | 29     | 48         | 21         | 3         | 0          | 2         | 3       | 0       | 6    | 194  | 31.1% | 4    | 0      | 5      | 11     | 3          | 7          | 14         | 9          | 1     | 0           | 0 | 3  | 0     | 6     | 63    | 41.3% |       |
| 16 富山県  | 16               | 1    | 47   | 45   | 12   | 14     | 78     | 32     | 2          | 4          | 5         | 22         | 0          | 41    | 319     | 9         | 0    | 17   | 19   | 4      | 3      | 19         | 9          | 0         | 13         | 109       | 34.2%   | 0       | 0    | 3    | 2     | 2    | 0      | 7      | 2      | 0          | 0          | 0          | 0          | 3     | 0           | 6 | 25 | 42.0% |       |       |       |       |
| 17 石川県  | 18               | 3    | 50   | 2    | 6    | 19     | 91     | 48     | 1          | 1          | 2         | 33         | 0          | 46    | 320     | 15        | 2    | 38   | 2    | 4      | 10     | 57         | 25         | 1         | 1          | 2         | 16      | 0       | 24   | 197  | 61.6% | 1    | 0      | 2      | 0      | 0          | 5          | 2          | 0          | 0     | 0           | 0 | 3  | 0     | 3     | 16    | 66.6% |       |
| 18 福井県  | 27               | 2    | 42   | 55   | 13   | 39     | 132    | 113    | 2          | 3          | 6         | 16</       |            |       |         |           |      |      |      |        |        |            |            |           |            |           |         |         |      |      |       |      |        |        |        |            |            |            |            |       |             |   |    |       |       |       |       |       |

## ○非常災害対策計画策定状況、避難訓練状況(平成29年3月時点)

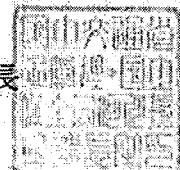
| 都道府県市   | 管内の施設・事業所数(総数) |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       | 避難訓練の実施状況        |      |      |      |      |        |        |        |            |            | 避難訓練の実施状況                           |           |            |            |       |         |         |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |             |
|---------|----------------|------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-------|------------------|------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|-------------------------------------|-----------|------------|------------|-------|---------|---------|------|------|------|------|--------|--------|--------|------------|------------|------------|-----------|------------|------------|-------|-------------|
|         | 障害者支援施設        | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 | 医療型障害児入所施設 | 放課後等デイサービス | 合計(A) | 2-① 訓練実施済みの施設等の数 |      |      |      |      |        |        |        |            |            | 2-② 訓練未実施のうち、平成29年3月までに訓練実施予定の施設等の数 |           |            |            |       |         |         |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       |             |
|         |                |      |      |      |      |        |        |        |            |            |            |           |            |            |       | 障害者支援施設          | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター                          | 児童発達支援事業所 | 医療型障害児入所施設 | 放課後等デイサービス | 合計(B) | 割合(B/A) | 障害者支援施設 | 療養介護 | 生活介護 | 短期入所 | 自立訓練 | 就労移行支援 | 就労継続支援 | 共同生活援助 | 福祉型障害児入所施設 | 医療型障害児入所施設 | 児童発達支援センター | 児童発達支援事業所 | 医療型障害児入所施設 | 放課後等デイサービス | 合計(C) | 割合(C)/(B+A) |
| 68 旭川市  | 11             | 2    | 27   | 23   | 3    | 12     | 70     | 37     |            |            |            |           |            |            | 185   | 10               | 2    | 23   | 18   | 3    | 11     | 62     | 29     |            |            |                                     |           |            | 158        | 85.4% | 1       | 0       | 3    | 5    | 0    | 1    | 8      | 4      |        |            |            |            | 22        | 97.3%      |            |       |             |
| 69 函館市  | 6              | 0    | 16   | 11   | 7    | 7      | 27     | 19     |            |            |            |           |            |            | 93    | 5                | 0    | 9    | 6    | 0    | 0      | 10     | 6      |            |            |                                     |           |            | 36         | 38.7% | 0       | 0       | 1    | 1    | 2    | 3    | 6      | 6      |        |            |            |            | 19        | 59.1%      |            |       |             |
| 70 青森市  | 13             | 1    | 30   | 12   | 3    | 7      | 55     | 22     |            |            |            |           |            |            | 143   | 4                | 0    | 8    | 4    | 0    | 2      | 16     | 7      |            |            |                                     |           |            | 41         | 28.7% | 0       | 0       | 0    | 1    | 0    | 3    | 3      |        |        |            |            |            | 7         | 33.6%      |            |       |             |
| 71 盛岡市  | 5              | 0    | 22   | 9    | 3    | 13     | 42     | 25     |            |            |            |           |            |            | 119   | 5                | 0    | 15   | 7    | 2    | 9      | 27     | 11     |            |            |                                     |           |            | 76         | 63.9% | 0       | 0       | 3    | 1    | 0    | 3    | 6      | 3      |        |            |            |            | 16        | 77.3%      |            |       |             |
| 72 秋田市  | 8              | 1    | 20   | 15   | 9    | 5      | 34     | 19     |            |            |            |           |            |            | 111   | 4                | 1    | 10   | 9    | 4    | 0      | 0      | 7      |            |            |                                     |           |            | 42         | 37.8% | 0       | 0       | 2    | 2    | 0    | 0    | 2      | 0      |        |            |            |            | 6         | 43.2%      |            |       |             |
| 73 郡山市  | 3              | 0    | 19   | 8    | 7    | 5      | 37     | 80     |            |            |            |           |            |            | 159   | 2                | 0    | 5    | 2    | 0    | 0      | 5      | 17     |            |            |                                     |           |            | 31         | 19.5% | 0       | 0       | 2    | 0    | 0    | 1    | 8      | 2      |        |            |            |            | 13        | 27.7%      |            |       |             |
| 74 いわき市 | 6              | 2    | 26   | 13   | 3    | 4      | 29     | 13     |            |            |            |           |            |            | 96    | 5                | 1    | 11   | 8    | 0    | 1      | 12     | 5      |            |            |                                     |           |            | 43         | 44.8% | 0       | 0       | 3    | 2    | 1    | 1    | 5      | 0      |        |            |            |            | 12        | 57.3%      |            |       |             |
| 75 宇都宮市 | 8              | 1    | 33   | 16   | 6    | 14     | 50     | 23     |            |            |            |           |            |            | 151   | 2                | 0    | 7    | 2    | 1    | 4      | 9      | 3      |            |            |                                     |           |            | 28         | 18.5% | 1       | 0       | 3    | 1    | 0    | 2    | 3      | 0      |        |            |            |            | 10        | 25.2%      |            |       |             |
| 76 前橋市  | 7              | 0    | 19   | 8    | 0    | 13     | 26     | 19     |            |            |            |           |            |            | 92    | 1                | 0    | 3    | 1    | 0    | 6      | 9      | 6      |            |            |                                     |           |            | 26         | 28.3% | 2       | 0       | 6    | 3    | 0    | 5    | 6      | 5      |        |            |            |            | 27        | 57.6%      |            |       |             |
| 77 高崎市  | 11             | 2    | 26   | 13   | 4    | 15     | 26     | 20     |            |            |            |           |            |            | 117   | 1                | 2    | 4    | 3    | 1    | 8      | 8      | 7      |            |            |                                     |           |            | 34         | 29.1% | 0       | 0       | 2    | 0    | 1    | 2    | 3      | 5      |        |            |            |            | 13        | 40.2%      |            |       |             |
| 78 川越市  | 6              | 0    | 9    | 2    | 2    | 9      | 24     | 6      |            |            |            |           |            |            | 58    | 0                | 0    | 1    | 0    | 0    | 0      | 2      | 1      |            |            |                                     |           |            | 4          | 6.9%  | 0       | 0       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      |        |        |            |            |            | 0         | 6.9%       |            |       |             |
| 79 越谷市  | 3              | 0    | 14   | 6    | 0    | 5      | 17     | 10     |            |            |            |           |            |            | 55    | 1                | 0    | 4    | 1    | 0    | 1      | 4      | 3      |            |            |                                     |           |            | 14         | 25.5% | 0       | 0       | 4    | 0    | 0    | 2    | 5      | 1      |        |            |            |            | 12        | 47.3%      |            |       |             |
| 80 船橋市  | 4              | 0    | 26   | 8    | 5    | 9      | 34     | 15     |            |            |            |           |            |            | 101   | 1                | 0    | 3    | 1    | 2    | 1      | 2      | 0      |            |            |                                     |           |            | 10         | 9.9%  | 0       | 0       | 0    | 0    | 0    | 0    | 1      | 3      |        |            |            |            | 4         | 13.9%      |            |       |             |
| 81 柏市   | 2              | 1    | 28   | 12   | 3    | 11     | 28     | 36     |            |            |            |           |            |            | 121   | 0                | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      | 0      | 0      |            |            |                                     |           |            | 0          | 0.0%  | 0       | 0       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      |        |        |            |            |            | 0         | 0.0%       |            |       |             |
| 82 八王子市 | 10             | 0    | 44   | 17   | 3    | 11     | 63     | 58     |            |            |            |           |            |            | 206   | 3                | 0    | 26   | 5    | 1    | 2      | 24     | 19     |            |            |                                     |           |            | 80         | 38.8% | 1       | 0       | 6    | 2    | 1    | 2    | 12     | 11     |        |            |            |            | 35        | 55.8%      |            |       |             |
| 83 横須賀市 | 8              | 1    | 30   | 11   | 5    | 5      | 17     | 37     | 1          | 1          | 2          | 6         | 0          | 29         | 153   | 4                | 0    | 12   | 4    | 2    | 2      | 6      | 7      | 0          | 0          | 0                                   | 2         | 0          | 9          | 48    | 31.4%   | 0       | 0    | 5    | 0    | 1    | 1      | 3      | 3      | 0          | 0          | 0          | 3         | 0          | 6          | 22    | 45.8%       |
| 84 富山市  | 11             | 2    | 35   | 24   | 3    | 17     | 65     | 25     |            |            |            |           |            |            | 182   | 7                | 1    | 13   | 9    | 0    | 1      | 5      | 3      |            |            |                                     |           |            | 39         | 21.4% | 1       | 0       | 0    | 0    | 0    | 3    | 2      | 3      |        |            |            |            | 9         | 26.4%      |            |       |             |
| 85 金沢市  | 8              | 3    | 31   | 22   | 8    | 21     | 55     | 76     | 2          | 4          | 3          | 22        | 1          | 35         | 291   | 0                | 1    | 3    | 3    | 0    | 0      | 8      | 14     | 0          | 0          | 0                                   | 1         | 0          | 4          | 34    | 11.7%   | 1       | 0    | 1    | 0    | 0    | 3      | 9      | 4      | 1          | 0          | 0          | 0         | 0          | 1          | 20    | 18.6%       |
| 86 長野市  | 6              | 1    | 24   | 21   | 6    | 19     | 48     | 17     |            |            |            |           |            |            | 142   | 1                | 0    | 9    | 6    | 3    | 3      | 13     | 3      |            |            |                                     |           |            | 38         | 26.8% | 0       | 0       | 0    | 0    | 0    | 0    | 0      | 0      |        |            |            |            | 0         | 26.8%      |            |       |             |
| 87 岐阜市  | 5              | 1    | 17   | 16   | 3    | 12     | 61     | 16     |            |            |            |           |            |            | 131   | 0                | 1    | 1    | 3    | 0    | 2      | 11     | 3      |            |            |                                     |           |            | 21         | 16.0% | 2       | 0       | 0    | 3    | 0    | 2    | 8      | 1</    |        |            |            |            |           |            |            |       |             |

子子発 0617 第 1 号  
社援保発 0617 第 1 号  
障障発 0617 第 1 号  
老推発 0617 第 1 号  
老高発 0617 第 2 号  
老振発 0617 第 1 号  
老老発 0617 第 1 号  
国水環第 26 号  
令和元年 6 月 17 日

都道府県  
各指定都市 民生主管部（局）長 殿  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長  
厚生労働省社会・援護局保護課長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長  
厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長  
厚生労働省老健局高齢者支援課長  
厚生労働省老健局振興課長  
厚生労働省老健局老人保健課長  
( 公 印 省 略 )

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長



(印影印刷)

社会福祉施設等における津波の避難に関する計画の作成及び  
避難訓練の実施の促進について（周知及び指導・助言依頼）

日頃より社会福祉施設等の非常災害対策にご尽力いただきありがとうございます。  
津波対策については、本年 5 月の中央防災会議において「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を改定するなど、南海トラフ地震を想定した備えが一層求められています。また、平成 28 年熊本地震や平成 30 年北海道胆振東部地震など、近年震度 7 を観測する地震が各地で発生していることから、全国で地震に伴う津波対策を推進する必要があり

ます。津波は台風等と異なり地震発生後のわずかな時間で来襲する事があり、事前に予測することが困難であることから、児童、障害者、高齢者等の災害時に避難に時間を要する要配慮者が多数利用する社会福祉施設等は、地震に伴う津波災害に備えた十分な避難対策を講じておく必要があります。

各都道府県・指定都市・中核市におかれましては、下記の事項について、管内の市町村並びに社会福祉施設等、関係機関及び関係団体へ広く周知いただくとともに、社会福祉施設等において早期に避難に関する計画を作成し、計画に基づく避難訓練を実施いただくよう、集団指導や実地指導等の機会を通じて適切な指導・助言をお願いします。

指導・助言に当たっては、民生（福祉）主管部局は、危機管理部局や土木部局と連携し、津波による浸水が想定される土地にある施設の情報共有を行い、また、合同で計画及び避難訓練の必要性を施設へ周知する等、計画の作成等が一層促進されるよう対応をお願いします。

## 記

### 1. 非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施について

社会福祉施設等のうち、厚生省令又は厚生労働省令※<sub>1</sub>（厚生労働省所管）で規定されている施設・事業所（訪問系サービスを除く）には、施設等が属する地域・地形によって起こりうる災害に網羅的に対応できる非常災害対策計画の作成及び避難訓練の実施が原則義務づけられています。

津波による浸水が想定される土地に立地している社会福祉施設等においては、地震や水害・土砂災害発生時のみならず、津波の発生時においても、円滑かつ迅速な避難が必要であることから、津波発生時の避難対応も含めた非常災害対策計画を作成しておく必要があります。

津波による浸水が想定される土地については、各都道府県が津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。以下「津波防災地域づくり法」という。）第8条に基づき「津波浸水想定」を公表※<sub>2</sub>していますので、参考にした上で、津波による浸水が想定されている区域内にある社会福祉施設等であるにもかかわらず、非常災害対策計画が津波を想定したものになっていない場合には、津波注意報・警報等が発表された場合の対応を追記する等、内容の見直しをお願いします。

#### ※1 例：指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの場合）

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成11年3月31日厚生省令第39号）

（非常災害対策）

第二十六条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

※2 津波浸水想定の公表状況については以下のURLでご確認いただけます。

<http://www.mlit.go.jp/common/001267694.pdf>

津波浸水想定が設定されていない都道府県においては、都道府県（又は市町村）が公表する津波浸水実績図等から津波による浸水リスクをご確認いただけます。

## 2. 避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について

社会福祉施設等のうち、津波防災地域づくり法（国土交通省所管）第54条第4項に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の避難促進施設※3には、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務づけられています。

避難促進施設において、避難確保計画の作成方法がわからない場合には、国土交通省のHPで作成の手引き※4を公表していますので、参考にした上で、当該計画の作成をお願いします。

### ※3 避難促進施設（津波防災地域づくり法第71条）

次のいずれかにあたるもの。

二 社会福祉施設、学校、医療施設、その他主として防災上配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるものとして政令で定めるもの

### ※4 ① 要配慮者利用施設（医療施設を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_tsunami201701.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami201701.pdf)

### ② 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）」（平成29年1月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室）

[http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho\\_tebiki\\_tsunami\\_iryou201701.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/pdf/hinankakuho_tebiki_tsunami_iryou201701.pdf)

## 3. その他

- ・ 社会福祉施設等が、非常災害対策計画及び避難確保計画を作成するに当たっては、予め近隣の避難場所を把握しておく必要があります。市町村が定める避難場所の所在地等は市町村の地域防災計画や津波避難計画において確認することができます。

- ・避難確保計画は非常災害対策計画に必要事項を追記する形で作成することが可能ですが、市町村への提出が必要と定められていますので、その提出につき遺漏のないようお願ひします。各計画において必要とされている記載項目については、別紙比較表をご確認ください。
- ・厚生省令又は厚生労働省令に基づく避難訓練と津波防災地域づくり法に基づく避難訓練は、別々に実施する必要はありません。避難訓練後に計画の検証や見直しをすることで実効性の高い計画にすることが重要です。

**【問い合わせ先】**

○厚生労働省

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

調整係長 松浦 (内線 4964)

調整係 工藤 (内線 4960)

T E L : 03-5253-1111 (代表) F A X : 03-3595-2749

厚生労働省社会・援護局保護課

予算係長 近藤 (内線 2824)

予算係 西 (内線 2824)

T E L : 03-5253-1111 (代表) F A X : 03-3592-5934

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福祉財政係長 塚田 (内線 3035)

福祉財政係 元木 (内線 3035)

T E L : 03-5253-1111 (代表) F A X : 03-3591-8914

厚生労働省老健局高齢者支援課

施設係長 中村 (内線 3928)

施設係 黒木 (内線 3927)

T E L : 03-5253-1111 (代表) F A X : 03-3503-3670

○国土交通省

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水企画室

課長補佐 相澤 (内線 35439)

津波水防係長 西 (内線 35457)

T E L : 03-5253-8111 (代表) F A X : 03-5253-1603

## 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

| 計画        | 非常災害対策計画  | 避難確保計画   |
|-----------|---|--|
| 根拠<br>法令等 | <p>○ 厚生省令又は厚生労働省令</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険施設等</li> <li>・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第39号）等</li> <li>・障害者支援施設等</li> <li>・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）等</li> <li>・救護施設等</li> <li>・救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第18号）等</li> <li>・児童福祉施設等</li> <li>・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等（昭和23年12月29日厚生省令第63号）等</li> </ul> | <p>水防法（昭和24年法律第193号）</p> <p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）</p> |

## 非常災害対策計画と避難確保計画の比較

- ※ 1 具体的な施設種別は、「介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日老総発 0131 第 1 号、老高発 0131 第 1 号、老振発 0131 第 1 号、老振発 0131 第 1 号、老老発 0131 第 1 号）、「障害者支援施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 2 月 1 日障障発 0201 第 1 号）、「救護施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 1 月 31 日社援保発 0131 第 2 号）、「児童福祉施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施の点検及び指導・助言について」（平成 29 年 2 月 20 日雇児総発 0220 第 2 号）により実施した点検の対象施設・サービス種別に記載のもの。

- ※ 2 児童福祉施設については原則努力規定。

- ※ 3 下線部分は避難確保計画にのみ記載が求められるものであるため、以下の手引きを参考に非常災害対策計画に下線項目を加えることで、避難確保計画を作成したと見なすことが可能。

### 【参考にする手引き】

- 洪水・内水・高潮 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（洪水・内水・高潮編）  
（平成 29 年 6 月 國土交通省水管理・國土保全局河川環境課水防企画室）
- 土砂災害 : 要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に係る避難確保計画作成の手引き（土砂編）  
（平成 29 年 6 月 國土交通省水管理・國土保全局砂防部砂防計画課）
- 津波 : 要配慮者利用施設（医療施設等を除く）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）  
（平成 29 年 1 月 國土交通省水管理・國土保全局河川環境課水防企画室）
- 医療施設等（病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等）に係る避難確保計画作成の手引き（津波編）  
（平成 29 年 1 月 國土保全局河川環境課水防企画室）

## 社会福祉施設等における津波浸水リスクへの対応

| 施設の分類                                 | 津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定                              | 施設において必要な対応  |
|---------------------------------------|---|--|
| 所在地に津波による浸水のリスクがない施設                  | 津波に対する避難計画の作成等に関する法令規定はない。                          | 特にこなし  |
| 所在地に津波による浸水のリスクがある(※1)施設              | 厚生省令又は厚生労働省令(※2)に基づき、非常災害対策計画の作成及び訓練の実施が原則義務化されている。 | ・非常災害対策計画に、津波発生時の対応を追加<br>・津波の発生を想定した訓練を実施               |
| 所在地が津波災害警戒区域に指定されており、地域防災計画に定められている施設 | 津波防災地域づくり法に基づき、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されている。           | ・津波の発生を想定した避難確保計画を作成し、市町村に提出<br>・津波の発生を想定した訓練を実施し、市町村に報告 |

(※1) 津波による浸水のリスクは、津波浸水想定その他都道府県(又は市町村)が公表する津波リスクに関する資料から把握できる。

(※2) 例えば、「指定介護老人ホーム」の場合、「指定介護老人ホームの場合は、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第39号)」

事務連絡  
平成30年10月19日

都道府県  
各 指定都市 民生主管部（局） 御中  
中核市

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課  
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課  
厚生労働省老健局総務課

#### 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

日頃より、社会福祉施設等における被災状況の報告や各種調査にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の平成30年7月豪雨、平成30年台風21・24号、平成30年北海道胆振東部地震等の災害においては、大規模な停電や断水、食料不足等が発生し、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化しました。

社会福祉施設等においては、高齢者、障害児者等の日常生活上の支援が必要な者が多数利用していることから、ライフライン等が長期間寸断され、サービス提供の維持が困難となった場合、利用者の生命・身体に著しい影響を及ぼすおそれがあります。このため、平時の段階から、災害時においてもサービス提供が維持できるよう、社会福祉施設等の事業継続に必要な対策を講じることが重要です。

各都道府県、市区町村におかれましては、これまでにも非常災害計画の策定や避難訓練の実施等、社会福祉施設等の災害対策に万全を期するよう指導を行っていただいているところですが、今般の被害状況を踏まえ、別添1の社会福祉施設等について、今一度点検すべき事項（例）を別添2のとおり取りまとめましたので、貴管内の社会福祉施設等において、ライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、速やかに飲料水、食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など必要な対策を行うようご助言をお願いいたします。

点検対象施設

1. 高齢者関係施設

- (1) 老人短期入所施設
- (2) 養護老人ホーム
- (3) 特別養護老人ホーム
- (4) 軽費老人ホーム
- (5) 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
- (6) 生活支援ハウス
- (7) 介護老人保健施設
- (8) 介護医療院
- (9) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (10) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 有料老人ホーム
- (12) サービス付高齢者向け住宅

2. 障害児者関係施設

- (1) 障害者支援施設
- (2) 福祉型障害児入所施設
- (3) 医療型障害児入所施設
- (4) 共同生活援助事業所（グループホーム）
- (5) 短期入所事業所
- (6) 療養介護事業所
- (7) 宿泊型自立訓練事業所

3. 児童関係施設

- (1) 助産施設
- (2) 乳児院
- (3) 母子生活支援施設
- (4) 児童養護施設
- (5) 児童心理治療施設
- (6) 児童自立支援施設
- (7) 児童自立生活援助事業所
- (8) 小規模住居型児童養育事業所
- (9) 婦人保護施設
- (10) 婦人相談所一時保護施設
- (11) 児童相談所一時保護施設
- (12) 保育所・認定こども園

- (13) 小規模保育事業所
- (14) 事業所内保育事業所（ただし、児童福祉法第34条の15第2項に基づき認可を受けたものに限る）
- (15) 放課後児童健全育成事業実施施設（児童福祉法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を実施するための施設）

#### 4. その他施設

- (1) 救護施設
- (2) 更生施設
- (3) 宿所提供的施設

## 社会福祉施設等における点検項目（例）

### 1. 停電に備えた点検

#### ＜非常用自家発電機関係＞

##### ① 非常用自家発電機が有る場合

- ・燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など）を講じているか。
- ・定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

##### ② 非常用自家発電機が無い場合

- ・医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

#### ＜電灯（照明）関係＞

- ・照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

#### ＜防寒関係＞

- ・石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

#### ＜介護機器・器具関係＞

- ・医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

### 2. 断水に備えた点検

#### ＜生活用水関係＞

- ・近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
- ・災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
- ・衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。  
(注) 節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。

(注) 入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

#### <飲料水関係>

- ・飲料水の備蓄をしているか。

(注) 災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

#### <汚水・下水関係>

- ・携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

### **3. ガスが止まった場合に備えた点検**

- ・カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。

(注) 比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。

- ・プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）をしているか。

- ・調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

### **4. 通信が止まった場合に備えた点検**

- ・通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。

- ・複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

(注) 緊急時に想定している通信手段の使用方法等を予め確認しておくこと。

### **5. 物資の備蓄状況の点検**

- ・食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。

- ・食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

(注) 消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

(注) 利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

(注) 備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

## 6. その他留意事項

- ・点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立って行うこと。
- ・上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付け社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

7 福祉障施第 500 号  
令和 7 年 5 月 14 日

障害者支援施設 管理者 殿  
生活介護事業所 管理者 殿

東京都福祉局障害者施策推進部  
施設サービス支援課長 濱口 定市  
(公印省略)

施設入所者等から支払を受けることができる利用料等について（通知）

日頃より、都の障害者施策の推進に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件については、平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知によって示されており、指定障害者支援施設及び指定生活介護事業所におけるおむつ代の取扱いについては、令和 6 年 5 月 17 日付 6 福祉障施第 595 号「障害者支援施設及び生活介護事業所における利用者のおむつ代の取扱いについて」により、お知らせしたところです。

しかしながら、おむつ代以外のその他の日常生活費に係る「利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等」について、解釈に疑義が生じる場面が増えており、適正な費用徴収が行われていないケースも見受けられます。そのため、本通知「別紙 1」のとおり、改めて解釈をお示しすることとしたしましたので、今後、法令等及び本通知によりお示しする考え方を御了知の上、利用者負担額等の取扱いについて遺漏のないようお願いします。

また、運営規程、利用者との契約内容（契約書及び重要事項説明書）及び掲示等に変更を要する場合は、利用者等及び家族等に対して十分な説明を行い、適切に対応するようお願いいたします。

東京都福祉局障害者施策推進部  
施設サービス支援課障害者支援施設担当  
1 ダイアルイン：03（5320）4156

## 支払を受けることができる利用料負担額等の考え方について

### 1 利用料等受領の根拠規定

以下の根拠によるものが利用者から支払を受けることができる費用であり、それ以外のあいまいな名目の費用の支払を求めることはできない。

#### (1) 共通

- ア 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号）
- イ 障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成 18 年 12 月 6 日付障発第 1206002 号 厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部長通知）

#### (2) 指定障害者支援施設等

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 18 条及び 19 条
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号）第三の 3 (12) 及び(13)
- ウ 厚生労働大臣が定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 541 号）

#### (3) 指定生活介護

- ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 171 号）第 82 条
- イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業所等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号）第五の 3 (1)

【図】 利用料等の区分

| 直接徴収不可<br>(給付費負担上限の範囲で自己負担) | 実費相当を徴収可能            |  |      |  |
|-----------------------------|----------------------|--|------|--|
| サービス等の費用                    |                      |  |      |  |
| 報酬の対象                       |                      |  |      |  |
| 介護給付費                       | 食事の提供に要する費用          | サービス費用毎(※認めら)                          | 日用品費 | その他の日常生活費                                    |
| おむつ関係費、サービスの提供に必要な備品、介護用品等  | 食材料費及び調理に係る費用(食費)(※) | 光熱水費(※)、特別な居室の提供に係る費用、被服費、創作的活動にかかる材料費 | 日用品費 | 利用者の希望により事業者が提供する、サービスの一環として日常生活に必要なもの・教養娯楽等 |

※食費等基準費用額（食費・光熱水費）は55,500円を上限とする。

※施設入所支援・・光熱水費、特別な居室の提供に係る費用、被服費  
生活介護・・創作的活動にかかる材料費

## 2 介護給付費

介護給付費において評価されているものについては、利用者の状態に応じて個別に必要となるものを含め、別途利用者等に負担を求めるることはできない。指定障害者支援施設及び指定生活介護において、介護給付費で評価されている具体例について、以下のとおり例示する。

なお、各項目の囲み内は、介護給付費に含まれるものの一例であり、すべてを網羅したものではない。

また、例示したものであっても、利用者に対して一律に提供しているものではなく、利用者の自由な選択（利用者の希望）に基づき、事業所がサービスの提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費については、「他の日常生活費」にあたり、その受領について、利用者に事前に十分な説明を行い、同意を得たうえで、実費相当額の範囲内であれば支払を求める能够性を留意されたい。

- (1) 介護（入浴、清拭、排泄、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話）に係る経費
- おむつ代（リハビリパンツ、失禁パンツ等を含む）、防水シーツ、おしりふき、パッド、おむつかバー及びこれらに係る洗濯代・廃棄代等に係る費用
  - サービスの提供に必要な備品、介護用品
  - 入浴・清拭用のタオル類
  - 共用の石鹼、シャンプー
  - おしごり
- (2) 入所者等又は家族に対する相談、援助、連絡に係る経費
- 通信費
- (3) レクリエーション、行事に係る経費
- サービス提供の一環として実施する行事（誕生会・節句等。ユニットごとの行事、フロアごとの行事を含む。）に係る経費（ボランティアに係る諸経費、講師謝礼等を含む。）
  - 外出行事等の職員に係る経費等（旅費・入場料等）
- (4) 訓練に係る経費
- (5) 実習、求職活動及び職場への定着のための支援に係る経費
- (6) 健康管理に係る経費
- 健康診断に係る費用（施設入所者に限る）
- (7) 個別支援計画の作成に係る経費
- (8) 施設及び設備の維持管理に係る経費
- 指定されている設備の利用及び維持管理に係る経費
  - 施設環境の維持に係る経費
- (9) 施設の人員及び運営に係る経費
- (10) 入所に際しての入所者等の心身の状況、病歴等の把握に係る経費
- (11) 入所者等に対して施設として必要な措置を行うことに係る経費

### 3 その他の日常生活費について

#### (1) 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、利用者の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの（利用者の贅沢品や嗜好品の購入等）については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

#### (2) 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、利用者から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- ア 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、介護給付費又は訓練等給付費(以下「介護給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- イ 介護給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- ウ 「その他の日常生活費」の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- エ 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- オ 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要な事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

(3) 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- ア 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- イ 利用者の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

(4) 留意事項

- ア (3)のアに掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者の希望を確認した上で提供されるものをいう。
- したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。
- イ (3)のイに掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

(5) 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

- 預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を利用者から徴収する場合には、
- ①責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること
- ②適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われること
- ③利用者との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、利用者から出納管理に係る費用を徴収する場合にあっては、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額に対し、月当たり一定割合とするような取扱いは認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべき費用としては、利用者個人の希望による嗜好品、贅沢品の購入に係る費用、障害者支援施設における入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

#### (6) 利用者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害福祉サービス等の提供に要する費用として介護給付費等に含まれるものについては、利用者から徴収することはできない。介護給付費等の対象に含まれない費用については、利用者から金銭を徴収することが可能とされている。

また、利用者から金銭を徴収することができるのは、当該金銭の使途が直接当該利用者の便益を向上させるものであって当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者の同意を得なければならぬものである。

### 4 サービス提供とは関係のない費用

利用者又は家族の希望により提供される便宜であっても、3に示したもの以外は、サービス提供の一環として提供される便宜とは言えないため、その他の日常生活費ではなく、サービス提供とは関係のない費用として徴収することとなる。個人の趣味嗜好に関する費用及び被服等は基本的に利用者負担であり、利用者の希望により便宜的に施設が提供した場合は、実費相当の範囲内でその費用を徴収できる。

#### 【サービス提供とは関係のない費用として徴収可能な費用の例】

- 利用者の希望により外部のクリーニング店に取り次いだ場合のクリーニング代
- 利用者個人の嗜好に基づくぜいたく品の購入代金
- 利用者個別の希望による個人用の新聞、雑誌等の購入代金
- 参加希望者を募って行う非定例的な旅行等に係る経費（職員の食事代、人件費を除く。）
- 施設のクラブ活動以外の、個人の趣味的活動に対し提供する便宜に係る費用

# 令和6年度報酬改定に関するQ&A Vol 5

## (施設入所支援、生活介護、自立訓練)

(令和7年10月14日時点)

### 1 届出有無の考え方

#### 問1

食事提供体制加算等、令和6年度の報酬改定において、算定要件が変わった加算の届出有無を教えてほしい。

(答)

届出が必要な加算と届出が不要の加算があります。以下に届出不要の加算の例をお示しするとともに、問2以下において各加算の変更届提出の必要性について説明いたしますのでご参照ください。

なお、届出が不要となる加算については、算定要件を再度確認し、引き続き同様の加算を取得する場合は届出不要です。万が一、要件を満たせなくなる事業所におかれましては「加算 有→無」の届出が必要になりますのでご留意ください。

#### 【届出不要加算の具体例】

食事提供体制加算、リハビリテーション加算、福祉専門職員等配置加算等。

※処遇改善加算に係るお問い合わせは東京都福祉局障害者施策推進部地域生活支援課処遇改善加算担当（障害福祉）までご確認ください。（03-5320-4230）

#### 問2

常勤看護職員等配置加算（生活介護）について、要件に応じ「I型」～「III型」で単位数を算定する方式から、常勤換算方法で算出した看護職員の数を所定単位数に乗じて算定する方式へと令和6年度以降変更となったが、届出は必要か。

(答)

引き続き当該加算を算定する場合や新たに加算を算定する場合は、変更届出書の提出が必要となります。

#### 問3

生活介護、施設入所支援の基本報酬に係る定員区分について、令和6年度から10名ごとに設定されたが、変更届の提出は必要か。

(答)

変更届の提出は不要です。現状届出されている定員数に基づき定員区分を自動的に変更させていただきますので、請求時にお間違いないよう留意ください。また、万が一届け出ている定員数に変更がある場合は、加算に係る変更届の提出期限までに定員変更の届出を提出してください。

問 4

人員配置体制加算（生活介護）について、新たに「I型」が新設されたことにより、これまでの「I型」は「II型」に、「II型」は「III型」に、「III型」は「IV型」に…と一つずつ型が変わったが、届出は必要か。

(答)

システム上、自動で「I型→II型」に、「II型→III型」に、「III型→IV型」に切り替わります。ただし、新設の「I型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問 5

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（全サービス）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

(答)

令和5年度までの加算要件が報酬改定後の「II型」の要件と一致することから、現在加算を算定している事業所は、システム上自動的に「II型」に切り替わるため、「II型」の請求を行う場合は届出不要です。ただし、新設の「I型」を算定する場合や新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問 6

重度障害者支援加算（生活介護、施設入所支援）について、届出有無の考え方を教えてほしい。

(答)

現行の当該加算「II型」を算定している事業所は、システム上自動的に「II・III型」に切り替わりますので届出は不要です。また、すでに「I型」を算定しており、今後も「I型」を算定する場合も届出は不要です。新たに加算を算定する場合や加算をとらなくなる場合のみ届出書の提出が必要になりますので留意ください。

問 7

通院支援加算（施設入所支援）について、届出有無を教えてほしい。

(答)

厚生労働省報酬告示において都道府県への届出加算である旨が明記されました。新たに加算を算定する場合のみ届出書の提出が必要です。

問8 喀痰吸引等実施加算について、新規加算として申請したいが、「基本報酬・加算等にかかる添付書類一覧」「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」には、記載箇所が見当たらない。加算の届出は不要か。

(答)

東京都への届出不要の加算となりますので、加算の申請をする場合は国保連を通じて区市町村に請求していただくよう、お願いします。

なお、登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者に関する届出が必要であることに留意してください。

【ご参考】

担当：公益財団法人東京都福祉保健財団 人材養成部 福祉人材養成室（たん吸引担当）

H P：<https://www.fukushizaidan.jp/107tankyu/touroku/>

( 福祉専門職員配置等加算 )

問9

生活介護において福祉専門職員配置等加算の「I型」または「II型」と、「III型」の併給が可能となったが、既に「I型（II型）」を算定しており、新たに「III型」も算定したい場合、届出は必要か。また、本加算に関して要件の計算方法に変更はあるか。

(答)

変更届の提出が必要です。なお、計算方法に変更はありません。

## 2 報酬以外に関する事項

( 共通の届出様式 )

問10

第2号様式「変更届出書」及び様式第5号「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」に「印」がなくなったが、捺印は不要ということか。

(答)

お見込のとおりです。

( 生活介護計画 )

問11

生活介護計画とは個別支援計画とは異なるものか。

(答)

同義です。

( 生活介護の運営基準 )

問 1 2

基本報酬区分の見直しで、利用定員ごとの基本報酬を 10 人ごとに設定するとあるが、現在、20 名定員の事業所を 10 名定員にする事は可能か。

(答)

最低の利用定員に関する基準に変更はなく、原則として生活介護事業所の定員は「20 名以上」と定められているため、主として重症心身障害児者を対象とした事業所以外は不可となります。

( 生活介護の運営基準 )

問 1 3 - 1

従業員の配置数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出について、「サービス提供時間が 5 時間以上 7 時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1 人ではなく 0.75 人として計算」と書かれているが、利用時間により平均利用者数を減じるこの計算方法は、定員超過減算や面積基準等の管理においても同様か。また、平均利用者数が上記の利用時間により減じられるため、定員を引き下げるとは可能か。(例えば、従来の方法で計算した平均利用者数は約 21 名、定員が 25 名、新しい計算法で計算した平均利用者数は約 16 人となる場合、運営状況を維持したまま定員を現状の 25 名から 20 名へと引き下げるということが可能か)

問 1 3 - 2

従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する(5 時間以上 7 時間未満の利用者は、1 日 0.75 人として計算し、5 時間未満の利用者は 1 日 0.5 人と計算する。例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)ということだが、定員数の算出についても同様の扱いになるか。

(答)

問 1 3 - 1 について

利用時間により平均利用者数を減じる考え方については、定員超過については同様であるため、設問の事例の場合、定員区分を引き下げる事も可能となります。ただし、訓練作業室の面積基準は実定員数によって算出します。

問 1 3 - 2 について

あくまでも平均利用者数を算出するための計算方法です。定員数につきましては、従前通りの考え方になります。

(2025 年 10 月 14 日訂正)

問 1 3 - 1 について

定員超過減算や面積基準等の管理に関しては従前どおりの取扱いとなります。具体的には、定員超過減算は利用した実人数により、面積基準は実定員数により計算します。よって、事例の場合は定員超過の状態となるため、定員数を引き下げる事はできません。

問 1 3 - 2 について

前述のとおり、定員数は「利用した実人数」により考えます。

## 2 報酬に関する事項

( 生活介護の基本報酬 )

問 1 4

生活介護の基本報酬は、利用者ごとに所要時間（標準的なサービス提供時間）に応じて決定されるようだが、障害者支援施設で提供される生活介護（常時介護が必要なため利用時間＝営業時間となる）の場合はどう考えればいいか。8時間以上利用の場合の延長支援加算は取れないとのことだが、例えば生活介護の営業時間を10：00～17：00とし、7時間以上8時間未満までは一律に算定して差し支えないという解釈でいいのか。

(答)

各利用者の個別支援計画に標準的なサービス提供時間として位置づけられている時間により、一律に算定可能となります。

( 生活介護の基本報酬 )

問 1 5

所要時間における留意点として「…当該利用者の居住する地域にない場合等であって」という記載があるが、この「等」とは、どのような意味か。

(答)

「利用者の居住する地域にない場合等」が、具体的にどのような場合を指すのか、現在国に確認中です。

(5月8日追記)

「等」について、具体的な想定はしておらず、送迎に要する時間が往復3時間以上となる場合は、たとえ事業所居住地と事業所所在地が同じ区市町村内であっても標準的な時間に1時間を加えることが可能です。

( 生活介護の基本報酬 )

問 1 6

ご家族の送迎による自主通所の利用者で、ご家族のお迎えがこちらの設定している標準的な時間よりも遅くなる場合、実際に帰られる時間までをサービス提供時間として算定することは可能か。また、逆に朝早く来られる利用者の方について、実際に通所された時間をサービス提供時間として算定することは可能か。

(答)

算定可能です。実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話をを行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して差し支えありません。

( 生活介護の基本報酬 )

問 1 7

生活介護計画における標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、どのように記載するのか。

(答)

標準的なサービス提供時間については、送迎や障害特性等による配慮事項に該当する者の場合、例えば、以下のように、合計のサービス提供時間とその内訳がわかるように記載してください。

(イメージ)

- ・サービス提供時間 4 時間
- ・送迎に係る配慮 1 時間
- ・障害特性に係る配慮 30 分
- ・送迎時の移乗等 30 分

---

合計のサービス提供時間 6 時間

なお、「送迎に係る配慮」に関し、報酬改定説明会動画では「片道 1 時間を超えた時間を加える」と伝えましたが、取扱が以下のとおり変更されました。

(変更後)

「利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合等であって、送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、1 時間を生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。」

( 生活介護の基本報酬 )

問 1 8

所要時間に基づいた報酬となるが、日によっての所要時間が変わることの利用者は、その日により単位数が異なるという解釈で良いか。また、送迎時間が往復 3 時間を超える場合や介助にかかる時間を所要時間として計算可能ということであったが、曜日ごとに利用者の人数やルートが異なる場合にはその曜日ごとに利用時間、単位数が変わる可能性があるということで良いか。

(答)

単位数の算定は所要時間（個別支援計画の標準的なサービス提供時間）によるため、日毎に異なる所要時間が個別支援計画に記載されている場合は日毎に単位数が異なることになります。

( 生活介護の基本報酬 )

問 1 9

障害特性等に起因するやむを得ない理由により、利用時間が短時間（サービス提供時間が 6 時間未満）にならざるを得ない利用者については、日々のサービス利用前の受け入れのための準備やサービ

ス利用後における翌日の受け入れのための申し送り事項の整理、主治医への伝達事項の整理などに長時間を要すると見込まれることから、これらに実際に要した時間を、1日2時間以内を限度として生活介護計画に位置付ける標準的な時間として加えることができる。この場合、他のサービスと重なる利用者も想定されるがエラーにならないのか。

例)標準的なサービス提供時間は10-16時、障害特性のため10-15時(障害が重いため事前準備や他機関への申し送りあり)ヘルパー15時より開始する場合。

(答)

他サービスとの重複については国に確認中です。

(5月8日追記)

「やむを得ない理由」による2時間以内の時間追加は、あくまで「配慮時間」なので問題となりません。実績記録表に開始時間と終了時間を記載する欄があり、開始時間に通所時間を、終了時間に事業所退所時間を記載することとなります(以下、「事業所受入時間」)、事業所受入時間外であれば報酬の2重取りにはなりません。

( 生活介護の基本報酬 )

問20

「当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、その日の所要時間が、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して差し支えないこと。」とあるが、定期通院をされる方、リハビリを受けるために、遅刻、早退をされる方についてはどうになるか。

(答)

留意事項通知の記載は「当日のやむを得ない事情」であることから、定期的で予測のつくもの(上記でいう定期通院など)については、所要時間から除外すべきであると考えますが、現在国に確認中です。

(5月8日追記)

定期通院やリハビリによって所要時間が標準的な時間を下回る場合であっても、個別支援計画に定める標準的な時間で請求して構いません。例えば、標準的な時間が1日6時間で、週2回定期通院のために所要時間が3時間となる場合でも6時間で請求して問題ありません。ただし、運営規程で土日の開所日が平日の開所時間よりも短い場合や利用者家族の都合で毎週金曜日は早く迎えに来て午前のみの利用になることが個別支援計画の期間中決まっている場合などは、個別支援計画の標準的な時間に反映させる必要があります。

( 生活介護の基本報酬 )

問21-1

前年度平均利用者数の算出について、当事業所では「所要時間5時間以上6時間未満」の生活介護事業に36名、「所要時間7時間以上8時間未満」の生活介護事業に30名在籍しています。この場合

の具体的な計算方法如何。

問 2 1 - 2

『利用者が必要とするサービスを提供する事業所が当該利用者の居住する地域にない場合、送迎が片道 1 時間を超えた場合、超えた部分を標準的な時間として加える』のは、23 区内でも適用されるのか。

(答)

問 2 1 - 1 について

ご質問のケースですと、「所要時間 5 時間以上 6 時間未満」の 36 名の平均利用者数に  $3/4$  をかけた数値（27 名）と、「所要時間 7 時間以上 8 時間未満」の 30 名の平均利用者数の合計の利用者延べ数を開所日数で除して得た数となります。

問 2 1 - 2 について

送迎に要する時間が往復 3 時間以上となる場合は、23 区内も適用されます。

( 人員配置体制加算 )

問 2 2

「従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する」(利用時間が短い場合、利用者数が少なく算出される) とされているが、令和 6 年度の人員配置体制加算算定のために令和 5 年度の平均利用者数を算出する際も同様の考え方が適用されるのか。

(答)

お見込のとおりです。

( 人員配置体制加算 )

問 2 3

前年度の平均ご利用者数の計算方法が変更となり、サービス提供時間が 5 時間以上 7 時間未満の利用者は 0.75 人、5 時間未満の利用者は、0.5 人と計算すると記載があるが、人員配置体制加算の従業者の員数の計算の考え方にも適用されるのか。

(答)

お見込のとおりです。

( 人員配置体制加算 )

問 2 4

人員配置体制加算について、1.5:1～2.5:1 などの前年度利用者数に対する配置人数の基準は示されているが、これまであった平均障害支援区分などの要件が何ら示されていない。配置人数のみ満たしていれば算定できるということか。

(答)

改定後の人員配置体制加算Ⅰ型及びⅡ型の算定要件は、障害支援区分5若しくは6に該当する者又はこれに準ずるもののが利用者の100分の60以上、Ⅲ型は100分の50以上となります。なお、Ⅳ型は区分要件がありません。

( 常勤看護職員等配置加算 )

問25

常勤看護職員等配置加算について、「常勤換算方法で1以上の配置」ということは、常勤専従1名  
 $(1.0) + \text{週3日の非常勤} (0.6) = 1.6$  の場合の単位数の計算方法如何。

(答)

所定単位数に常勤換算方法で算出した看護職員の数を乗じて得た単位数を加算することとします。  
なお、常勤換算員数の小数点以下は切り捨てるものとします。

よって、本ケースで言うと「所定単位数×1.0」となります。

( 重度障害者支援加算(II) 及び(III) )

問26

重度障害者支援加算の中核的人材養成研修修了者について、中核的人材養成研修の実施予定について確認したい。

(答)

中核的人材養成研修については、告示上、「強度行動障害を有する障害者等の特性の理解に基づき、  
障害福祉サービス事業を行う事業所又は障害者支援施設における環境調整、コミュニケーションの支  
援並びに当該障害者等への支援に従事する者に対する適切な助言及び指導を行うための知識及び技術  
を習得することを目的として行われる研修であって、別表に定める内容以上のもの」としており、研  
修の質を確保する観点から令和9年3月31日までの間は、のぞみの園が設置する施設が行う研修その他これに準ずるものとして厚生労働大臣が認める研修に限られています。令和9年4月以降の研修の  
実施方法等については、現在の研修の実施状況等を踏まえ引き続き検討し、令和8年度末までに改め  
て示される予定です。(厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VO  
L.2(令和6年4月5日)」問11参照)

( 重度障害者支援加算(II) 及び(III) )

問27

加算の算定を開始した日から起算して180日以内の期間に算定される初期加算の取扱いにつ  
いて、令和6年4月以前に加算の算定をしていた利用者については、どのように取り扱うのか。

(答)

令和6年4月以前に、加算の算定を開始した日から起算して180日を経過していない場合は、(180  
日-加算の算定を開始した日から令和6年3月31日までの日数)の期間について、改定後の重度障  
害者支援加算(II)及び(III)における初期加算を算定することとなります。

また、当該初期加算については、強度行動障害を有する者が、サービス利用の初期段階において、環境の変化等に適応するため特に手厚い支援を要することを評価したものであり、例えば、令和6年4月以前に改定前の重度障害者支援加算（II）（区分4以上かつ行動関連項目10点以上）を算定して180日を経過していた区分6の者が、令和6年4月以降に改定後の重度障害者支援加算（II）（区分6以上かつ行動関連項目10点以上）を算定する場合は、初期加算の算定はできません。（厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和6年4月5日）」問3参照）

（ 入浴支援加算 ）

問28

入浴支援加算（生活介護）の加算対象者は、具体的にどのような利用者であるのか。

（答）

医療的ケアを必要とする者、重症心身障害者が対象となります。

（ 食事提供体制加算 ）

問29

食事提供体制加算の要件として、新しく利用者ごとの摂取量の記録とあるが、どの程度詳細に記録しておけばよいのか。また、摂取量記録の書式などがあるのであれば参考にしたい。

（答）

特に書式の定めはないため、摂食量の記録は、例えば、「完食」、「全体の1／2」、「全体の○割」などといったように記載し、提供した日については必ず記録するようにしてください。

（ 個別計画訓練支援加算 ）

問30

自立訓練（生活訓練）の個別計画訓練支援加算について、区分が1つの区分からIとIIに改定されたが、様式は加算IとIIで共通の様式か。

（答）

お見込みのとおり共通の様式となります。また、報酬改定前から個別計画訓練支援加算の届出を提出している事業所においては届出不要です。なお、加算Iは加算IIの要件に加え、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における支援プログラムの内容を公表するとともに、利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している利用者について算定することが可能です。

なお、公表の方法等については現在国に確認中です。I型を算定する場合は、HP等何らかの形で公表を行ったうえで届出をしてください。

（令和6年10月24日追記）

公表方法については、法人HPや広報誌など多くの方が閲覧できるものが望ましいです。また、支援プログラムに関する詳細については、以下URL（厚生労働省HP）から「令和4年度障害者総合福

祉推進事業 実施事業一覧」の「24 自立訓練事業における標準的な支援プログラム及び評価指標の活用についての調査研究（PwC コンサルティング合同会社）」を参照してください。

▼URL

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160\\_00016.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194160_00016.html)

(以下、令和6年5月8日追記)

( 生活介護の基本報酬 )

問 3 1

生活介護の基本報酬が時間に応じた報酬額に変更になったが、同一日に複数の生活介護の請求をすることは可能か。例えば、9-12 時で A 事業所、13-17 時で B 事業所を利用した場合、両事業所で請求ができるか。

(答)

たとえ短時間だけの利用であっても、「1 日単位の報酬」となるため請求できません。

( 生活介護の基本報酬 )

問 3 2

個別支援計画に定める標準的な時間が「7 時間」のとき、「所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合」と「所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合」のどちらの区分で請求すればよいか。

(答)

「7 時間」は「7 時間以上」に該当するため、「所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合」で請求してください。また、他の時間区分でも同様の考え方となります。

( 生活介護の基本報酬 )

問 3 3

送迎に往復 3 時間以上かかる場合は 1 時間を「標準的な時間」に加えてよいとあるが、複数人を同乗させてルートで送迎する場合も 3 時間以上であれば乗車する全員に関して送迎時間を含めて構わないか。また、車庫から出発する場合、車庫出発から事業所到着までの時間で計算してよいか。

(答)

利用者ごとの距離などを考慮する必要はなく、乗車する全員に関して送迎時間に含めて構いません。また、車庫から出発する場合は車庫出発時間で計算してください。

( 喀痰吸引等実施加算 )

問 3 4

喀痰吸引等実施加算について、「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」を修了した生活支援員等以外に、看護師が喀痰吸引等（吸引や経管栄養）を実施した場合においても、加算の対象として差し支えないか。

(答)

看護師の配置は常勤看護職員等配置加算などで評価しているため、看護師が実施する場合は対象となりません。登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者である介護職員等が実施した場合のみ対象となります。また、実施内容は「社会福祉士及び介護福祉士法」に定められた「喀痰吸引等」であればよく、胃ろうや腸ろうなどのみ行う場合でも算定可能となります。

(以下、令和6年10月24日追記)

( 入浴支援加算 )

問 3 5

国報酬告示6の13の3に「他の事業所の入浴設備を利用する場合においても、当該事業所の職員が入浴支援を行う場合に限り対象とする。」とあるが、施設の占有規定との関係如何。

(答)

都内の指定障害福祉サービス事業所（八王子市及び児相設置区が指定するサービスを除く）において、サービスに支障がない範囲で他の生活介護事業所等の利用者に入浴施設を利用させることを可能とします。

なお、運用に当たっては、東京都から発出している6福祉障施第1686号「生活介護事業所等における入浴支援加算の取扱いについて（令和6年10月9日）」を参照してください。

▼通知格納先 U R L

<https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/Lib/LibDspList.php?catid=002-016>

( 生活介護報酬での定員規模の考え方 )

問 3 6

令和6年度報酬改定で、生活介護において重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬が設定（多機能型等定員区分①5人以下、②6人以上10人以下、③11人以上20人以下）された。生活介護は、単独指定の事業所で定員が20名未満である場合がいくつか想定されるが、その場合の介護給付費の請求方法如何。

- (1) 重症心身障害者のみを対象とする5名定員の児童発達支援または放課後等デイサービスとの多機能型生活介護事業所の場合
- (2) 入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設で行う10名定員の生活介護事業所の場合

(答)

10名以下の新設区分は「重心多機能型」のみが使用できるため、その他の10名以下定員の場合は「20人以下」の区分となります。

(1)の場合、国保連請求システム上は定員規模を「20人以下」、多機能型等定員区分に「5人以下」と設定してください。

(2)の場合、新設された区分は重症心身障害児者対応施設への配慮が目的であるため「6人以上10人以下」の区分は適用できず、定員規模「20人以下」の区分となります。

( 延長支援加算と所要時間の関係 )

問 3 7

改正された延長支援加算についても「所要時間」という考え方があり、「『所要時間』は、生活介護計画に定める時間ではなく、実際にサービス提供を行った時間であり、原則として、送迎のみを実施する時間は含まれないものであること。」と記載があり、「生活介護サービス費の『所要時間』」とは内容が異なる。例えば重心通所生活介護の利用者で、個別支援計画上の所要時間が「5.5 時間 + 障害特性により 2 時間 = 7.5 時間」で通常の退所時間から 1.5 時間延長して受け入れた場合、9 時間として延長支援加算を算定可能なのか。それとも 5.5 時間 + 1.5 時間 = 7 時間となり、算定不可になるのか。

(答)

例示の場合、延長支援加算は算定できません。延長支援加算の所要時間は「実際の利用者受入時間」で考えていただく必要があります。

( 重度障害者支援加算の初期加算 )

問 3 8

生活介護及び施設入所支援の「重度障害者支援加算（Ⅱ・Ⅲ）」における「当該加算の算定を開始した日から起算して 180 日以内は 500 単位を加算（以下、「初期加算」という。）」の起算日は、「入所初期段階」なのか「加算の算定を開始した日」のどちらか。

(答)

初期加算は入所の初期段階において、環境の変化等に適応するために特に手厚い支援を要することを評価したものであるため、入所の初期段階でなければ算定できません。よって、入所して月日が経過した利用者に関し、支援区分が更新され新たに加算対象となった時点や、施設が体制を整え新たに重度障害者支援加算を届け出た時点を起算日とすることはできません。

(以下、令和7年1月17日追記)

( 延長支援加算と宿泊支援の関係 )

問39

施設で宿泊行事を行っているが、その場合は宿泊日の前後において延長支援加算は算定できるか。

(答)

(前提として、生活介護事業所は日中に通所してサービスを提供する施設であり、夜間の支援を想定しておりません。ただし、利用者（家族）の同意のもと、人員体制等を整えイベントの位置づけで支援に支障のない範囲で実施するものまで否定するものではありません。)

当該事業所を利用した後に、引き続き宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の生活介護の提供を受ける場合には算定することはできません。

( 休職中のサービス利用 )

問40－1

厚生労働省「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.2（令和6年3月29日）」問54において、「一般就労している障害者が休職し、復職支援として生活介護や自立訓練を利用する場合についても、問52の①～③と同様の要件を確認できた場合にのみ、支給決定を行っても差し支えないこととする。」と記載されている。休職に至る前の欠勤期間中においても、休職期間中と同様の考え方よいか。

問40－2

休職期間中における就労系障害福祉サービスの利用期間については「企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）」とされているが、自立訓練についてはどのように取り扱うべきか。

(答)

問40－1について

休職に至る前の欠勤期間中においても休職期間中と同様に考えて構いません。「休職」していくなくとも、「欠勤中」であってQ&A問52の①～③の要件を満たすのであれば支給決定は可能である。ただし、「休職」は企業が労働を免除するのに対し、「欠勤」は企業が労働を免除したわけではないことに留意し、企業側から「サービス利用が適当である」と判断する書類を提出させ確認すること。

問40－2について

「企業の定める休職期間の終了までの期間（上限2年）」については、就労系障害福祉サービスのみの取扱いとなり、自立訓練には準用しません。

( 利益供与の禁止 )

問 4 1

「利益供与の禁止」について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 51 条第 1 項及び第 2 項で規定されている「～他の障害福祉サービスを行う者等」の「等」について、以下ケースの場合の考え方如何。

- (1) 障害福祉サービスを提供していない一般企業（医療機関を含む）は、「他の障害福祉サービスを行う者等」に該当するか。（例）障害者支援施設事業者 X が一般企業 Y 社と提携関係を結び、Y 社から利用者の紹介を受けた場合に、X から Y 社に対し紹介料を支払うことは、禁止される利益供与等に該当するか。
- (2) 障害者支援施設を退所する利用者を民間（法外）の復職支援サービス事業者に紹介することは禁止される利益供与等に該当するか。（例）障害者支援施設事業者 X が民間復職支援サービス事業者（復職支援のためのプログラム等を提供している）と提携関係を結び、X から利用者の紹介を受けた場合に、Y から X に対し紹介料を支払うことは、禁止される利益供与等に該当するか。

（答）

(1)の場合、「利益供与」に該当します。利益供与禁止規定の趣旨は、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自らがサービス内容や質に基づき利用の可否を判断することを促す目的であり、それを歪めるような誘因行為やあっせん行為を禁止するためのものです。よって、障害福祉サービス事業所に限らず、一般企業であっても利益供与等の禁止規定は該当します。

(2)の場合も該当します。理由は(1)と同様です。

( 地域連携推進会議と利用者調査 )

問 4 2

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省令第 172 号）第 24 条の 2 第 2 項の「地域連携推進会議の開催」について、解釈通知に、「地域連携推進会議の設置等に代えて、外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表等の措置を実施する場合は、サービスの第三者評価等の実施状況（実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果）を公表する」と記載があるが、「サービスの第三者評価等」には、「利用者調査」も含まれるか。含まれない場合、「利用者調査」は「これに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの」として認められるか。

（答）

「利用者調査」は「サービスの第三者評価等」に含まれませんが、「これに準ずる措置として都道府県知事が定めるもの」として「利用者調査」を行っている障害者支援施設は「地域連携推進会議の設置等」に代えることができます。

東京都 福祉局 障害者施策推進部  
施設サービス支援課 障害者支援施設担当

## 《重要》『業務管理体制の届出』について

平成24年4月1日から事業者(法人)は指定を受けた後、障害者総合支援法第51条の2及び第51条の31の規定に基づき  
『業務管理体制の届出』の提出が義務付けられました。(事業者(法人)単位の届出が必要です。)

### 【事業者(法人)で初めて障害者総合支援法に基づく事業所の指定を受けた場合】

⇒新規に業務管理体制の届出(第25号様式)が必要です

### 【すでに届出済みの場合】

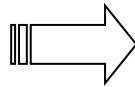
◆事業所が2以上の都道府県に所在することとなった場合

⇒区分の変更の届出(第25号様式)が必要です

◆届出事項に変更がある場合(下記例)⇒業務管理体制の変更届出(第26号様式)が必要です

- ・法人の名称、所在地、代表者氏名等及び、法令遵守責任者に変更があった場合
- ・事業所数増により、整備すべき体制に変更があった場合

★届出様式と詳しい説明は東京都障害者サービス情報のホームページをご覧ください。★



東京都障害者サービス情報 > 書式ライブラリー > B 業務管理体制の整備  
(URL) <http://www.shougaifukushi.metro.tokyo.jp/Lib/LibDspCatego.php?catid=057>

## 届出のしおり

### ～障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく業務管理体制の整備～

業務管理体制の概要 ······ ······ ······ ······ ······ ······ ······ 2

記入要領 1  
第 25 号様式及び第 15 号様式  
··· 業務管理体制の整備について届け出る場合 ··· 7

記入要領 2  
第 25 号様式及び第 15 号様式  
··· 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し  
届出先区分の変更が生じた場合 ······ 9

記入要領 3  
第 26 号様式及び第 16 号様式  
··· 届出事項に変更があった場合 ······ 11

参考資料 ······ ······ ······ ······ ······ ······ 12

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく届出書】  
第 25 号様式・第 26 号様式

【児童福祉法に基づく届出書】  
第 15 号様式・第 16 号様式

## ● 業務管理体制の概要

平成22年の障害者自立支援法等の改正により、平成24年4月1日から、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者、指定相談支援事業者、指定障害児通所支援事業者等、指定障害児入所施設等の設置者及び指定障害児相談支援事業者（以下「事業者」といいます。）は、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられました。

事業者が整備すべき業務管理体制の内容は、指定を受けている事業所又は施設（以下「事業所等」といいます。）の数に応じ定められており、また、業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書を関係行政機関に届け出ることとされました。

### 1. 事業者ごとの届出

届出は、指定を受けている事業所又は施設の申請（開設）者である事業者ごとに行います。

なお、届出は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法の根拠条文ごとに行う必要があります。

#### 【障害者総合支援法の根拠条文】

- (1) 法第51条の2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、施設入所支援、宿泊型自立訓練、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助

- (2) 法第51条の31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援

#### 【児童福祉法の根拠条文】

- (1) 法第21条の5の26：指定障害児通所支援事業者等

児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

- (2) 法第24条の19の2：指定障害児入所施設等の設置者

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

- (3) 法第24条の38：指定障害児相談支援事業者

障害児相談支援

## 2. 事業者が整備する業務管理体制

|           |  |  |  |
|-----------|--|--|--|
| 業務管理体制の内容 |  |  | 業務執行の状況の監査を定期的に実施                                |
|           |  | 業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備  | 業務が法令に適合することを確保するための規程（＝以下「 <u>法令遵守規程</u> 」）の整備  |
|           | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任 | 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者（＝以下「 <u>法令遵守責任者</u> 」）の選任 |
|           | 事業所等の数<br>20未満                                   | 20以上100未満  | 100以上  |

## 3. 届出書に記載すべき事項

| 届出事項  | 対象となる事業者                  |
|---|---------------------------|
| ① 事業者の名称又は氏名<br>〃 主たる事務所の所在地<br>〃 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 | 全ての事業者                    |
| ② 「法令遵守責任者」（注1）の氏名、生年月日                             |                           |
| ③ 上記に加え、「法令遵守規程」（注2）の概要（注3）                         | 事業所等の数が <u>20以上</u> の事業者  |
| ④ 上記に加え、「業務執行の状況の監査の方法」の概要（注4）                      | 事業所等の数が <u>100以上</u> の事業者 |

### （注1） 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者

「法令遵守責任者」については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びに各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

### （注2） 業務が法令に適合することを確保するための規程

#### （注3） 「法令遵守規程」について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はない、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程全文を添付しても差し支えありません。

### （注4） 「業務執行の状況の監査」について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定

に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならないものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことができます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法の概要」につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出してください。

#### 4. 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要です。

| 区分  | 届出先  |
|---|--|
| ① 事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者   | 厚生労働省本省<br>(社会・援護局障害保健福祉部<br>企画課監査指導室)                     |
| ② 特定相談支援事業のみを行う事業者又は障害児相談支援事業を行う事業者であって、全ての事業所等が同一区市町村内に所在する事業者 | 区市町村   |
| ③ 事業所等が八王子市のみに所在する場合  | 八王子市   |
| ④ 障害児通所支援事業又は障害児入所支援を行う事業者等であって、全ての事業所等が同一児童相談所設置区内に所在する事業者     | 児童相談所設置区<br>(世田谷区、江戸川区、<br>荒川区、港区、中野区、板橋区、<br>豊島区、葛飾区、品川区) |
| ⑤ 上記以外の事業者  | 東京都  |

※ 事業所等の展開に応じて届出先が違います。

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないのでご注意ください。

#### 5. 届出方法

##### (1) 提出物

届出書1部を郵送又はメールにて提出してください。

郵送の場合、封筒には朱書きで「業務管理体制の届出書在中」と明記ください。

メールの場合、件名に「業務管理体制の届出」と明記ください。

##### (2) 届出先

| 障害者総合支援法に基づく届出   | 児童福祉法に基づく届出  |
|--|--|
| 東京都福祉局障害者施策推進部<br>地域生活支援課在宅支援担当<br>〒163-8001<br>東京都新宿区西新宿二丁目8番1号<br>TEL: 03-5320-4325<br>メールアドレス: <a href="mailto:shogai-gyomukanritaisei01@section.metro.tokyo.jp">shogai-gyomukanritaisei01@section.metro.tokyo.jp</a> | 東京都福祉局障害者施策推進部<br>施設サービス支援課児童福祉施設担当<br>〒163-8001<br>東京都新宿区西新宿二丁目8番1号<br>TEL: 03-5320-4374<br>メールアドレス: <a href="mailto:gyomukanritaisei-jidou01@section.metro.tokyo.jp">gyomukanritaisei-jidou01@section.metro.tokyo.jp</a> |

## 6. 届出に必要な様式等について

| 届出が必要となる事由   | 様式     | 記入要領・記入例                |
|--|--------|-------------------------|
| ① 業務管理体制の整備に関して届け出る場合  |        |                         |
| ※ 全ての事業者は、平成24年4月1日以降、届け出る必要があります。   |        |                         |
| 障害者総合支援法第51条の2第2項に基づく場合  | 第25号様式 | 記入要領1<br>記入例 1          |
| 障害者総合支援法第51条の31第2項に基づく場合   | 第25号様式 | 記入要領1<br>記入例 1          |
| 児童福祉法第21条の5の26第2項、第24条の19の2、第24条の38第2項に基づく場合   | 第15号様式 | 記入要領1<br>記入例 1          |
| ② 事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合  |        |                         |
| 注) この区分の変更に関する届出は、 <b>変更前の行政機関及び変更後の行政機関の双方に届け出る必要があります。</b>   |        |                         |
| 例：A県のみで事業展開していた事業者が、新たにB県においても事業を開始した場合<br>届出先：【変更前】A県知事 → 【変更後】厚生労働省本省  |        |                         |
| 障害者総合支援法第51条の2第4項、第51条の31第4項に基づく場合   | 第25号様式 | 記入要領2<br>記入例 2-1<br>2-2 |
| 児童福祉法第21条の5の26第4項、第24条の19の2、第24条の38第4項に基づく場合   | 第15号様式 | 記入要領2<br>記入例 2-1<br>2-2 |
| ③ 届出事項に変更があった場合  |        |                         |
| <b>○ただし、以下の場合は変更の届出の必要はありません。</b><br>・事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合<br>・法令遵守規程の字句の修正など業務管理体制に影響を及ぼさない軽微な変更の場合 |        |                         |
| 障害者総合支援法第51条の2第3項、第51条の31第3項に基づく場合   | 第26号様式 | 記入要領3<br>記入例 3          |
| 児童福祉法第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の38第3項に基づく場合  | 第16号様式 | 記入要領3<br>記入例 3          |
| 事業者は、上記の届出が必要となった場合には、遅滞なく届出先の行政機関に届け出なければなりません。   |        |                         |

## 記入要領 1

第 25 号様式及び第 15 号様式

・・・業務管理体制の整備について届け出る場合

全ての事業者は、業務管理体制を整備し、事業所等の展開に応じ関係行政機関に届け出る必要があります。

東京都へ届け出る事業者は、第 25 号様式（障害者総合支援法に基づく様式）及び第 15 号様式（児童福祉法に基づく様式）を用いて提出してください。

なお、障害者総合支援法及び児童福祉法の該当する条文（事業者の区分）ごとに届出が必要です。

### 【事業所等の展開に応じた届出先行政機関】

| 区分  | 届出先  |
|---|--|
| ① 事業所等が 2 以上の都道府県に所在する事業者                                       | 厚生労働省本省<br>(社会・援護局障害保健福祉部企画課監査指導室)                 |
| ② 特定相談支援事業のみを行う事業者又は障害児相談支援事業を行う事業者であって、全ての事業所等が同一区市町村内に所在する事業者 | 区市町村   |
| ③ 事業所等が八王子市のみに所在する場合  | 八王子市   |
| ④ 障害児通所支援事業又は障害児入所支援を行う事業者等であって、全ての事業所等が同一児童相談所設置区内に所在する事業者     | 児童相談所設置区<br>(世田谷区、江戸川区、荒川区、港区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区) |
| <b>④ 上記以外の事業者</b>   | <b>東京都</b>   |

※ 届出先は、事業所等の所在地によって決まるものであり、主たる事務所の所在地ではないので注意してください。

### 【障害者総合支援法の該当する条文】

- (1) 法第 51 条の 2 : 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
- (2) 法第 51 条の 31 : 指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

**※ 上記(1)、(2)の条文ごと届出が必要です。**

例えば、(1)、(2)双方の指定がある場合、届出様式を障害福祉サービス事業等（法第 51 条の 2）で 1 通、相談支援事業（法第 51 条の 31）で 1 通、ご提出が必要です。

### 【児童福祉法の該当する条文】

- (1) 法第 21 条の 5 の 26 : 指定障害児通所支援事業者等
- (2) 法第 24 条の 19 の 2 : 指定障害児入所施設等の設置者
- (3) 法第 24 条の 38 : 指定障害児相談支援事業者

**※ 上記(1)～(3)の条文ごと届出が必要です。**

例えば、(1)、(2)、(3)の指定がある場合、届出様式を障害児通所支援事業者等（法第 21 条の 5 の 26）で 1 通、障害児入所施設等（法第 24 条の 19 の 2）で 1 通、障害児相談支援事業者（法第 24 条の 38）で 1 通、ご提出が必要です。

## ～記入方法～

※ 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の「事業者（法人）番号」には記入する必要はありません。

### 1 「届出の内容」欄

業務管理体制の整備に関して届け出る場合は、(1) 法第 51 条の 2 第 2 項、第 51 条の 31 第 2 項関係（整備）に○を付けてください（第 15 号様式の場合は、(1) 児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 2 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 2 項関係（整備）に○を付けてください。）。

※ 届出先行政機関が変更される場合（区分の変更）については、次の記入要領 2 を参考にしてください。

### 2 「事業者」欄

① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。

② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。

### 3 「事業所名称等及び所在地」欄

① 事業所名称及び所在地等を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。

※ 事業所数の数え方は、「参考資料」（p 12）を参照してください。

② この様式に書ききれない場合は、事業所等の合計数のみを記入し、添付資料として、別表「事業所一覧（参考様式）」を添付してください。

添付資料は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計〇〇カ所」と記入してください。

### 4 「障害者総合支援法（児童福祉法）上の該当する条文（事業者の区分）」欄

届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○を付けてください。

#### 【様式第 25 号様式】

(1) 法第 51 条の 2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者

(2) 法第 51 条の 31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

**※ 上記(1)、(2)の条文ごと届出が必要です。**

#### 【様式第 15 号様式】

(1) 法第 21 条の 5 の 26：指定障害児通所支援事業者等

(2) 法第 24 条の 19 の 2：指定障害児入所施設等の設置者

(3) 法第 24 条の 38：指定障害児相談支援事業者

**※ 上記(1)～(3)の条文ごと届出が必要です。**

- 5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号(児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号)に基づく届出事項」欄
- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制については、次の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 第2号 | 法令遵守責任者の氏名（フリガナ）及び生年月日    |
| 第3号 | 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |
| 第4号 | 業務執行の状況の監査の方法の概要          |

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

|     | 事業所等の数 |           |       |
|-----|--------|-----------|-------|
|     | 20未満   | 20以上100未満 | 100以上 |
| 第2号 | ○      | ○         | ○     |
| 第3号 | ×      | ○         | ○     |
| 第4号 | ×      | ×         | ○     |

- ② 第2号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。  
添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したもので構いません。  
添付資料については、「参考資料」（p12）に御留意ください。

## 6 「区分変更」欄

業務管理体制を整備し届け出る場合は、記入する必要はありません。

## 記入要領 2

第 25 号様式及び第 15 号様式

- ・・・事業所等の指定等により事業展開地域が変更し  
届出先区分の変更が生じた場合

業務管理体制を届け出た後、事業所等の指定や廃止等に伴う事業展開地域の変更により、届出先区分に変更が生じた事業者は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出してください。

東京都へ届け出る場合は、第 25 号様式（障害者総合支援法に基づく様式）及び第 15 号様式（児童福祉法に基づく様式）で、他の行政機関へ届け出る場合は、各行政機関の定める様式で届け出してください

## ～記入方法～

※ 受付番号及び「1 届出の内容」欄の上段の「事業者（法人）番号」には記入する必要はありません。

### 1 「届出の内容」欄

届出先区分の変更が生じた場合は、(2) 法第 51 条の 2 第 4 項、第 51 条の 31 第 4 項関係（区分の変更）に○を付けてください（第 15 号様式の場合は、(2) 児童福祉法第 21 条の 5 の 26 第 4 項、第 24 条の 19 の 2、第 24 条の 38 第 4 項関係（区分の変更）に○を付けてください。）。

### 2 「事業者」欄

- ① 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」欄は、登記内容等と一致させてください。
- ② 「法人の種別」は、届出者が法人である場合に、営利法人、社会福祉法人、医療法人、社団法人、特定非営利活動法人等の区別を記入してください。
- ③ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

### 3 「事業所名称等及び所在地」欄

- ① 事業所名称及び所在地を記入し、「事業所名称」欄の最後に事業所等の合計数を記入してください。  
※ 事業所数の数え方は、「参考資料」（p 12）を参照してください。
- ② この様式に書ききれない場合は、事業所等の合計数のみを記入し、添付資料として、別表「事業所一覧（参考様式）」を添付してください。  
添付資料は、A4 用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いませんが、その場合は添付資料の表紙に、事業所等の合計数がわかるよう「事業所等の合計〇〇カ所」と記入してください。
- ③ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

### 4 「障害者総合支援法（児童福祉法）上の該当する条文（事業者の区分）」欄

届け出る事業者の区分については、次の条文ごとの事業者区分を参考に、いずれかの該当する番号に○を付けてください。

#### 【様式第 25 号様式】

- (1) 法第 51 条の 2：指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等の設置者
- (2) 法第 51 条の 31：指定一般相談支援事業者及び指定特定相談支援事業者

※ 上記(1)、(2)の条文ごと届出が必要です。

### 【様式第15号様式】

- (1) 法第21条の5の26 : 指定障害児通所支援事業者等
- (2) 法第24条の19の2 : 指定障害児入所施設等の設置者
- (3) 法第24条の38 : 指定障害児相談支援事業者

※ 上記(1)～(3)の条文ごと届出が必要です。

### 5 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の28及び第34条の62第1項第2号から第4号（児童福祉法施行規則第18条の38、第25条の23の2及び25条の26の9第1項第2号から第4号）に基づく届出事項」欄

- ① 事業所等数に応じて整備し届け出る業務管理体制について、下の表を参考に、該当する番号全てに○を付けてください。

|     |                           |
|-----|---------------------------|
| 第2号 | 法令遵守責任者の氏名及び生年月日          |
| 第3号 | 業務が法令に適合することを確保するための規程の概要 |
| 第4号 | 業務執行の状況の監査の方法の概要          |

事業所等の数に応じて整備する業務管理体制

|     | 事業所等の数 |           |       |
|-----|--------|-----------|-------|
|     | 20未満   | 20以上100未満 | 100以上 |
| 第2号 | ○      | ○         | ○     |
| 第3号 | ×      | ○         | ○     |
| 第4号 | ×      | ×         | ○     |

- ② 第2号については、その氏名（フリガナ）及び生年月日を記入してください。
- ③ 第3号及び第4号を届け出る場合は、概要等がわかる資料を添付してください。  
別添資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。  
別添資料については、「参考資料」（p12）に御留意ください。  
届出先区分の変更に併せて、指定等事業所等の数の変更により、整備する業務管理体制の内容が変更された場合も、この欄に記入してください。
- ④ 区分変更前行政機関へ届け出る場合は、この欄に記入する必要はありません。

### 6 「区分変更」欄

- ① 「事業者（法人）番号」には、区分変更前行政機関が付番した番号を記入してください。
- ② 「区分変更の理由」には、その理由を具体的に記入してください。  
書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、変更の理由がわかる資料を添付していただいても差し支えありません。  
資料を添付する場合は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。
- ③ 「区分変更日」は、事業所等の新規指定・廃止等により区分が変更された日を記入してください。

### 記入要領3

第26号様式及び第16号様式・・・届出事項に変更があった場合

## ～記入方法～

1 届け出た事項に変更があった事業者は、第26号様式（障害者総合支援法に基づく様式）及び第16号様式（児童福祉法に基づく様式）を用いて東京都に届け出してください。

2 受付番号には記入する必要はありません。

3 事業者（法人）番号には、届出先行政機関が付番した番号を記入してください。

4 「変更があった事項」の該当項目番号に○を付け、「変更の内容」に具体的に記入してください。

なお、書ききれない場合は、記入を省略し変更内容のわかる資料を添付していただいても差し支えありません。

添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

5 事業者の「名称」、「住所」、「法人の種別」、「代表者の職名」、「代表者の住所」等は、登記内容等と一致させてください。

6 「5、事業所名称等及び所在地」について

事業所等の指定や廃止等により**その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合にのみ届け出してください。**

（事業所等の数に変更が生じても、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。）

この場合は、「変更前欄」と「変更後欄」のそれぞれに、事業所等の合計の数を記入し、変更後欄に追加又は廃止等事業所等の名称、指定年月日、事業所番号、所在地を記入してください。

書ききれない場合は、この様式への記入を省略し、これらの事項が書かれた添付資料として、別表「事業所一覧（参考様式）」を添付してください。

添付資料は、A4用紙により、既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

7 「7、業務が法令に適合することを確保するための規程の概要」及び「8、業務執行の状況の監査の方法の概要」について

事業者の業務管理体制について変更が生じた場合（組織の変更、規定の追加等）に届け出してください。規程の字句の修正等体制に影響を及ぼさない軽微な変更は、届け出る必要はありません。

なお、事業所等の数の変更により、「7」又は「8」を追加等する場合は、該当項目番号に○を付け、追加の場合には「7」又は「8」の概要等がわかる資料を添付してください。

添付資料は、A4用紙により既存資料の写し及び両面印刷したものでも構いません。

## 参考資料

### ●事業所数について

事業所等の数は、その指定を受けたサービス種別ごとに一事業所等と數えます。

事業所番号が同一でも、サービス種類が異なる場合は、異なる事業所として數えます。例えば、同一の事業所が、居宅介護事業所と重度訪問介護事業所としての指定を受けている場合、指定を受けている事業所は2つとなります。

### ●法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者）について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも障害者総合支援法（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）並びに各法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者等の場合には、事業者等内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。

なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

### ●法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）について

法令遵守規程には、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、法及び法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど、事業者の実態に即したもので構いません。

届け出る「法令遵守規程の概要」につきましては、必ずしも改めて概要を作成する必要はなく、この規程の全体像がわかる既存のもので構いません。また、法令遵守規程の全文を添付しても差し支えありません。

### ●業務執行の状況の監査について

事業者が医療法人、社会福祉法人、特定非営利法人、株式会社等であって、既に各法の規定に基づき、その監事又は監査役（委員会設置会社にあっては、監査委員会）が法及び法に基づく命令の遵守の状況を確保する内容を盛り込んでいる監査を行っている場合には、その監査をもって障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく「業務執行の状況の監査」とすることができます。

なお、この監査は、事業者の監査部門等による内部監査又は監査法人等による外部監査のどちらの方法でも構いません。また、定期的な監査とは、必ずしも全ての事業所に対して、年1回行わなければならぬものではありませんが、例えば事業所ごとの自己点検等と定期的な監査とを組み合わせるなど、効率的かつ効果的に行うことが望されます。

届け出る「業務執行の状況の監査の方法」の概要につきましては、事業者がこの監査に係る規程を作成している場合には、当該規程の全体像がわかるもの又は規程全文を、規程を作成していない場合には、監査担当者又は担当部署による監査の実施方法がわかるものを届け出してください。